平成１７年９月南伊豆町議会定例会会議録目次

第　１　号　（９月１３日）

○議事日程……1

○本日の会議に付した事件……1

○出席議員……1

○欠席議員……1

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……1

○職務のため出席した者の職氏名……2

○開会宣告……3

○議事日程説明……3

○開議宣告……3

○会議録署名議員の指名……3

○会期の決定……3

○諸般の報告……4

○町長行政報告……4

○一般質問……7

漆　田　　修　君……7

保　坂　好　明　君……20

横　嶋　隆　二　君……36

清　水　清　一　君……52

○散会宣告……62

○署名議員……63

第　２　号　（９月１４日）

○議事日程……65

○本日の会議に付した事件……66

○出席議員……66

○欠席議員……66

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……66

○職務のため出席した者の職氏名……67
○開議宣告……68
○会議録署名議員の指名……68
○議第６８号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決……68
○議第６９号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託……69
○議第７０号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決……71
○議第７１号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決……72
○議第７２号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託……73
○議第７３号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託……77
○議第７４号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決……80
○議第７５号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決……91
○議第７６号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決……94
○議第７７号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決……98
○議第７８号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託…… 100
○議第７９号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託…… 109
○議第８０号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託…… 113
○議第８１号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託…… 115
○議第８２号～議第８４号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決…… 118
○議第８５号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託…… 123
○議第８６号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託…… 125
○議第８７号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決…… 128
○議第８８号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決…… 131
○議第８９号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託…… 133
○議第９０号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託…… 135
○議第９１号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決…… 142
○議第９２号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決…… 149
○散会宣告…… 156
○署名議員…… 157

第　３　号　（９月２２日）

○議事日程…… 159
○本日の会議に付した事件…… 159
○出席議員…… 160
○欠席議員…… 160
○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名…… 160
○職務のため出席した者の職氏名…… 160
○開議宣告…… 161
○会議録署名議員の指名…… 161
○議第６９号、議第７２号の委員長報告、質疑、討論、採決…… 161
○議第７３号の閉会中の継続審査の申出書について…… 163
○議第７８号の委員長報告、質疑、討論、採決…… 163
○議第７９号～議第８１号、議第８５号の委員長報告、質疑、討論、採決…… 170
○議第８６号、議第８９号及び議第９０号の委員長報告、質疑、討論、採決…… 173
○閉会中の継続調査申出書について…… 175
○日程の追加…… 176
○議第９３号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決…… 176
○閉議及び閉会宣告…… 178
○署名議員…… 179

平成１７年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

平成１７年９月１３日（火）午前９時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　町長行政報告

日程第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	保　坂　好　明　君	２番	清　水　清　一　君
４番	谷　川　次　重　君	６番	梅　本　和　熙　君
７番	藤　田　喜代治　君	８番	漆　田　　修　君
９番	齋　藤　　要　君	１０番	渡　邉　嘉　郎　君
１１番	石　井　福　光　君	１２番	横　嶋　隆　二　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	鈴　木　史鶴哉　君	助　　役	小　針　　弘　君
教　育　長	釜　田　弘　文　君	総　務　課　長	小　島　徳　三　君
企画調整課長	谷　　正　君	建　設　課　長	高　橋　一　成　君
産業観光課長	鈴　木　博　志　君	窓口税務課長	外　岡　茂　徳　君
健康福祉課長	高　野　　馨　君	生活環境課長	石　井　　司　君

会計室長	山本正久君	教育委員会事務局長	鈴木　勇君
水道課長	小坂孝味君	総務係長	松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤　博	主幹	栗田忠蔵

開会　午前　９時３０分

◎開会宣告

○議長（藤田喜代治君）　おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成17年９月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

◎議事日程説明

○議長（藤田喜代治君）　議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

◎開議宣告

○議長（藤田喜代治君）　これより本会議第１日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤田喜代治君）　会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

６番議員　　梅　本　和　熙　君

８番議員　　漆　田　　修　君

◎会期の決定

○議長（藤田喜代治君）　会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日から９月22日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、会期は９月13日より９月22日までの10日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（藤田喜代治君）　諸般の報告を申し上げます。

平成17年６月定例会以降開催されました行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであり、各行事に参加いたしましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（藤田喜代治君）　町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　本日より９月定例議会よろしくお願いいたします。

それでは、平成17年南伊豆町議会９月定例会の開会に当たり、次の４項目について行政報告を申し上げます。

１、町制施行50周年記念式典について。

我が南伊豆町は昭和30年７月31日、昭和の大合併により、それまでの三浜村、南上村、三坂村、南崎村、南中村及び竹麻村のいわゆる南賀６カ村が合併して誕生し、本年は合併50周年という大きな節目の年となりました。この間、先人たちの努力で幾多の困難を深い郷土愛と強いきずなで乗り越え、力強くたゆみない歩みを続け発展を遂げつつあるのであります。特に、昭和49年５月の伊豆半島沖地震、昭和50年、51年の集中豪雨と３年連続の自然災害が

いまだに忘れることができません。

記念式典当日は静岡県知事代理の渡辺静岡県賀茂地域支援局長を初め、森竹治郎静岡県議会議員、鳥澤富雄同県議会議員ほか多数のご来賓の方々にご臨席いただき式典に花を添えていただきました。そして、長年南伊豆町の発展に寄与貢献されました個人・団体を南伊豆町表彰条例により、功労表彰として石廊崎の小澤忠次郎様、善行表彰として上小野の木村松峰様、二条の鈴木忠蔵様、湊の山田敏男様、大瀬の山崎武彦様、南伊豆町交通指導委員会様に対し感謝の意を表するとともに功績をたたえ表彰させていただきました。

近年、地域社会を取り巻く環境は、地震災害や地球温暖化が原因と言われている集中豪雨の多発並びに価値観の多様化など社会情勢の急激な変化により、これまで以上の速さで大きな変貌を遂げつつあり、行政運営の至難な時代に入ったと考えられます。この50年の節目を契機に町民相互の融和を図り協調の意識を高め、未来に向かって着実に前進し次の世代へとバトンタッチすることが我々の役目であり、今後も町民、町議会、関係各方面と一体となったまちづくりを進める所存であります。

２、夏の観光客入り込み状況について。

本年７月から８月における観光客、海水浴客等の入り込み状況及び対前年度比について、次のような結果がまとまりましたので報告させていただきます。

夏の観光客入り込み状況及びイベント参加者対前年度比。弓ヶ浜海水浴場を初めとしてごらんのとおりでございます。17年が、７、８月の計が９万8,620人で対前年度比104.65％となっております。以下ごらんのとおりであります。ごらんいただきたいと思います。

本年は梅雨明けが７月18日と平年並みでしたが、７月、８月とも猛暑が続き好天に恵まれました。心配された台風も７月26日の７号、８月25日の11号といずれも伊豆半島をかすめ、しかも平日だったため観光客への影響も少なかったと思われます。しかし、ことしの弓ヶ浜と子浦海水浴場の海水浴客は対前年度比104.28％、4,271人の増となりましたが、民宿、旅館等の宿泊客数は、天候がよかったにもかかわらず対前年度比87.59％、１万3,907人の減と昨年を大幅に下回る結果となりました。これは、長引く景気の低迷や少子化による家族旅行の減少、若者の観光ニーズの多様化及び愛知万博などが原因と考えられます。また、観光施設につきましても対前年度比91.94％、3,314人の減少となりました。

その他、各地域で実施した花火大会や祭り、イベント等は対前年度比110.92％、4,085人の増となりました。特に弓ヶ浜花火大会と黒潮和太鼓まつりにつきましては天候にも恵まれ過去最高の人手となりました。これら各地域のイベントは大々的な広告宣伝も行いませんが

誘客の柱として定着し大いに効果を上げております。

３、町営温泉銀の湯、みなと湯の４月から８月までの利用状況について。

町営温泉銀の湯、みなと湯につきましては、町民の方々や観光客の皆様にもよりよく利用されますよう、日夜サービスの向上を目指しているところであります。本年度も子供の日、母の日、父の日の各記念日に恒例になりました無料入浴サービス及び粗品のプレゼントを実施し、利用者の皆様には大変好評を得ました。

入館者の入り込み状況につきましては、４月、６月と前年を上回り好調でしたが、５月は昨年５連休でしたが本年は３連休となり大幅な減少となりました。夏期におきましては７月の最終週から８月の第４週までの休館日――銀の湯水曜日、みなと湯火曜日――５日間を営業することにより、利用者の皆様へのサービスを図りました。銀の湯会館につきまして、７月は開館以来最高の入館者数となりましたが、８月は平日利用者が２割近く減少し、期間中1,000人を超える日は昨年の３日間が２日間となりました。本年度も食堂及び売店の土産物品の充実に努めたため、物品販売収入は７月に10％、８月15％の伸びとなりました。

なお、台風11号で足湯のよしず部分が破損いたしましたが早急に修理し、新規に雨よけの屋根を設けることといたします。また、４月より足裏マッサージを始めましたので、多くの方々にご利用いただければと思っております。

利用状況は次のとおりであります。

銀の湯が――４月から８月までの経緯で４万1,813人。前年同期比４万3,187人。比較増減が1,374人の減であります。以下、各記念日の利用状況。銀の湯会館、それからみなと湯につきましてはごらんいただきたいと思います。

４、主要建設事業等の発注状況について。

平成17年第２四半期、７月から９月における主要建設事業等の発注状況は次のとおりであります。

基幹業務新規電算システム用機器999万6,000円、株式会社下田ＯＡシステム。下賀茂地区観光施設足湯棟新築工事1,013万2,500円、有限会社小関建設。石綿セメント管更新事業青市地区排水管布設替工事516万6,000円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支店。下水道事業に伴う手石地区配水管布設替工事第２工区745万5,000円、株式会社塩崎工業。下水道事業に伴う手石地区配水管布設替工事第３工区472万5,000円、株式会社イナセツ南伊豆支店。一条簡易水道高区配水管布設替工事399万円、有限会社志村パイピング。下流漁港機能高度化事業沖防波堤建設工事3,664万5,000円、河津建設株式会社。妻良漁港漁業集落環境整備事業水産飲雑

用水施設建設工事7,770万円、株式会社保坂建設。町道伊浜線道路改良工事918万7,500円、株式会社保坂建設。加畑橋高欄取替工事309万7,500円、株式会社西田。町道成持吉祥線設計調査業務委託304万5,000円、株式会社ウエマツコンサルティング。公共下水道事業湊処理分区管渠築造工事第１工区456万7,500円、栄建設株式会社。公共下水道事業手石処理分区管渠築造工事第１工区4,331万2,500円、五味建設株式会社。公共下水道事業手石処理分区管渠築造工事第２工区4,935万円、株式会社南伊豆造園土木。

以上で、平成17年９月定例会の行政報告を終わります。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　11番、石井議員。

○１１番（石井福光君）　今日も大分温度も上がっている状態になっておりますので、クールビズの時代ですので上着の脱着を許可願いたいと思います。

○議長（藤田喜代治君）　それでは、今のご意見もっともかと思いますので、暑い方は背広を脱いでくれて結構でございます。

これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（藤田喜代治君）　これより一般質問を行います。

◇　漆　田　　修　君

○議長（藤田喜代治君）　８番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　通告に従い一般質問をさせていただきます。

通告では、町立小中学校の統廃合問題についてでありますが、近年の教育行政というのは、担当部局は既にご承知のとおりでありますが、中曽根臨調以来さきの中教審答申まで非常に揺れに揺れております。ある意味では、生徒もしくは児童を抱える父母に対しても教育行政に対する戸惑いを感じているのは私一人ではないと思います。そのような中で、実は平成16

年10月５日、前町長名で教育委員会に諮問いたしました町立小学校の統合についてという文面がこちらにございます。それを受けまして、新町長は平成17年６月13日に審議会の方にそれを諮問しております。その中では、町立小中学校の統合と跡地の利用ということで昨年10月、そして今年度は小学校を統合してその再編制をすると。そしてまた、中学校の統合――再編制というのは１校になりますのでそれはありませんが、中学校の統合をすると。そしてあと、統合のそのプライオリティーはどうするか。そして、その年次計画についてはいかがするかというような具体的な諮問をしております。

そこで、私は６月議会においてもこの教育問題については質問しましたが、その時点では６月13日の第１回の審議会について、その委員構成であるとか今後の議論の方向性について答弁をいただきました。あれから３カ月たちましたが、８月22日ですね、臨時会の後全員協において、この審議会の第２回目についてこれこれこういう方向で、町としては中学校１校、小学校２校という方向で第２回目の審議をしたいと。それについての附属の資料等を既に拝見したところであります。

そこで教育長にお聞きしたいのですが、審議会の全体議論の推移――第２回目ですね、第２回目これからしますという説明でしたので、その第２回目の審議の内容であるとか、その間で質疑された内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤田喜代治君）　教育長。

○教育長（釜田弘文君）　それではお答えしたいと思います。

今、漆田議員の第１回目の審議会につきましてのお話を伺いましたのでそのとおりでございます。第２回の審議会が８月22日に行われまして、この審議会におきましては町教育委員会から学校統合をする必要性について説明をいたしました。そして、それに基づきまして学校統合の具体案を提示させていただいたところでございます。その具体案といいますのは、小学校においては竹麻小学校と南崎小学校の統合、それから南中小学校、南上小学校、三浜小学校の統合、中学校においては東中学校、伊豆中学校の統合です。しかし、これは年度としては平成20年度から26年度までの期間において、諸条件を勘案しながら進めていくというふうな提案でございます。

そういった提案をしまして、質疑、意見交換に入ったわけでございますけれども、あとＰＴＡの代表の方々を中心に皆活発な意見が出されました。特に、各組織でアンケート等をとりまして、そのアンケート等をもとに発言をされておりました。それから、各地区の代表の区長さん方も質問という形、あるいは自分の意見という形でお話をされておりまして、学識

者の方も発言をされまして、これも統合の方の発言をされておりまして、その中の詳しい審議内容につきましては、昨日第２会審議会概要を全戸に回覧しましたのでごらんいただきたいと思いますが、今日ここではその要点でございますけれども、統合に賛成であるというふうな立場からのご意見もたくさんいただきまして、その理由としまして幾つかありますけれども、１点としましては、やはり小規模校、特に複式を持つ小規模校では子供たちの社会性というふうなものが十分に育たないのではないか。やがて、その子供たちが広い社会へ出ていったときに、いわゆる困難に遭遇することにはなるのではないかと。子供本位にやはりこれから統合すべきだというふうなご意見がございました。

それからもう一つは、やはり人間は切磋琢磨してお互いに競争心を持っていったときに伸びてくると。そういった面で小規模校というのは、そういった面がなかなか育たちにくいのではないかというふうなご意見がございました。

それから３点目としまして、友達関係が非常に限定されまして同性のお友達がクラスの中で一人であるとか、自分一人であるとかというふうな状況も既に生まれておりますけれども、そういった中で人間関係に広がりや深まりができない。つまり、人間関係の中で成長すべき点が阻害されていくのではないかというふうな点で、やはり早期に統合をしていってほしいというふうなご意見でございました。

また、統合に反対する立場からのご意見も多々ありまして、その中で特に強かったのは、中学校段階において小学校段階のような地域で地域の子供を育てるということがより、子供たちにとってはよいのではないかと。地域で子供たちを育てたいということでございます。

それから２つ目は、やはり世の中事故が多発していますので通学の負担がふえて、特に低学年の子供たちには通学そのものの負担が大変になるのではないかというふうなことでございます。

それから３点目は、今小規模校で子供たちは学んでいるけれども非常によくやってくれていて、問題を余り感じないというふうなことで、やはり統合についてはしばらく見合わせるとか、あるいは反対であるというふうなご意見でございました。

そして質問として多く出されましたのは、統合問題は教育的な視点でやるのか、あるいは財政な問題なのかというふうなご質問が出されております。これについては、町教育委員会としては、第一義には教育的な視点から、財政的な問題については二義的な問題であるというふうに答弁をさせていただいたものです。

それから、いろいろ他地区では統合が進められているけれども、県段階で統合について何

か市町村に対して指導があるのかというふうなご質問でございます。これについては特に統合しなさいというふうな指導は、現時点ではないというふうなことを回答をしたところでございます。

以上のような審議経過を経まして第３回の審議は10月17日に開くことになっておりますけれども、この第２回目の議論を踏まえまして、また委員の方々が地区へ帰り、組織へ帰り、それぞれの組織から、それぞれの地区から意見を持ち寄りまして、そして第３回の審議会に臨むということをお互いに確認し合いまして、第２回の審議会は終了したところでございます。

つけ足しになりますけれども、既に先週南上地区では振興協議会を開きました。そこで統合について各区長、区長代理者、団体の長の方々、重立った方々にお集まりいただいてそれについていろいろ意見交換をしたというふうなことがありまして、徐々にこの教育問題も町民の方々の関心事になってきているというふうな把握もございますので、私たち町教育委員会としては審議会がございますので、基本的な案は当然審議しますけれども、それについていろいろな意見を伺う中で、よりよい町民の意見の結集を図ってこの問題を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤田喜代治君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　最後に、補足で言いました南上地区の振興協においてそういう議論をしたということは私も承っております。ある意味で当局がその問題を提起しまして、関連の方々、これは当然地域も巻き込んで議論しなければいけない問題であります。そのような中で、現在に至る推移というのはよく理解しましたが、そこで町長にお聞きしたいのですが、町長、前町長が平成16年10月５日付で教育委員会にそれを諮問しておりますね。10月22日というのはご存じの日ですね。非常に大きい節目の日であります。そこを受けまして――22日おわかりですよね。例の住民投票の日です。その前に、実はこれを教育委員会に諮問したという意味をどのように、まずとらえておりますか。それをまずお答えください。そのお答えによって次をまた質問しますので。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この小中学校の統廃合につきましては、やはり児童の減少、あるいは複式学級の増加等現状をよく見極めながら、この前任者の検討を教育委員会に対して出したということについては、私も引き続いて教育長から説明を受け、そしてその段階で引き続いて検討するようにということでそこで確認しております。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　町長、実はその次の質問の答弁を先にしてしまったのですが、結局市町村合併の新しい自治体ですね、自治体の中で、実はこの10月５日の日付の意味するところは、その新しい学校区を改めて考え直そうということが実はあるということにお気づきにならなければならないと思うんですよ。ですから、それを受けてたまたま翌年の５月には鈴木町政になったわけですが、新町長はそれなりの教育の自分の考え方を腹に持って、それに対して対処しなければならないことは当たり前でありますが、その前にあなたが、町長が平成14年、15年のときには議員として在職しておられましたね。それで三浜小学校を７億強の予算を持ってあれを完成させたわけです。16年にグラウンド整備が一部ありますけれどもね。それで、そういう状況の中で、町長、翌年にですよ、翌年にこの統廃合の問題が起こるとは予想しておりましたか。そのときの感じで結構ですが、予想はしておりましたでしょうか。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

その時点では、ただ児童の減少となるとかそういったことについては、私なりに理解しておったつもりです。ただ、こういったいわゆる検討するようにということが町長から教育委員会へ出されるということについては、その時点では私はまだそのように考えておりませんでした。

○議長（藤田喜代治君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　行政事務というのは広範なものでありまして、当然教育もその中の一たんに入ると思うのですが、町長になられて非常に多忙であって、その辺の自分の決断がそこまで至らなかった部分があったのかなと、私なりにいい意味に解釈しておりますが、そこで、ことしの先ほど言いました６月の日付でそれをお願いするよと。継続してお願いするよ

ということになってしまったんですよね。

そこで、実は先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、子供の育成面、そして子供の教育の条件と、要するに周りの部分ですね。いわゆる教育論から統廃合は是か非かということに議論が移っていくわけでありますが、実は忘れてはならないのは、財政論の話ではないよと言っていますけれども、国はあるわけですよ。特に財務省あたりはあるわけですよね。さきの義務教育の国庫負担金の問題であっても、文科省はそれに反対したわけですよ、現場としてね。本来なら賛成しなければならない立場にあるんですが、財務省と拮抗した立場にあったということなんですよ。ということは、財務省は、国はその財政問題については当然議論、底流として、底流にある議論としては必要不可欠なものであったということなんですね。ですから、それをそんたくして各都道府県教委がそれを――直接的には言いませんけれども、そういうある意味の行政指導をしてきたということは、すべての教育関係の人はある程度理解されていることであります。

そこで私は、実は逆手にそれをとりまして、教育条件とかそういうのを別にとりまして、実は財政面でちょっとお話をしたいと思います。

通告のａ、ｂ、ｃの話になりますが、これは続けて、これは数字私も既につかんでおりますが、一応目的別歳出のうちの充当一般財源ですね、これは教育費の中の小学校費、それから中学校費ですね、それのみについてお答えいただきたいのですが、その金額はいかほどでしょうか。17年度予算ベースで結構ですが、概算の千万単位で結構ですね。

そして、その２番目が歳出の性質別額と充当一般財源及び経常経費充当一般財源額はいかほどであるか。また、それが学校別にわかれば。私なりに今数字はつかんでいますけれどもね、この場でお答えしていただきたい。どなたか。

○議長（藤田喜代治君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鈴木　勇君）　お答えします。

小学校費及び中学校費の歳出における充当一般財源につきましては、平成16年度決算ベースになりますが、小学校費歳出額１億1,423万6,000円中１億1,301万1,000円、中学校費歳出額6,378万9,000円中6,279万6,000円。それから学校給食費7,256万4,000円は全額一般財源に当たり、歳出の99.1％、これがほとんど一般財源で賄われている状況であります。

小学校費における特定財源といたしましては、微々たるものですが、町村有の小中学校等建物災害共済よりの台風による被害に対する部分、校舎等障害保険の給付としまして竹麻小学校管理事務に28万5,000円。それから南中小学校管理事務に5,000円、南上小学校管理事務

に15万9,000円。それから、委員会事務局所管の小学校費に臨時職員雇用保険料代として５万1,000円。それから、国より準要保護児童就学援助費としまして32万2,000円。それから、特殊教育就学奨励費補助金として１万9,000円。大規模地震対策等総合支援事業費補助金として41万4,000円の計122万5,000円であります。

中学校費における国庫補助金としましては、国より準要保護生徒就学援助費補助金として93万6,000円。特殊教育就学奨励費補助金として５万7,000円の計99万3,000円でございます。

ですから、小中学校費においては校舎等の建設費または大規模な補修等が無い限り特定財源はほとんど確保できず一般財源による支出ということになります。

○議長（藤田喜代治君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　今の教育事務局長の答弁のとおりでありまして、実際にはもうほとんど交付税を含む一般財源で充当しているというのが現実であります。これは、さきに私申し上げましたとおり、行政事務の公共支援性と、要するに福祉性の高い、極めて高い事務分野であるということが財政面でも、それは裏づけできていると思います。先ほど言いました、特定の建設事業がない限り、ほぼ一般財源だけという解釈でいいよということなんですが、それでは先ほど教育長が言いました平成20年から26年をめどに統廃合を実際にしたいということでありましたので、では、平成17年から平成20年にかけての財政、交付税とかですね――ここで私は基準財政需要額と言います、こちらの方が計算がしやすいのでね――それの差額は具体的にどうなっているのかということについてちょっと、話をそちらの方に進めていきたいのですが、平成17年の予算ベースの基準財政需要額、これは教育の投資的経費と、それから教育の経常経費でいきますと平成17年の交付税の算定の基準の表から抜粋しておりますが、投資的経費は約9,000万ですね。

あと経常経費の方は小学校費が9,600万、中学校費4,500万、その他の教育費が１億9,500万で、合計で２億6,700万という数字になっています。そして、合計が３億5,700万――実際は70万6,000円ですけれどもね。そういったものが17年度としてはあらわれておりますね。これはあくまでも基準財政需要額ですから、皆さんご承知のとおり人口10万人規模にかかる必要な標準的な経費の単位費用がもとになっているわけですから、私どもの自治体は１万人にそこそこ。しかも、児童数とか生徒数等を考えますと、都市部の学校とは比較のベースそのものが異なりますけれども、そういったものでその基準財政需要額が、先ほど言った３億5,700万という数字が算定されております。

一方において、平成17年の基準財政収入額は９億ちょっとですね。９億円としましょうか。それを引いたものが実際的には17億4,000万という交付税額として当町にはフィードバックされているわけです。そして、その中の教育費としては実際どうなのかという話にこれから進んでいくわけでありますが、教育費は目的別の費用構成比でいきますと例年では大体９ないし9.5％ぐらいの比率になっていますね。ですから、先ほど申し上げました基準財政収入額にそれを乗じて、乗じた額と実際に財政需要額の積み上げを計算した教育費から、それを減額したものが教育費にかかわる交付税だというとらえ方ができるわけですね。これはもう既に当局もそういう計算をされて頭の中にあって、それを答弁しようと思っていると思いますが、実際にそれを私なりに計算しますと２億7,200万という数字になるんですね、教育費にかかる交付税が。そうすると、その金額が――これは17年度予算ベースであります――それが20年、これは数値の急減補正がありますが、実際には平成23年になるわけです。0.9、0.6、0.3という３年度にわたる数値急減補正が学級数、もしくは学校数についてはそれは適用されますので、20年に仮にそれを統廃合したとすると平成23年度においてそれが、まるきり補正のないものがもろに単位費用掛ける学級数、もしくは単費費用掛ける学校数として交付税、基準財政需要額として算定されると、そういうことなんです。

ですから、ここで――教育長いいですか、その17年度予算ベースの教育費と、その補正が、数値補正が終わった後の23年度の数値の比較が実際どうなのかということを実は話をしたいわけですよ。もし、当局が数字をつかんでおれば――私もつかんでおりますが、事務局長いかがですか。なければないでいいんです。私の方から話します。

○議長（藤田喜代治君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鈴木　勇君）　お答えします。

先ほど議員のご説明の中にありました基準財政需要額でありますが、この中にその他の教育費として１億1,500万なにがしのものが含まれておりましたが、それを含めることが妥当なのかどうかわかりませんけれども、財政のことは教育委員会の担当外なところですから、財政担当に一応の試算をさせております。

平成16年度実績といったようなことでございますが、小学校費が基準財政需要額は計上額と見通しを合わせて１億5,762万2,000円。それから、中学校費が計上額と見通しを合わせて6,801万3,000円。計２億5,563万5,000円。平成16年度の現在の学校数、小学校５校と中学校２校の状態でこれだけ算定できる基準財政需要額になるということです。それが教育委員会の統合の案で小学校２校、中学校１校にしているわけですから、この状態になったときにど

うかということになりますが、小学校、中学校計上、見通し合わせて１億6,207万2,000円となりまして、16年度の決算と比較しますと約6,300万程度減っているという試算があります。

○議長（藤田喜代治君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　投資的経費も含めた今の数字ですね、六千数百万というのがね。財政当局ではもう既にご存じなんですが、基準財政需要の投資的経費というのは今までの学校建設にかかわる元本を含めた償還金に対する交付税の賛助する、助ける部分だよということなんですね。近年に近いほど利率は低くなる。平成３年から、古いやつは平成３年、平成６年というのは、実は0.6とか非常に高い利率で、当然そうですよね。金額減ってくれば利率を高くするというのは当たり前なんですがね。それで、投資的経費については経常経費で言う財政需要額から、一応考え方としては外した方が実態に即しているというふうな考えだと思います、私はね。ただ、事務局長の言われた六千数百万というのは……7,000万……六千数百万ですね。

〔「6,300万」と言う人あり〕

○８番（漆田　修君）　6,300万。

それは投資的な経費を含めた交付税として、それも含めたということであります。

私が試算しますので、実は五千七百八十何万という数字が出てくるわけですよ。結論先言います。がたがたたくさん数字を並べても非常に話が余計わかりにくくなりますのでね。そうした5,700万というものが交付金の減額として平成17年度の予算ベースと、それから平成23年度、これは数値の急減補正を除いた、なくなった時点が平成20年だとしますと、23年でありますからその差額は5,700万というような形になってくるわけですね。

そうすると、これは何を意味するのかということが問題なんですよ。何を意味するのか。そうすると、財政、例えば統廃合した後、後ですよ、交付税を含む一般財源がほとんど変わらないということなんですよ。私は計算をする前、当然これは大幅に変わって、国が指摘し、もしくは財務省が指摘するとおりだと。とおりの数字になると思ったらならないんですよ。これは非常に数字のマジックでありましてね。ということは、20年ベースの予算のシミュレーションを自分なりにしてみたんですが、逆に学校管理費の中の――学校管理費そのものはほとんど変わらないと思います。変わるのはここで統合された、小学校の場合で言いますと南崎とか南上の部分が年間予算で三百七、八十万から400万弱ぐらいのものがなくなる。学校管理費についてはね。

片方においては教育振興費というのがございますね。振興費の中のそれぞれの小学校費については、当然南崎小、それから南上小については100万足らずなんですよ。それがなくなるだけなんです。逆に、教育振興事務費というものが非常にふえているという現象が数値上、シミュレーションをやっていくとあらわれてくるわけです。これはどういうことかといいますと、南中、南伊豆中学校が三浜と南上ですか、統合しましたね。基準財政需要額の特に役務費ですね。これはスクールバスボートと言っておりますが、それに相当するものが、実は基準財政需要額の約1.5倍なんですよ。ということは、生徒数掛ける単位費用決まっていますのですね。小学校の場合４万4,900円とかそれが決まっていますから。ところが、実際に予算を組む段階においては、何のだれべいさんは天神原にいます。じゃ、その通学定期代は幾らって個別に積算していくわけですよ。そうしますと、それが基準財政需要額の予算策定段階では約1.5倍なんですね。そういうぐあいにしていきますと、平成20年度ベースの予算策定では実に、17年予算ベースの2,100万に対して4,800万というような数字が、予算上の金額を計上しなければならないということになってくるわけです。

そうしますと、教育費全体の教育費の中の小学校費もしくは中学校費の額が17年度予算ベースと変わらないということなんですよ。変わらないということ。ですから、統廃合しても財政的には変わらない。国からの交付税――当然児童数、生徒数は変わってきますけれどもね。漸減していきますが、そういった財政的な背景の中で統廃合していくことが国の思うつぼにはまっていないんですね、逆に言うと。私ははまると思ったんですよ。はまっていないんですよ。

ですから、そういうことで先ほど教育長の言った子供の育成の問題、もしくは教育の条件の問題、そういったその前に中教審が中間答申しましたね。地域の学校のあり方としては地域の拠点だよと。そして、そこを通じて、例えば子供たちの心身をはぐくんでいかなければならないという側面もあるわけですがね。そういう考え、今私が申し上げたことについて教育長いかがですか。町長は先ほど答弁ではちょっと考えていなかったということでありますが、教育長はもう既に考えていると思うんですよ。前町長からそれを受けて教育委員会に諮問したということは、そこまで考えてやられていると思いますので、今のことについては見解はいかがでしょうか。

○議長（藤田喜代治君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鈴木　勇君）　議員はただいま統合によって学校にかかる経費は余り変わらないのではないかというふうな発言をなさいましたが、教育委員会の試算では小学校

３校と中学校１校を廃校としたために、この４校を合わせて6,200万程度の節減ができるものと試算しております。

○議長（藤田喜代治君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　それ、投資的経費も含めて、学級数と学校数は当然条件としてありますので、そうですね。そうですよね。違いますか。

○議長（藤田喜代治君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鈴木　勇君）　投資的経費は見ておりません。例えば、学校管理費においては職員の給与費、臨時職員の賃金、そういったものとか、光熱費、消防設備とか、いろいろな機器の設備点検費とかそういったものが……。

○議長（藤田喜代治君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　わかりました。

私は基準財政需要額から押して、そして――これは計算が非常にしやすいと思うんですよ。ですから、前にいただいたこの表がありますね。この表があります。複式学級が何人ですよ。それから、この表がありますね。これから、実は最終的に統合後の学級数が出ます。それで当然学校数も出ていますね。中学は１校ですから非常に計算しやすいんですが。そしてそれぞれの経常経費、もしくは投資的経費の財政需要額の算定を、実はここにある人数がある限り計算は可能なんです、需要額としてね。

あと、推測で数字を言えるのはこれ基準財政収入額なんですよ。あと、その中の教育費の比率がどのくらい行くかと。平均大体９ないし10％弱ぐらいで行っていますので、それが教育費にかかわる交付税だよというとらえ方をしたとして――それが正しいかどうかは別ですよ。そうせざるを得ないんですね、その数値を出すためには。そういった場合、今言われた6,000――私とちょっと違うんですがね。800万ぐらいちょっと数字が違うんですが、それに近い数字だと思います。

そこで、統廃合後の財政の今、減額される金額は、非常に私の出した数字と当局の数字が明らかになったわけでありますが、ちょっと話が長くなりますが、まだ時間ありますので。小学校が２校の場合ですが、２校の場合ですね。南崎と竹麻が統合した場合は現在の学級数が平成17年から24年まで申しますが、10、10、10、10で10学級なんですね、現行はね。それが統合しますと17年が６学級。で、ずっと６学級で来るわけです、この24年まで。片方にお

いて、南中小、南上小、三浜小が統合しますと平成17年が15学級、そして22年から14学級――現行のまま行った場合ですよ。それが統合しますと平成17年、17年を出しましたけれども、９、８、９、８、９、９、９というような学級数になるわけですね。これが、実は先ほど言いました経常経費の中の数値、補正入れますと学級数前年の――20年やると過去３年ですから20、19、18、17になりますね。18引く17、19引く18、20引く19とやった学級数掛ける0.3、0.6、0.9というその補正をしていきますね。段階的にということですよ。固定資産税の評価と一緒ですよ。ぱかんと行かないということですね。

ですから、そういうことをやった場合の基準財政需要額、経常経費の中の学級数に対する基準財政需要額、これは当然算定できますので。それで、片方においては学校も同じ利率、段階補正がありますもので、その合計をやった場合、財政の裏づけとしては交付税額そのものは目に見えて、ああ減るなということがわかるんですがね。片方においてその部分は一般財源から持ち出さなければいけないわけですよね、一般財源からね。学校を維持管理・運営するためには持ち出さなければならない。そういうこともありますので、私は、これかなり慎重にやらなければいけないと思うんですよ。

審議会で最初に統廃合ありきで、例えばそれを出して議員にそういう空気の中で議論させると、どうしてもその方向へ行ってしまうということなんですよ。これはよく総合計画の議論でもそうでした。そういう中で議論するとどうしても各議員がその土俵の中で議論する。そうすると、ある主催者の方向性にその議論が行ってしまうということがあるわけです。

実は、先ほど賛成の意見、第２回の審議会では賛成の意見、反対の意見が出ました。それは私が聞きましてそのとおりだと思いますよ。そのとおりだと思います。問題は、中学校は問題ない。さほど問題ないんですね、中学校においては。ただ、東にするか伊豆中にするかによって、さっき言った振興費ですね。振興事務費がかなりふえたり減ったりしますけれどもね、財政的には。

ただ、小学校の場合は三浜小学校は平成15年に完成したばかりで、そして先ほど町長も言いましたとおり、それについては私はそういう認識はしていなかったと。翌年にまさか統廃合の話、議論になるとは思っていなかったという町長答弁ですから、先ほどですね。それで、三浜についてはそういう認識です。それで南上は、これ特に遠方の方ですね。天神原とか蛇石とか市之瀬とか川合野とか遠方の方の反対者の意見は、私の耳にも結構入ってくるんですよ。幾ら通学、スクールバスの定期代が出るからと言っても、今、私たちの周りは非常に子供が少ないんですね。子供の姿を見ると、私もそうですが、年寄りが生き生きするわけです

よ。それで、ランドセルしょって目の前通って、おはようございます。そういう地域に対するいやしとかプラスの要素というのは非常に大きい面も、それを否定できない、否めないんですね。

ですから、私はそういう、先ほど町長言いました最初に統廃合――私は統廃合は最終的にしなければならないと思っています、最終的にね。例えば、１年生を除くすべてがあと３学級複式だったら、先ほど言いましたね、先生が。全員協で言いました。先生が３人しかいないと。これは教育の、標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）ではそうなっています、教職員の標準定数ではね。それから、あと管理職２人つけて、それぞれの専門の１人や２人で７人ですよね。そうすると、全９科目については専門の教師がいなくなるという事態が、その単一の学校においては発生してくるわけですね。ですから、そういう意味では教員を採用する教育委員会の責務も大変なのだと思います。例えば、単教科だけの専任の教員は採用しないとか、過疎、半島の教育の現場においてはね。

ですから、前にも説明ありましたとおり、その１学年、例えば３学年で単学級の場合はその１時限、２時限、３時限をとると、３人しかいないということです、先生が。ですから、複数の資格を持った先生がそこに実在すれば問題解消できるということですよね。ですからそういうこと、それを選定するのは教育委員会ですから、その先生をね。ですから、あわせて教育委員会の責務は増してくるであろうということは言えると思います。

最終的に私は、今の審議会は時期尚早であるという結論をこの場で言いたいのですが、町長答弁がありましたとおり、町長は町長で、新しい町長になっておれはおれのやり方でやるんだというぐらいの気概を持ってやってもらいたいということです。だって、三浜小ができたその翌年ですよ。翌年に、前の町長の引き継ぎだから、ああそのとおりやんべえなんて、そんな腹の座った行政ではだめですよ。おれはおれの考えでやるんだと。もっとちょっと先へ延ばせとかそういうことをちゃんと自分の部下に指示をして、それで町長を中心にそういう行政事務を進展させる。それがトップ立った方の気構えではないですか。町長、それはどうでしょう。ちょっときついことを言いましたけれども、どうなんですか。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この小中学校の統廃合につきましては私も、先ほど申し上げましたような状況の中でいつかは、やはりこの問題は検討協議しなければならない問題だろうという認識はしていました。

そんな中でたまたま前任者のそういった検討要請が出されていたということの中で、教育長からも当町のみならず近隣の市あるいは町の状況を聞きながら、そういった総合的な判断のもとに検討して継続していきましょうという確認をした次第です。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　町長、立場上要するに、大変だということはわかりますけれども、やはり自分の意思を、すべて官僚の主導ではなくて自分の意思で、おれはこう思うということをよく話し合いをされてやられることを私は望んでおりますので、ぜひとも前向きに一生懸命頑張っていただきたいと思います。

私は先ほど結論申し上げましたので、これ以上は申し上げません。何しろ、もう審議会として既にこれは走り出しておりますので、どこかで審議会は結論を出さなければならないだろうと。委員会の性格としてそうなんですね、性格としては。ただその中で、最初に統廃合ありきという議論は決して望むものではありません。財政の、先ほど当局にはこの財政の資料をたくさん私なりに調査したやつを渡してありますが、その中で、財政的にはこうですよ。一般財源からの持ち出しはこうなりますよということもあわせて念頭に置かれて、慎重なご審議をお願いしたいと思います。

持ち時間１時間ですが、ちょっと残しましてこの辺で終わりにいたします。

○議長（藤田喜代治君）　漆田修君の質問を終わります。

ここで11時40分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時２８分

再開　午前１０時４０分

○議長（藤田喜代治君）　休憩を閉じ、再開をいたします。

◇　保　坂　好　明　君

○議長（藤田喜代治君）　１番議員、保坂好明君の質問を許可いたします。

〔１番　保坂好明君登壇〕

○１番（保坂好明君）　それでは一般質問をさせていただきますが、通告の順番を変更しまして、３番のまちづくりについての町民参加の具体的な施策からお伺いをいたします。

前回の６月定例議会におきまして、町長の選挙公約でもありました町民参加について伺い、同時に町民参加の前提に情報の共有とボランティア活動の位置づけがあるということを述べさせていただきました。そしたらば町長から、まずボランティア活動の実態把握を行い、行政としてできる限りのかかわり合いを持ちながら、ともにその活動を育て協力してまいりたいとのご答弁をるるいただきました。

それから約３カ月たったわけですけれども、その実態については現在どのような把握をされているのかご答弁をいただきたいと思いますけれども。

○議長（藤田喜代治君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　　正君）　ボランティアにつきましては新聞等でもご存じかと思うのですが、具体的で南伊豆という町名で活動しておりますのは、池野さんがやっておられます関係のやつがここ二、三年ですと具体的にあのような形で活動をされていると。それに、いわゆる協働という形の中で小学生の方だとか中学生の方、それから高校生の方がそこに参加、もちろん一般の方も参加しているというふうな形のもの。

それから、日野のいわゆる菜の花畑だとか、それからひまわり畑等の管理というんですか、そういうものについても町内、町外の方々があいう形の中で参加していただいているというのは一つのボランティアの形なのかということですね。

それからもう一つは、ちょっと私詳しくはまだ把握していないんですが、いわゆる下賀茂の、俗に言う旧道というんですか、そちらの方、温泉神社等を含めました中の湯の花会と言うんでしょうか、川瀬さんが代表に先日までなっていましたそういう形の、主に活動で目に見えるというのが、看板を立てて観光客等の方たちにご案内をしているというふうなものが現在までのボランティア活動に向かっての目だった動きなのかというふうな形で認識はしております。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　保坂好明君。

〔１番　保坂好明君登壇〕

○１番（保坂好明君）　それでは町長にお尋ねいたします。

今、企画調整課長から幾つかのそういった組織がもう動き始めていると。これも前にお話ししましたけれども、その中では観光的なポイント、スポットにもなっているという場所もあるというふうに私も理解はしているんですけれども、今後町当局としましてこのような活動の方々、どのような形で育てていくのか。また、支援していくのか、この辺の町長の考えをお伺いします。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

ただいま担当課長からご説明申し上げましたように、町内でいろいろな形でボランティアをやっていただいているわけですけれども、先だってもあるボランティアから多少の材料費であるとかそういったものについてというお話もございまして、それも何とかしようということで担当課に命じて今検討をして、できるだけそういった面での町としてのご協力をしたいということで今進めております。いわゆる財政面で、あるいは人的な面でもそうですけれども、できるだけの支援をしながらこういったボランティアをより育成し、そして町も参加して、そしてともに歩んでいくという姿勢でまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　保坂好明君。

〔１番　保坂好明君登壇〕

○１番（保坂好明君）　わかりました。

皆さん必死にいろいろなジャンルで、またそういったボランティアの活動をしていますので、ぜひとも町の支援の姿勢、これからどのような形でそれができるのかぜひご検討いただいてご支援を賜りたいと思います。

それから、引き続きまして、現在当局の考えている町民参加。この情報の共有、ボランティア等を含めて町民参加による重点施策、これについては具体的に今現在ほかにありましたら、またそれも教えていただきたいと思いますけれども。これは……では、私の方から。

例えば、これは全国的にいろいろな事例はあると思うんですけれども、ある自治体の事例を申しますと、翌年度の予算に皆さんの意見を反映させるとして実施しております。例えば、まちづくりの懇談会ですね。これは前任者も地域で、何カ所かでやっておりますけれども、こういったまずものとですね、それからグループで、例えば町長と懇談したいという場合、五、六人集まればその指定の場所に町長が出かけていってお邪魔し懇談するという、まちづ

くりトークとかですね。それから、町長室で１人でもグループでも町長と話ができる。こういった「こんにちは町長室」とか、「おばんです町長室」とか、そういう呼び名をつけているんですけれども。

あと、行政の仕組みや町の課題をかた苦しい形式ではなく、学習や話し合いをするというような「まちづくり町民講座」とか、もう一つは、これ、今までは私はあったと思って今日聞いたわけですけれども、ゆっくり相談する時間がないとか、小さい子供がいて参加できないというような意見を伝える場がないという方に、「まちづくり公聴箱」というようなというようなものを設置して皆さんの意見を取り入れるということを、具体的に積極的に行っているところがあるんですけれども、行政と町民の距離をなくすためには、私は非常にいい取り組みであると判断しておりますけれども、このような取り組みを町長、どのような形で町民参加を促しているのか。今の観点から幾つかお話しいただければありがたいんですけれども。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この町民参加につきましては、私は去る６月の一般質問でもたしか質問がありましてお答えした記憶がございます。町内の各階各層の方のお考えをより幅広く、そしてお聞きしながら、あるいは今、保坂議員が申されましたような、形に余りとらわれないで、グループであるとかそういったサークル的なもの、こういったことも前にも答弁をいたしました。現在、このもち方につきましては、実は各地区を回るいわゆる地区懇談会、これについても今検討をしております。と申しますのは、やはり行政の課題であるとか、あるいは懸案事項といったことを今見ながら時期を、あるいは開催の方法等も検討中でございます。そういった中でこの地区懇談会につきましては開催予定で、今検討をしております。

あと、今、議員の申されましたような街角の住民とのいろいろな、いわゆる住民参加、町民参加、こういった形をとる話し合いの場も今考えておりまして、実はこれは町のいわゆる審議会、あるいはその他の委員会等ですけれども、これも今、もう公募によるということで、先般実は行政改革委員会も立ち上げましたけれども、これも公募でやろうということで公募いたしまして、数名の方からの公募がありました。そういったことで、この後またご審議いただきます手数料関係の審議会、これもやはり公募を考えております。

やはり、こういったことで、どなたでもこういう委員会なり、そして審議会、あるいはそ

の他の各こういった会合にも参加できるような形をとっていきたいということを考えております。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　保坂好明君。

〔１番　保坂好明君登壇〕

○１番（保坂好明君）　今お話を伺いまして安心しているところでありますけれども、町長がご就任されてからこの間、いろいろなものごとがあってなかなか町へ出ていくということの時間が許されていなかったのかなという気がいたしますが、これから、大きな選挙も終わりまして町のいろいろな課題に対処していかなければならない、そういうときでありますので、ぜひとも、今後も大変忙しいとは思いますが、町民の声をじかに聞いてまちづくり、町政運営へと反映していくような姿勢を強くお願いを申し上げます。

では、要旨の２に入りますけれども、購入してから随分月日のたちます薬用試験場について伺います。

今まで総合利用計画については検討されていないというふうに私は認識しておるわけですけれども、今現在その計画はどのような進捗をしているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この薬用植物試験場の跡地につきましては、現在、ご承知のようにみなみの桜と菜の花祭りのイベント会場として、また近々の活用としましては地場産品の販売所として活用されまして、また場内に存在します源泉の活用も足湯をということで、今実施の段階に入ってきております。

この跡地の利活用につきましては、昨年から産業団体でも話し合いを持ちまして、産業振興などの考えとなっております。それにつきましては９月８日に産業団体の会合においてその利活用の方法など、期限を設定して現在検討しておるところであります。

また、庁内におきましては職員で構成しますプロジェクトチーム――検討委員会ですけれども、これも公設につきまして現在検討に入っております。具体的内容につきましては担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　　正君）　今のご質問につきましては、議員ご指摘のとおり、昨年のこ

の９月定例会等でもほかの議員からのご質問がありまして、先ほど町長の答弁のとおり、いわゆる産業団体の会合の中で産業団体で検討計画、実施計画等について議論していただきたいというふうな経過がありまして、その経過につきましては、先ほど町長９月８日という形で申し上げましたが、それがなかなか事務局が２年ごとに変わりまして、その事務局の変わり目、それからいろいろな事務局というかその構成団体の仕事等の関係で進まなかったというのが、先ほど議員ご指摘のとおりでありますが、本年に入りまして事務局と団体等が変わったという形の中で７月11日の総会の席上、引き続きそういうのを早急に検討をお願いしたいと、そういう要請をいたしました。

それで、同じように９月８日に、やはり今、町長が申し上げましたように期限を区切って前に進むような議論をしていただきたいということをお話ししたところ、そこの構成の事務局とこれから――団体によりましては一般の方々、自営業の方々等も当然その中に入っているものですから、そういうのを含めまして、メンバーを選任しまして検討していくということが９月８日の会での、話し合いの結果です。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　保坂好明君。

〔１番　保坂好明君登壇〕

○１番（保坂好明君）　今、期限を区切りということですね。これいつごろまでの大体状況でやっておりますか。予定では。

○議長（藤田喜代治君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　　正君）　ちょっと個人的意見なんですが、できれば17年度中と私は思っているんですが、そこの期限の設定というのは今後のメンバーの選任とかその話し合いの中で、現時点では決まっていくのではないかと思っております。

○議長（藤田喜代治君）　保坂好明君。

〔１番　保坂好明君登壇〕

○１番（保坂好明君）　前段でも申し上げましたけれども、町長、購入してから随分これ月日がたちます。今現在も町民の方々から菜の花祭り、桜祭りにその駐車場として使っているだけしか能がないのかというご意見もございますので、これを慌ててつくることはないと思うんですけれども、そういったやっている状況をやはり町民の皆さんに周知をして情報を流しながら進めていっていただきたい。

それともう一点は、この地において、今のメンバー構成ですから私も納得するわけですけ

れども、南伊豆町の産業の中心の拠点になるというふうに私も思っております。ですから、その辺を再認識していただいて、よりいいものを計画していただきたいということを要望しておきます。

それから、私のこれは提案でそのことなんですけれども、既に当然湯の花の売店がありました。それから、この役場の横に郷土資料館ございますね。ここもいろいろな方々が来ますけれども、町の歴史や文化を伝承するものがなかなかわかりにくい場所にあるのではないかと。ですから、例えば薬用のあの跡地をやる場合にそういったものを移すとか、それからあと、先ほどの売店に絡む話だとは思うんですけれども、まず健康ですね、それから健美、健食、こういった健康にまつわることをそこに入れながら、また歴史的なものを含めて計画してみたらいかがかなというふうに思うわけであります。

それと、整備する際に大切なことだと私は思うんですけれども、訪れる方が当たり前と思っていること、これについてはどこに行っても手軽に利用できるトイレですね、きれいなトイレ、それから手入れの行き届いた風景であるとか、風格あるたたずまいとか、町内のどこにでも行ける誘導サイン、これは特にこの地域には不足しているなというふうに私は思うんですけれども、正確な町内地図等を含めながらそういった計画の促進をしていただきたいというふうにご提案を申し上げます。

それでは、次の石廊崎周辺に対する考え方をご質問させていただきます。

伊豆半島全体の経済の中心は観光産業であると言っても過言ではないと思います。当局は、この石廊崎周辺地域をどのような視点でとらえているのかを、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

石廊崎につきましては、今、議員が申されましたように、南伊豆町というよりむしろ伊豆半島の観光拠点でもあります。こういった中で、あそこの開発等につきましては町も過去いろいろな形で観光整備事業等に取り組んできております。そして今、石廊崎につきましてはいろいろな問題を抱えながらも観光地として、地元の方々も中心になっていろいろ頑張っていただいているところでございます。

そんな中で町としましてもユウスゲ公園であるとか、あるいはその他観光振興、あるいは地元の商工関係等々関係の団体を通しまして、できる限りのご支援、ご協力をしてきておる

ところでありますけれども、何としてもあそこは、ご承知のように非常に法規制も強いところでございまして、こういったことを考え合わせながら、やはり町の拠点である弓ヶ浜、そして西の波勝崎と並んで最南端の石廊崎ということでありますから、今後観光整備事業等を中心に総体的な石廊崎の観光はどうあるべきかということを今検討をしている段階でございます。ここにはなかなか、正直言ってはかどらない面もありますけれども、そういった中で全体的な石廊崎ということでもって今とらえながら、庁内のプロジェクト等で検討をしておるところでございます。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　保坂好明君。

〔１番　保坂好明君登壇〕

○１番（保坂好明君）　ただいまのご答弁をいただきまして、私もまさしく伊豆半島の石廊崎であるのではないかなというふうにとらえております。この周辺地域は、当然の南伊豆町のまちづくりや観光の上で重要な地域であることは言うまでない事実であり、その牽引者であった石廊崎ジャングルパークが閉園してからは、観光の動線が大きく変わったと言う声を随分私も耳にいたします。

この８月末でありますけれども、国土交通省岩井副大臣が東伊豆町で、伊豆半島の道路と観光についてのご講演がございました。その内容は、人口減少がもたらす需要の減退を財政支出の増加で補てんしようとすれば財政は確実に破綻する。このことを避けるために、人口減少社会で活力を高めるには外国人観光客を引きつけるしかない。定住人口の減少を交流人口の増加でカバーする。観光ビジット・ジャパンを小泉首相が唱えている。岩井副大臣はビジター産業の観光をリーディング産業に成長させ、伊豆を国際観光地に育てたいという抱負を述べられておりました。

そのためには、伊豆縦貫道の整備は不可欠である。一日も早い開通に力を注ぐという約束をされましたが、その一方で、伊豆半島のグランドデザインができていないとのご指摘もいただきました。第４の黒船と言われる伊豆縦貫道の整備完成は約30年来の念願であり、私も大賛成であります。これまでの話を聞いていると道路をつくるだけの話に終始していて、道路を通す前の肝心なまちづくりの議論が希薄になっているという感があります。道路が通ればお客様は大勢来てくれるということは、私は幻想にすぎないということをここで述べさせていただきます。地域がこのまま何も変わらなければ、道路によるストロー現象によって、人・物・金は入るより出る方が大きくなるのではないでしょうか。第４の黒船により鎖国を

開国する前に、南伊豆町の抱負な資源を掘り起こし磨きをかけて、その一つ一つの観光資源をルート化することで地域全体、総体の魅力を高めることができ、まちづくりをそういった形で進めていかなければ、勝ち組、負け組とした地域格差が生じてくると思い、当局においてはこの伊豆縦貫道の開通と、その先の観光についてどのような見解を持っているのかお聞きしたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　仰せの点は伊豆半島での観光地としての南伊豆町ということだろうと思います。このことにつきましては、従来も広域で、あるいは近隣の市町と一緒になって観光面でも取り組んできた経緯がございます。私も先般、これは個人的ですけれどもある首長と、これからはもう、今までもそうだけれども、もうおらが町、おらが市ではなくて一緒になって取り組んでいかなければ伊豆の将来はないよという話を個人的にしました。ましてや伊豆縦貫道の開通がいよいよ本格的になってきた現段階で、もう今からそういった考えで取り組まないと伊豆の観光は将来がないよという話をした経緯もございます。

そういったことで、やはり全体的な中で南伊豆の観光はどうあるべきかということを再検討しなければならないという時代に入ってきていると思います。観光ニーズも変わってきております。そして、非常に速いテンポで観光の動向が変わっております。そういうことを踏まえながらこれからの観光に取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　保坂好明君。

〔１番　保坂好明君登壇〕

○１番（保坂好明君）　あれですかね、担当課長、現場ですのでこの辺の道路と観光ですね。この辺の視点はどのようにとらえているか、課長からもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤田喜代治君）　産業観光課長。

○産業観光課長（鈴木博志君）　道路と観光という意味合いで現在の縦貫道を再検討する計画が立てられておりますけれども、その場合の段階で道路の現状を申し上げますと東海岸からのあるいは沼津方面から入ってきた天城西海岸ルート等々ございまして、非常に夏期にあります渋滞については、非常にその混雑というのでちょっと先ほど申し上げました観光関係団体からの要望的なものという部分は問題意識をしているところでございます。

ましてや、道路と観光という部分密接なかかわり合いがございますけれども、当然道路が

できたとしても、そこに魅力がなければ観光立町は成り立たないというふうな認識をしております。

○議長（藤田喜代治君）　保坂好明君。

〔１番　保坂好明君登壇〕

○１番（保坂好明君）　町長と担当課長がおっしゃるとおり、本当に今のままで進んでいくと、魅力がなければその町、その道路が通ったところは衰退すると。これは全国的にも事例がございます。ですから、町長ぜひとも広域で物事をとらえて、それから地域の特性を生かす中でしっかりとまちづくりを進めていただきたい。

また、その関連の質問に入りますけれども、人口減少社会が到来して人を引きつける観光産業の役割が、国にとっても地域にとっても大変重要になってきております。ここに平成16年度の箱根と、それから熱海の資料がございます。これは外国人のお客様が見えているそのデータでございますけれども、これによりますと、箱根の外国人の宿泊客数は６万9,325人、これは平成16年度ですね。16年度前年比132％の大幅増となっているそうです。それから、熱海に関しては単年度でありますけれども２万8,085人であると。

そして、東アジア圏からの観光客が増加し、訪日客数は史上初の600万人台を記録したと聞いておりますけれども、担当課長、申しわけございませんが、当町においての外国人のお客様、どのような状況になっているのか、わかる範囲で結構ですのでお答えいただけませんでしょうか。

○議長（藤田喜代治君）　産業観光課長。

○産業観光課長（鈴木博志君）　当町における外国人来客者の動向ですが、はっきりの部分はちょっとまだわかっておりませんけれども、まず観光施設ですね。施設等いろいろございますけれども、その中で年間通じて500人から600人程度でないかなというふうに推測をしています。外国のお客様ですと、台湾、中国、韓国、東南アジア系が比較的多い。また、宿泊に関しては、これ、ある１軒のホテルの集計ですが、中国系のお客様、毎年100人程度の宿泊されているという状況であります。

○議長（藤田喜代治君）　保坂好明君。

〔１番　保坂好明君登壇〕

○１番（保坂好明君）　この数字を、例えば町じゅうでこういったお客様を誘客しようという努力があるならば、当然、全体で箱根かいわいにも７万人近いお客様が来ているということからすれば、当然南伊豆へと、距離は確かにありますけれども誘客する可能性というのは大

きくなるのではないかなというふうに思うわけですね。

そこで石川知事が、東アジア圏からの外国人観光客を積極的に迎え入れるため静岡空港の整備を、これは平成22年の目標ですね、たしかね、開港に向けて着々と準備をされております。この空港を最大限に利用するのは、特にこの伊豆地域の取り組みに、私はかかっているのではないかなというふうに思うわけでございますけれども、そこで、当町においてこの事実をどのような視点からとらえ、今後、その開港するであろう静岡空港をどのような施策を持って利用していくのか。そんなような考え方ございましたらお答えをいただきたいなと。町長まずお聞かせください。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただいまの、いわゆる静岡空港の開港を受けての当町の将来の考え方ということですけれども、今、議員が申されましたように、当町の場合いわゆる交通アクセスの問題等もあって、なかなか観光客に来ていただけないという面も、正直言ってあると思います。そんな中で、やはり陸路、海路、そして空路それぞれが整備させることは、この伊豆半島の場合はなお一層地形上からも必要ではないかというふうに考えております。

そこで、陸路につきましては伊豆縦貫道のただいま申された開通もいよいよ本格的となってきたということで、あと海路ですけれども、これも岸壁の問題であるとかいろいろクリアしなければならない問題がありますけれども、やはり三方を海に囲まれた57キロという海岸線を有する当町であるゆえに、この面についても検討し、そして県なりに要望していかなければならないというふうに思います。そして空路ですけれども、これもやはりローカル空港を何としても、もう考える時代に入ってきているのではないかということを、これは日本の他の地区の観光地等の例も見ながら、いろいろ取りざたされておりますけれども、こういったことも静岡空港の開港を目前に検討しながら考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　保坂好明君。

〔１番　保坂好明君登壇〕

○１番（保坂好明君）　今、町長からるるご説明ございました構想を、私も非常に時代の変化とともにこれらが変わってきているなという感を痛切に感じているところでございますけれども、ただ、その構想を構築する上で非常に大事なものがございます。先ほど外国人の来客数等々を伺っているわけですけれども、まず周りの環境で何が起きているのか。それから、

その全体像を把握することが、私は大事ではないかと。

次に、例えば観光施策を企画する場合、実行するためには観光統計ですね、これの整備が大前提であるのではないかなと。また、その統計の重要性ですね。重要性が今後まとめていく上で課題であるのではないかなというふうに思うわけでございます。

そこで、これは県の観光動向がございます。これは観光交流室から出ております。ただちょっと古いですね、平成15年度ですけれども。この資料によりますと、半島全体で観光の入り込み客数は約4,300万人あったそうでございます。静岡県全体では、この伊豆地域に33％。そのうちですね……そのうちじゃないごめんなさい。全体の33％が4,300万人です。というふうに私は伺っております。そのうちの70％が関東方面の方でありますけれども、この数字を背景に、南伊豆町へ訪れる方は、総数ですね、125万人。これはお手元の資料にあると思います。これ、それから落とし込んでまとめておきましたので、ここをごらんになればわかると思いますけれども、約125万人。それから、観光レクリエーションに訪れた方、これが92万人で、宿泊数33万人ということになっております。

その数字を背景に、本町に訪れる方へ魅力ある何を提供しているのか。これを考えてみたいとは思うんですけれども、その次のページ、２枚目のページに伊豆半島の見どころ、それから遊ぶ場所、美術館、日帰り温泉などなどを地域に落とし込んだ図がございます。それと詳細資料、どこに何があるのか大体ガイドブックで拾い出してありますので見ていただければわかると思うんですけれども、こうして見ると、自然と人と、人の手によって整備の調和がとれている地域、また観光振興のため直接的な観光関係者はもとより、地域住民までも参加する。地域全体の活動として体制ができている地域の数値は非常にいいというようなことが見えてきます。この１ページ、２ページを対照して見ていただければわかると思うんですけれども。

例えば、類似してみますとロケーションが似ている伊東市の城ヶ崎ございます。これと、先ほど質問をさせていただきました石廊崎を比較してみると、自然の雄大さや景色のすばらしさはだれが見ても石廊崎の方がすばらしいということを言っていただけるとは思うんですが、残念ながら今現在の姿は、歴史的に進んできたまま放置をされているのが現状ではなかろうかなと思います。

しかし、城ヶ崎は都会人が心地よく感じるこのできる観光ルートがしっかりしており、道中に茶屋があり、また文学碑や太陽公園などがあって行政と民間の努力で体感できるドラマがつくられているということから、やはりおのずと来客数が変わってくるのかなと。側面的

には地理的条件もあると思うんですけれども、魅力があれば過去の歴史、南伊豆町の歴史からいっても石廊崎に誘客をすることは可能であるというふうに私は思うわけでございます。

こうした町の状況を客観的かつ的確に把握することが、伊豆半島における南伊豆町の役割と観光の位置づけが明確化でき、何をどうすればより多くのお客さんの心をつかみ集客できるかに結びつくことではないのかなと思います。

それからもう一つ、これは史実によるんですけれども、カヌーの語源と縄文文化のつながりという、これは東京商船大学の名誉教授の茂在寅男先生が執筆された本がございます。手元にその本を持ってきていないんですけれども、その抜粋したものがこちらにあるんですけれども、これによりますと、カヌーの語源、町長これはこの地にあります加納ではないかということなんですね。このご本の一部を紹介しますけれども、「南伊豆町の弓ヶ浜に注ぐ青野川中流に、土地の人たちが昔から呼びなれている地名加納がある。至るところカヌーの原木となるクスノキの古木が立ち並び、その上流、支流の至るところに野のつく地名が多い。野とはつまり船を意味しており、用材の切り出し加工した跡と言われ、加納はそれらの用材を集め船をつくった造船所もあったところであり、青野川付近の三島大社の裏手には造船所の跡が発見された」ということを書いてございます。

このように、これは単なる一例なんですが、南伊豆町には歴史、文化、自然の資源がたくさんあり、これが磨かれないまま眠っている。カヌーの語源が加納だとしたら、このことを考えますと私は、海人と俗に言う、今若い人は「うみんちゅう」とそれを呼ぶんですけれども、そういった言葉の発信から、環太平洋の黒潮文化圏の発祥の地として、世界へ向けてその情報を発信することができるのではないのかなと。そのようなことを考えると鳥肌が立つような思いもするんでございますけれども、そういった観光で特に必要な夢とロマンを描きつつ、大変見ごたえのあることではないのかなと。こういったところに着目するのも一つではないのかなと思います。

ここで、ぜひ町長にご提案を申し上げたい。先ほどの薬用植物試験場跡地もそうなんですけれども、９月８日に町長の諮問によりまして行革推進委員会が構成され出発したところでございます。これと同様に、町民参画、協働という視点からまちづくり推進委員会設置の提案をさせていただきたいんですが、これについてはそういうお考えがあるのかどうか、町長ご答弁いただけますでしょうか。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

他の委員会等々とも照らし合わせながら、今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　保坂好明君。

〔１番　保坂好明君登壇〕

○１番（保坂好明君）　ぜひとも、いろいろな課題があると思うんですけれども、私はいろいろまちづくり、特に今民間が冷え切っています。冷えをし切っている中で、今日の行政報告がありました。夏の入り込みも思うように行かない。天候がよくても来ない。これをとかく愛知万博とかほかの要因のせいにするのはこの地域の特性であろうかなという気がするのでありますけれども、全体がそうではないと私は理解しております。町長も行政報告の中にあった多様化してきたということが、非常に私は痛感しているところでありますので、ぜひとも幅広い、また学識経験者、町民の公募による参加者を含めてまちづくりの骨格をつくっていただきたいということを要望いたします。

では、次の質問に入ります。

まず防災面から伺いますが、町内に点在する漁村集落は皆様がご存じのとおり狭隘地にございまして、家と家の間はもちろん、取り合い道路も幅も狭いのが現状でございます。

そこで、余り考えたくはないのでございますけれども、東海地震などの災害時における狭隘地、またそのまあい地域というんでしょうかね、その地域の建物の復旧については現在と同じ条件のはなかなか困難と判断しますが、どのような、例えば復旧する場合、状況になるのか。法的なことも含めて、建設課長すみませんけれども、教えていただけますでしょうか。

○議長（藤田喜代治君）　建設課長。

○建設課長（高橋一成君）　それではお答えいたします。

南伊豆町は伊豆半島沖地震による災害復旧のため、町全体の84％を昭和49年８月２日に都市計画区域内に指定をいたしました。これにより建築基準法第43条の規定を受け、建築物の敷地が４メートル以上の道路に２メートル以上接しなくては建築物を建設できないこととなりました。

またその中で、道路とは道路法による道路、国・県・町等で幅員４メートル以上のものと４メートル未満の道路で、現に建物が立ち並んでおり基準法施行の時点、昭和49年８月２日で幅員が1.8メートル以上の道路において建物を建築しようとする場合は、道路中心線から２メートル後退させれば道路境界線と見なされます。

したがいまして、４メートル未満の道路に接して建築しようとする場合は道路中心から２メートル以上後退した位置に建物をつくらなければなりません。そして今後につきましては、建築確認により後退した部分を町が買い上げ、もしくは寄附により狭隘道路の拡幅整備を進めていくのが好ましいものと思われます。また、地域を安全性の高い豊かなまちづくりにしていくため、土地区画整理事業による総合的な整備等も考えられます。

以上でございます。

○議長（藤田喜代治君）　保坂好明君。

〔１番　保坂好明君登壇〕

○１番（保坂好明君）　今のご説明から端的に、課長、申していただきたいんですけれども、今現状で何かあった場合に、その中に狭隘地がありまして建物が全壊してしまったという状況においては復元はできるんですか、できないんですか。

○議長（藤田喜代治君）　建設課長。

○建設課長（高橋一成君）　今申し上げましたように接道２メートル以上とらなければ、現状としては建築物の確認申請はできないということになります。

○議長（藤田喜代治君）　保坂好明君。

〔１番　保坂好明君登壇〕

○１番（保坂好明君）　わかりました。

それでは違う角度から伺いますけれども、先ほどから伺っているとおり、まちづくりの面からご質問をさせていただきます。

例えば、現在この海辺にある集落のほとんどがそうだと思うんですけれども、特に子浦や例えば妻良地区ですね、風待ちの歴史観が漂うノスタルチックな漁村風景の町並みが残っており、地域文化の継承と保存の重要性は景観法からも裏づけがされると思うわけでございますが、こうしたまちづくりの観点から重要な漁村文化の保存、町並みの維持への対応という観点からいったらどのようになるのか。今現在、すぐ建築基準法並びに都市計画法がある中で、当然今すぐの対応というのは、私はできないというふうに担当課長からもご説明あったとおりよく理解はしているところでありますけれども、今後まちづくりを進める上でこのような視点からその保存という観点からどのように考えられるのか、町長、その辺の何かご意見がございましたら伺いたいなと思うわけです。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、議員の申されたのは、例えば文化財の指定であるとかそういったことであれば法に基づく保存等も可能ではないかというふうに、ただ建築基準法の関係との絡みもございますので、現状のままですとなかなか難しいのではないか。先ほども担当課長からも申し上げましたように思います。

今、言われるのはどういった形の保存であるのか。ただ一般の家庭を、いわゆる旧家であるとか歴史的に非常に由緒ある、こういったことの中で残したいということではないかと思いますけれども、これもやはり古い建物を保存するということの難しさが、これはほかの自治体でもいろいろ新聞等でも報道されたりしておりますので、そういったことも考え合わせながら検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（藤田喜代治君）　保坂好明君。

〔１番　保坂好明君登壇〕

○１番（保坂好明君）　私は文化財指定、これが今現在の状況でかかるかどうかというのはちょっとわかりませんけれども、今漁村という町並み形成ですね。これは県道から一歩入るとそういった状況というのはすごくあるわけでございます。それで、またこの地域に訪れるお客様から聞きますと、やはり心がいやされるということも意見として伺っておりますので、ぜひとも都市計画法は確かにあるんですけれども、その反面そういった状況もあるということを認識していただいて、今後のまちづくり、また計画等に盛り込んでいただきたい。今回はこのぐらいの質問にさせていただきますけれども、ぜひ、今日はまちづくり一本で私伺おうと、通告ではほかの部分もあるんですけれども、とにかくこの近年の観光産業の衰退は目に余るものがあるのではないか。

ただ、一方では道路、また交通ルートの不備な点の指摘はあるんですけれども、そこに行きたいという目的意識があるならば、部分的に見てみると非常にお客様も来ているところもあるということをぜひとも、先ほどから私が言っているとおりデータを取ると。取って、そういったところを伸ばすなら伸ばす、育てるなら育てる。そして、このまちづくりの地域派生を考えていったらなというふうに考えるわけでございます。

時間多少余ってしまいましたけれども、この後の行財政改革についてはまた委員会もありますので、私はそのときにご質問をさせていただき、これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（藤田喜代治君）　保坂好明君の質問を終わります。

◇ 横　嶋　隆　二　君

○議長（藤田喜代治君）　12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔１２番　横嶋隆二君登壇〕

○１２番（横嶋隆二君）　それでは、通告に従って、私は住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず最初の質問が16年度決算と町財政の見通しという件名です。

これは今議会が平成16年度の決算を審議する大事な議会だということが１つ。もう一つは、平成16年度というのは、どういう年度であったかと思い起こすと、下田市との合併協議会設置をめぐって町が、町全体が大きく揺れるというか議論も起こり、そして昨年の10月ですね、住民投票も行われたと。町の存続をめぐって、あるいは合併の是非をめぐって町の財政の問題からして何が真実でどういう道筋が町民にとって好ましいあり方かと、そういうことが大きく問われ争点になった１年でありました。

これが町財政の一つの帰結としての決算で出てきました。まず、決算ですから監査等々の意見も載っていますけれども、データそのものに対して決算を受けて町長は、課題や問題点、この点についてどのように感じているか。その点を初めに伺いたいと思います。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

決算の内容につきましては、後日決算認定の議案としてご審議をいただくことになっておりますが、まず前年度対比では16.5％減の歳入総額、約48億200万円。そして歳出総額が約45億7,900万円。差し引き形式収支が２億2,300万円となりますが、翌年度へ繰り越す工事費等の財源約6,000万円が含まれますので実質の繰越額ですけれども約１億6,300万円となり、実質収支比率は前年度対比約４ポイント減の5.6％となりました。

歳出ですけれども、行財政改革によります歳入に見合った歳出とするために普通建設事業等を抑えたことにより、人件費、公債費、扶助費の事務的経費の構成比が対前年度比で10％増の45.5％となりまして、当然として他の経常的経費等についてもアップとなったわけであります。伴いまして、経常収支比率も前年度対比で5.5ポイント増の84.7％となり、財政の

硬直化が一層進んだわけであります。

公債費につきましては減税補てん債の一括償還のための償還のピークとなりまして、公債費比率が前年度13.7％から14.4％に。また、公債費負担率は15.87％から16.77％となりました。町債、16年度末残高はほぼ前年度と変わらない56億9,200万円となったわけであります。

一方歳入では、依存財源が前年度対比１ポイント増の68.5％となり、そのうち地方交付税は構成比40.3％で対前年度比６ポイント増となりましたが、交付額は3,300万円の減にとどまり19億3,700万円となりました。しかし、自主財源のうちの財政調整基金繰り入れは当初予算に比し２億7,000万円減の2,000万円に抑えることができ、財政調整基金残高は４億2,500万円を確保することができているわけであります。

三位一体改革の概算の影響額では国・県補助金の削減が8,000万円の減、地方交付税も3,300万円の減、所得譲与税がプラスの1,700万円ということになろうかと思います。平成16年度はおおむね9,600万円の減額となったわけであります。

以上ですが、18年度の交付税の見通し等まだ不透明な面もありますが、先ほど申し上げました財政調整基金の温存と、今後もさらに経費節減等に努めまして、収支バランスを見ながら財政運営に努めてまいる所存であります。

以上が概要です。

○議長（藤田喜代治君）　横嶋隆二君。

〔１２番　横嶋隆二君登壇〕

○１２番（横嶋隆二君）　幾つか数字が出されましたけれども、いわゆるこの間の合併論議、そして町のあり方ですね。５月に行われた町を二分しての町長選挙の中でも、何が言われていたかというと、町が貯金がなくなって17年度末には財政調整基金もなくなってやっていけないんだということが町全体にこれは堂々と言われて、まさに危機感を町民が想像する以上の事実にかけ離れたようなことが言われてきたと。実際には、その町長選終わって６月議会も同じような16年度決算がまだ出る見通しの段階では、その間の16年度予算を執行中のいわゆる経費節減、あるいは行財政改革の庁内のプロジェクトがありますでしょうし、議会からの提言もあって財政のあり方に関して、いわゆる今までと違ったあり方がされてきたと。

今答弁されたように、細かい数字を言うと難しいとは思うんですが、いわゆる単純な貯金の問題で言えば、これは保健福祉センターの建設の中止が大きいと思いますけれども、財政調整基金がこの年度中に２億9,700万円節減をして、全体としては財政調整基金だけで４億2,500万円、これが16年度の決算の中で厳然としてあるということですね。貯金がないから

やっていけないとか、余裕がないからやっていけないということではないということは、ここの積立金の問題で言えば、これは確認しておきたいと思うんです。

その中身で言えば、この積立金のいわゆる16年度の予算、最初に16年度の積立金ですね――失礼、予算を組む際には前年度対比でいろいろ組んでくるわけですが、決算ベースで見ると、じゃこれまでの財政のあり方はどうだったかというと、平成13年度の決算で言うと財調の取り崩しが２億5,000万、14年度３億6,900万、15年度は２億4,000万。まさに貯金をじゃぶじゃぶと食いつぶしてくるということが行われてきたと。もちろん、そういうことをすれば貯金がなくなるのは目に見えているわけですが、16年度ではこれが、当初の３億1,000万の財調の取り崩しが2,000万でこれが打ちどめされたと。私は、だからといってこれが、いわゆる財政が全体が楽になったということを言っているわけではないんですが、全く余裕や見通しがないということではないということを確認したいと思うんです。

先ほど財政の硬直化、経常収支比率が84.7、約85％になったと。これは全体が積立金を崩して事業を多くすると。膨らませてくれば、これは比率としては経常収支が低く見えるわけですが、それをそいで見た場合に経常収支がこれだけになってきている。こういう点では、改めてそのままの自治体の行政のあり方、これは国の交付税、あるいは国策の流れはもちろん大きい影響はあるわけですが、その中でも町民の住民サービス、生活支援を最大限進めていく上での自治体を残していくという点では、私たちが努力しなければならない。

この点では監査意見の中で行財政推進本部も設置され、改革内容、経費の削減策も打ち出されて、従来よりも行財政改革に目が向いてきてはいるものの、全職員の意識及び危機感が見られない。首長は思い切った改革指針を示しリーダーシップを発揮し、全職員を牽引していかないと財政難の現況、南伊豆町の自立の道は険しいものであるというふうに述べられていますが、まさに、いわゆる通常の財政運営、これにきっちり目を向けた取り組みが求められるし、行財政改革で議会の特別委員会が提案した内容、これは引き続いて今後推進する必要があると思うんですね。

こうした中で、全般的には詳しくは委員会で質問になると思うんですが、同じく監視委員の審査意見のですね、意見の中に工事契約の問題。平成16年度の南伊豆町の工事契約を見ると、随意契約56件、9,177万円、落札率が94.4％、入札件数66件で６億80万8,000円、落札率95.8％で、随意契約の問題が指摘をされています。今回の議会に当たって工事概要についても書類を追加で出してもらいましたが、やはり随意契約のこの決算の資料を新たに追加してもらいましたけれども、随意契約が意外に額の面でも内容としても多いと。こういうことも

やはり、大なたというか抜本的な見直し、あり方をこれは自治法に基づいてきっちり進めていくということが求められると。もちろん細かいこともそうですが、意識的な経費の問題、それと法令にのっとったきちんとした、準拠した契約のあり方、こうしたものを求めていくことが今後一層大事だと思いますが、その点に対する認識。

それと、次の質問ですけれども、17年度の交付税の決定額ですね。これは７月末に出されているかと思うんですが、それと18年度予算編成の見通してについてどのように考えているか。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　まず、ご質問の中の随意契約ですけれども、これにつきましてはまたこの経理等も過去のをよく調査というか検討協議しながら、今後この入札あるいは随契については慎重に対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、17年度の交付税等関係は、これはいずれ担当課長からご説明します。

18年度の予算編成の関係になりますけれども、国のいわゆる地方財政体制につきましては三位一体改革の重点期間の最終年度に当たるわけであります。国庫補助金や地方交付税の減少分を税源移譲でカバーできるとは考えられませんで、厳しい状況に変わりはないというふうにまず考えております。町税ですけれども、平成11年からの定率減税が15％から13.5％に縮小される見込みでして、その影響額が1,000万円程度の増と試算をしております。

これらのことから、引き続き普通建設事業の抑制であるとか、あるいは職員数の削減、既に実施しておりますけれども、収入役を置かないといったこと、そしてそれを含めて実質職員の退職者の８名の不補充、これらで4,300万円程度の人件費が削減される部分であります。こういったことで行財政改革の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

本年度は行政改革の見直し策定を行うとともに、国の助言による集中改革プラン策定に変更しまして実施計画を策定し、そして平成18年度予算に反映し、予算規模の縮小を現時点では考えております。

特筆するものといたしましては、介護保険法の改正による地域包括センターや予防介護の創設に対応した経費、関連する老人保健法等の事業調整が必要となりますが、具体的な内容につきましては現在のところ示されておりませんが、少子化やまちづくりに対応する予算とともに確保しなければと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　総務課長。

○総務課長（小島徳三君）　お答えします。

平成17年度の関係の交付税でございますが、17億4,433万5,000円の普通交付税の決定でございます。

○議長（藤田喜代治君）　横嶋隆二君。

〔１２番　横嶋隆二君登壇〕

○１２番（横嶋隆二君）　16年度決算、そして17年度、18年度の見通しですけれども、改めて、国の政策の動向で厳しいことは確かであります。しかしながら、努力の仕方ですね。相当目の向けかた、取り組むべき点はまだまだあるという点が、これは明らかであると思うんですね。先ほど申し上げましたように財調を含めたいわゆる目的基金、これは庁舎建設基金も前の段階では、議論の中ではこれも使ってしまおうなんていう議論もありましたけれども、そうした目的基金でありますけれども、町民の貴重な税が残されている。こうしたことを背景に、経費の節減をしながら税を有効にこれを使う取り組みを一層、だからこそ行財政改革の取り組みが求められるわけであって、これは切ればいいという問題ではありませんけれども、一層税を有効に使う取り組みを検討していくべきだということで、この点での町長のリーダーシップ、これは監査意見の内容はもとよりですが、私からも大きなリーダーシップを発揮していただきたい。行財政改革委員会も審議会も始まったということでありますが、これを注目していきたいというふうに思います。

あと、若干ありますので……休憩。

○議長（藤田喜代治君）　ここで昼食のため午後１時まで休憩します。

休憩　午前１１時５２分

再開　午後　１時００分

○議長（藤田喜代治君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

12番議員、横嶋隆二君。

〔１２番　横嶋隆二君登壇〕

○１２番（横嶋隆二君）　12番、横嶋。

それでは、一般質問の続きを行います。

２番目はまちづくりの取り組みについてであります。

鈴木町長は５月に行われた町長選の際に、希望の持てる町、南伊豆町をつくるということで、私も６月議会で住民への情報提供の面でのテレビ放送の実現のための、これは検討をするということでありましたが、これとの関連で質問を行います。

まず、先ほどの質問でも町民の声を行政に反映していく、町民の声を把握していくという点で懇談会というものの中に検討が出ましたが、これは、５月以降この間町民の期待を町を二分するいろいろな政治的な争いの中で、その後どういう展開があるのかと。そういう期待が非常にありました。これは、同時にこれまでの６年間の間いろいろな町民懇談会等々あったけれども、真摯に町民の声に耳を傾けたのか。あるいは、アリバイ的にやって町民の声を反映する、こういうことになっていたのかということの、本当に全体の民意がつかまれていたのかと、こういうことの裏返しでむしろ期待が多いのではないかというふうに思います。

町長選以降は県知事選、あるいは今回の解散総選挙、おとどい選挙終わったわけですが、こういう政治日程が立て続けで、落ち着いた取り組みがなかなか難しかったというふうに思いますが、私は予算編成を控えているこの秋の時期に、ぜひ町民からの率直な声を聞いて、このまちづくり予算に反映させる取り組みをすべきではないかと。具体的に言えば、もう９月議会終わって10月、11月にはこうした取り組みを進めていくべきではないかというふうに思いますが、この点どのようにお考えか。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この件につきましては、先ほどの質疑の中でもお答えしましたけれども、今検討中でございます。課題であるとか、あるいは政策というふうなこと等に留意しながら、時期を見てということで今検討中でございますので、近々に懇談会をということで各地区順次回る予定で検討しております。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　横嶋隆二君。

〔１２番　横嶋隆二君登壇〕

○１２番（横嶋隆二君）　ぜひ、日程、時期については近々にということでありますので、検討を進めていただきたい。

これ、前議員の質問でも出ていましたが、やはり率直に住民の声を聞くという点で、これ

は答弁いいですけれども、気楽に気軽に町民が日常の声が反映できるようなそういう肩ひじ張らないというんですかね、たくさんのスタッフがいるとやはり町民に対して重い感じにもなりますので、そうした点も考慮した開催をぜひ進めていただきたいと。

こうした声を聞くと同時に、これまでの南伊豆町が持っている課題を、町長が希望の持てるまちづくりということで、この町長選で打ち出したのが少子化対策の中身、あるいは産業振興、これはせっぱ詰まったというか、切実な課題であると思うし、その取り組みが求められるわけですが、この点で少子化対策についての中で、鈴木町長は子供は地域の宝だということや、あるいは学童保育の実施の点にも触れていましたが、同時に、今回それを置いて定住促進、結婚支援の取り組みの考えを打ち出しましたが、これについてどのように取り組み方法を考えているか、まずその点を答えていただきたい。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

定住促進につきましては、さきの６月の定例会でもご質問がありまして、国であるとか、あるいは県の施策に呼応しながら情報の収集、あるいは町への需要の把握に行政としても努めておるところであります。

しかし、やはり定住となりますと生活の本拠を南伊豆町に移すということになりますし、それの後の生活というのは当然町での生活ということになるわけであります。雇用の場であるとか、あるいは生活環境の確保がどうかということも考えられます。今後はその環境整備など財政の高いハードルが考えられますが、庁内の各関係課で連携しながら、国あるいは県とも連絡を密にしながら考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　町長、結婚支援とかってそういうことはどうなりますか、同じですか。

○町長（鈴木史鶴哉君）　この結婚支援につきましても、いろいろ最寄りの自治体では合コンといったようなことも最近聞かれますけれども、これらの事例をなお詳しくまた調査しながら、どういった形で進めるといいのか。これは非常に難しい問題でして、できることから取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　横嶋隆二君。

〔１２番　横嶋隆二君登壇〕

○１２番（横嶋隆二君）　定住促進の問題ですが、これ、いわゆる都市と農村交流、中山間地域の交流という点でこれまでも議会の中で、昨年１月にイノシシ対策で視察に行った島根県の中山間地研究センターは、あそこの取り組み事態にそうした現状打開策でありますけれども、まして、一番首都圏に近いこの伊豆半島、先端で不便なところであってもそうした施策の一番実現しやすいというんですか、これオワライ日本会議というのが国土交通省の肝いりで、これやられています。テレビで10万円で生活できる町という、ちょっと奇抜なタイトルでやっているので、全国の田舎の町村が紹介されているものもその一環であるわけですが、もちろん、いわゆるそこの仕事から何から探すという、面倒を見るというのは大変でありますけれども、やはり時代の傾向の中で、ついに2007年問題とか言われている団塊の世代の退職を迎えた、もちろん新規の世代もそうですけれども、そうしたＵターン現象、あるいはＩターンに対応する取り組みというのはきっちりやはりしていくべきだというふうに思うんですね。全国の事例もあります。

自立の取り組みをいち早く進めている福島県の矢祭町というところも、これは空き家の借り入れとかではなくて、あそこは土地造成をやっているんですね、宅地造成。住むところがあればここに行きたいと。空き家対策などもこの間の、私も行ったり出ましたけれども、なかなか実態としては空き家対策は難しさがあると。しかし、この広い南伊豆町の地域で住宅、集落が散在しているところで、町営住宅の計画的な配置とか、あるいは土地の借り上げ、造成ですね。そういうことをさまざまなことが考えられると思うんですね。この町に住みたいという人を、町に縁がない人でもこれを受け入れる。こういう取り組みをすべきだと、検討をすべきだと。

もう一つは結婚支援の問題では、近隣の町村でも未婚の男女の出会いの場をつくっているところありますが、これは青年会議所のデータでも人口１万人未満の市町村で62％のところが何らかの取り組みをしていると。１市町村当たりの年間予算、平均で73万ということであります。例えば、出会いの場に若干の負担をするということだと思うんですが、さまざまな支援策があるんですが、定住促進というとよそから来た人ばかりというふうに思いますけれども、土地の中でも単身者の対策をどうかしてほしいと。これは潜在的にある願いである内容でありますので、そういう取り組みはよその町村の例も踏まえて進めるべきだと思います。

町長、その検討ということありましたが、担当は、ここは企画になるんですが、担当の部署はどのように考えていますか、その点答えてもらえます。

○議長（藤田喜代治君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　　正君）　結婚支援については、ちょっと私の方では担当していないものですから、今までの窓口という形で６月の定例会でもほかの議員からのご質問がありましたけれども、定住促進等につきましては窓口という形で、先ほど町長の方の答弁にもありましたように国・県等の事業に乗っかって、それで定住促進のセミナーとかそういうものに現在やっていると。

そういう中で、今、議員ご指摘のように、南伊豆につきましても空き家があるよという形の中で、たしか６月の議会のご質問の中でほかの市町村の例を見ますと、空き家バンク等の関係、そういうものもありますよということでお答えしたと思うんですが、現実的にいろいろなところで情報を集めますと、空き家になっているんだけれども、いわゆる人には貸せるのはというような首をかしげるというふうな反応が、私が情報をとった中ではそういうものが比較的多かったという形で難しいなという認識が一つなんです。ですから、今の議員の2007年問題、現実的には一部のマスコミですと本年度から、2005年度からもう始まっているというふうな報道もあるんですが、やはりある程度特定の方をこちらへ呼ぶということになりますと、社会資本の整備をある程度の水準まで用意して、そういうものの施策をやらなければならないのかなという感じはしております。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　横嶋隆二君。

〔１２番　横嶋隆二君登壇〕

○１２番（横嶋隆二君）　これも含めて次の質問とまとめてこれに言及しますけれども、町長、産業振興の問題で住宅リフォーム助成、これは一般の公共事業、普通建設事業を予算の中でこれを減額してきている中でリフォーム助成制度で民間建設事業の活性化というこういう打ち出しをしましたが、この点はどのように取り組むか、検討されているのか。その点を答えいただきたい。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この住宅リフォームの助成の関係は伊東市が、これは商工会議所に委託して実施しているという例が近隣ではあるようです。これは、今、議員が申されたように建築関連業界の振興を図るという目的に沿って、最高10万円ということですけれども、これを助成するというこ

とで、相当の個人の利用等もあるように聞いております。

また、これとて、今申されましたようにやはり予算が伴いますので、こういう非常に苦しい時代ですので、もちろんこのこと自体は取り組んでもいいかなという気はしますけれども、やはり財政面から検討しながら考えていかなければならないかなというふうに思っております。ほかの町の事例等もまだよく調査しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　横嶋隆二君。

〔１２番　横嶋隆二君登壇〕

○１２番（横嶋隆二君）　この、定住促進についても住宅リフォームについても、前任者のときも質問をしました。それで、町長も検討をするということを言われましたが、先ほど最初の税の問題で話ししましたが、税の使い道が公共事業の場合は丸々一つの事業に費やしてしまう。ところが、定住促進、あるいは結婚支援というのはそれから波及効果が目指す、波及効果が民間に活性化を与える。そういうことが十分起こっているわけですね。なぜそこを、やはり体制変わったとしても担当のところでもっと突っ込んだ検討と推進策を考えると。これはやはり現場の責任ですよ。住宅リフォームに関しても、それは予算のもちろん枠はあります。ところが伊東市でやっているもの、それで東伊豆が始めたもの、これは耐震助成に上乗せするようなものでありますけれども、税の10倍以上の市場の経済効果を起こしていると。まさに、公共事業だと丸のまま税金で進まるものが、民間は大変だけれども刺激策を起こしてこれをやっていると。

定住促進でも、民間の借り上げだ、ただ大変だというのはもう前々から出ているもので、じゃできるものは何かということを担当課でも考えていく。そういう気概がなければ町の活性化というのはないわけですよ。繰り返しこれまでもやってきましたけれども、いわゆる自治体の取り組みの姿勢は何かといえば、町民が豊かになる。自分の仕事によって少しでもそういう住民に元気を与えるとか、あるいは経済効果があるとかとなければ、自分が担当している部署の仕事は失敗していると思わなかったらいけないのではないかというふうに思うんですよ。

すべて、それ採算で考えていけというふうには言わないですけれども、民間の人は、公共事業をやたら切ればいいということを言っているわけではないんですが、仕事が減れば自分の頭で振り返って仕事を探さなければならない。しかし、この半島の先端では求職人口も少

ない。そういう中で役場全体が、これは町長のリーダーシップはもちろんですが、こうした現状の課題が今降ってわいたものではない。やはり切実なもので求められているものであったら、職員が一丸となってこうしたものに取り組んで、これは前の担当者であろうが、今の担当者であろうが変わらないことですよ。それをやらない。しかもこの間は積立金をどんどん使っても、それが効果がない。むしろ、それでもまだブレーキをかけて税を有効に使えるような手段があると。そこをぜひ現場も考えて取り組みを進める。全国ではあっちこっちやっているんですよ。結婚支援だって、それは100％結びつくとかということにならなくても、また、南伊豆に来たいという定住の問題でも、住みたいという人があれば、それにこたえるようなことを自分の仕事としてやると。そういう自覚を持つべきだと。

次のまちづくり条例についての考えですが、町長は議員の時代に委員長をやられたまちづくり特別委員会、これは昨年の下田市との合併のいろいろな協議、法定協議会設置の是非から町のあり方に対する検討をなされた行財政改革委員会、それから引き続いて建設的な意見を検討しようということでまちづくり委員会をつくったわけですが、そこで出された、検討されてきたことは、ことしの３月17日に報告で出しました。これが情報の共有、住民参加であります。

これは、全国でただ一つ自治体で自治基本条例をつくったニセコ町の例なんですが、町長は、この点で時間ちょっと余りないので簡単にしますが、まちづくりの原則ですね。先ほど懇談会の開催についても答弁いただきましたが、それを行政に生かしていくそのプロセスを、いわゆる恒常的というか制度化する上でのまちづくり条例ですね。こうしたものを検討する必要があると思うんですが、町長のお考えをお答えしていただきたいと。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

先ほどのご質問でありましたまちづくり検討委員会、そして今度の、今のまちづくり条例、それぞれがいわゆるまちづくりについての関連のある質問であります。これらを合わせ、一緒に今後、検討をしてまいりたいというふうに思っております。

例えば開発規制であるとか、あるいは景観法、環境保全、特定地域の活性やソフトを重視したもの等々さまざまな分野にわたっております。行政推進の原動力となっていることが見られますけれども、そういった例も参考にしながら、自然環境、進むべき方向を考えたときにどのような方向に進むのかを、やはり今議会で検討されておるまちづくり特別委員会、あ

るいは庁内の担当課外部の各階各層の意見、提言の取りまとめを行う姿勢はあると考えております。今後どのような検討委員会、あるいは条例がこの町に、現在の南伊豆町としてあるのか。その辺も考えながら検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　横嶋隆二君。

〔１２番　横嶋隆二君登壇〕

○１２番（横嶋隆二君）　このまちづくり条例に関しては、特別委員会が12月に一定の結論を出すときにも出るかと思うんですが、ぜひ検討内容に入れるべきだと。

次に、風力発電事業とエコ推進ということでありますが、新聞で立岩に２つの風車が建ったことが報道されました。もう一つ、いわゆる――いわゆるというか層雲峡ラインの付近に民間企業が大規模な風力発電の事業を計画しているということを、去年ですかね、初めて聞いたのは去年の10月ですが、この事業を、実際にこれが進んでいるのか。この事業が行われれると、いわゆる波及効果、町への波及効果ですね、どのようなものか。あるいは税の問題ですね。この点、まず教えていただきたい。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

ただいまの風力発電につきましては、申されましたように現在立岩に２基の風力発電が先般完成しまして実施されております。これは売電ということでごらんのとおりの施設であります。今申されましたこの風力発電につきましては、さらにまた、現在相当規模の大きな計画が現在町の方へと、話として来ております。ただ、これにつきましては、まだ事業等具体的な内容等は示されておりません。概要程度ですけれども、それぞれの開発に伴う個々の申請であるとか、土地利用の関係等も今後正式に申請がなされてくると思います。その点で行政としては対応してまいりたいというふうに思います。

この波及効果と申しますと、やはり今、既にもうできております東伊豆町の例がございますけれども、町外から視察もある。そして、それらの方たちはそこへ宿泊するといった面で非常に観光的にプラスになっていると。それから、いわゆる小中学校の総合学習、こういった面。さらにまた、今非常にはやられておりますけれどもウオーキング、これらのコースとしても将来周辺整備がなされるならばいいのではないかなというふうに考えられます。まだ具体的なことは把握できておりませんので、現時点ではその程度のことは考えております。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　横嶋隆二君。

〔１２番　横嶋隆二君登壇〕

○１２番（横嶋隆二君）　これは民間のあれですけれども、土地利用だ何だ含めて窓口は、土地利用は産業観光になるのか、企画ですか。企画のところではこうした事業を実際どのようなレベルで聞いておられるのか。

○議長（藤田喜代治君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　　正君）　それにつきましては、２階の方にもお話があったという、コンサルタント会社ですね。

それと先日、１カ月ぐらい前ですかね、具体的なもう一つのコンサルタント会社と、それから事業をやるであろうという会社の方々が来まして、一応簡単な図面ですか、こちらの方の市販の南伊豆町の図面に、何基かこういうところにという構想で進んでいますという形のあいさつがありました。その中で、今後当然、南伊豆町には土地利用のことが、規制と言ったらあれなんですが、そういうものがあるものですから、それを頭に入れてくださいと。それと、いわゆる個別法の関係ですね。それ等も十分お願いしますという形でお話をして、先日ですか、俗に言う環境アセスの関係で事前調査ということで、これは電話だったのですが、今はいろいろなところで開発しますと問題起きますよという、いわゆる希少動植物の調査を今後行いたいということで今用意していますというふうな形のお電話があったものですから、そういうものについては協力は惜しみませんという返事で、現在のところ、その件についてはその程度でとまっています。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　横嶋隆二君。

〔１２番　横嶋隆二君登壇〕

○１２番（横嶋隆二君）　去年ですね――去年ですか、ことしになってからかな。議会に説明されて、もしこの事業が説明されたとおりにやられると、実施初年度から税効果というのはどのぐらいありますか。その点答えてもらいます。

○議長（藤田喜代治君）　窓口税務課長。

○窓口税務課長（外岡茂徳君）　お答えいたします。

昨年だったと思います、たしか。議員の皆様にご説明したことがありましたけれども、今現在立岩に計画されている風力発電ですけれども、これにつきましてはことしの多分１月１

日現在は完成していない関係で償却資産に該当にならないというようなお答えをした記憶がございます。

これはもう立岩の関係ですけれども、これは地方税法第349条の２の、いわゆる償却資産に該当いたしまして、３年間６分の５の特例がございます。それで、１キロワット20万円で400キロワットということで試算してみますと、１基当たり当初の税額は、最初の１年が92万2,000円。それから15年ということで耐用年数見ますと、約15年間で650万ほどの税収効果があると、このように試算しております。

以上です。

○１２番（横嶋隆二君）　その予測されるもっと大きいやつに関してはどうですか。

○議長（藤田喜代治君）　窓口税務課長。

○窓口税務課長（外岡茂徳君）　ウインドテックの方というふうな形で聞いておりますけれども、これにつきましてはかなりキロワットが大きくて、私の方の試算でいきますと、いわゆる耐用年数等の絡みがございますけれども、一応17年ということで見込んで計算しますと、当初の初年度が１基当たり310万ほど。15年間で１基当たり2,500万ほどの税収があると、このように試算しております。

以上です。

〔「１基当たり2,500万ですね」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　横嶋隆二君。

〔１２番　横嶋隆二君登壇〕

○１２番（横嶋隆二君）　この事業は東伊豆町のように町でやる事業ではなくて民間がやって、いろいろクリアした暁にはそういう効果もあるということですが、先ほど町長も言われたように、現在建っているウィンドテックのやつは１基当たりが東伊豆町の風車の３倍という容量ですから推して知るべしの税効果というんですか、あると思いますが、それだけではなくて視察や、あるいは学習にも役立つということでありますが、まさに、もちろんさまざまな環境アセスも含めたクリアをした暁でありますけれども、こうしたものに対応した相乗効果、波及効果を有効的に観光と観光収入を結びつける取り組みを進めていくべきだというふうに思います。これらの関連したさまざまな事業もありますが、こうしたことを結びつけて、５年先、10年先のまちづくりですね、これはもうちょっと手前に引き戻してもいいわけですが、そういう取り組みを事業主体とか、あるいはその売電をする相手先の東電なんかにも積極的に対応していくべきだというふうに思います。

ちなみに、教育啓発の問題では、静岡大学がそうした教育学習の指定の大学にもされて、専門の教授もいるということで、これからの社会のあり方にとってもそうした事業、これが将来にわたって活性化のみならず、こうした事業から税収を含めたものに結びつく、そういう基礎的な取り組みをぜひ進める計画を行っていただきたいというふうに思います。

これは先ほどの定住促進や結婚支援等々もそうですが、今の町の現状をどうやって活性化し進めていくかということで、考えられるあらゆることをやるべきだと。しかも、民間がこういう大きなものを、この貴重な資源がある南伊豆でやろうとしていることは、棚ぼたということでありませんけれども、それを結びつけた相乗効果を引き出すような取り組みを計画すべきだと。

次に、持ち時間少なくなりましたが、共立湊病院と医療の問題です。

共立湊病院の医療計画については、６月議会でコンサルタント報告ということで質問をしました。そこでは、共立湊病院の議会でも、移転新築案というのは現状ではとてつもなく莫大な予算かかると。そうでなくても改築案だけでも大変だという議論が出された。もちろん、南伊豆町民の代表としての私も、移転はとんでもないことだというふうに思っています。

それは置いておいても、共立湊病院を含めた伊豆医療圏の現況の課題は何かというと、この共立湊病院、新病院の基本構想の策定コンサルタントの伊豆医療圏における医療供給体制の現状、これは５ページに述べてあるんですが、医療圏の病院数は人口10万人に対し12.4で全国平均を5.3ポイント上回っているけれども、その中で病院種別を人口10万人単位で見ると、精神病院が2.5で全国平均を1.7ポイント上回り、一般病院が9.9で3.6ポイント全国平均を上回り、医療圏の中で最も多いと。救急病院を人口10万対比で見ると伊豆医療圏は5.0で全国平均を3.3上回っているが、絶対数が少なく活動していない病院もあり、救急告知病院の負担は大きくなっていると。

まさに、共立湊病院の救急搬送が大変だということは、これでも出ると思うんですが、ベッド数の問題では、時間の関係で簡略しますが、療養病床が全国平均の３倍ある一方、一般病床は全国平均を143.4ポイント、パーセントで19.9％下回っていると。約20％下回っている。こういう点で、共立湊病院が現在地で、いずれはこの老朽化したら建てかえる必要はあるわけですが、医療ニーズにこたえる点でいえば、医療圏のこのベッド数の偏ったあり方、療養型ベッドが多くて一般病床は少ないと。こういう医療計画を変えていく、こういうことが必要だと思いますが、その点どのような認識を持っておられるのか。その点をお聞かせいただきたい。

もう一つは、病床をふやそうと思った場合に、共立湊病院の現在地では建ぺい率の関係からこれがなかなか難しい。しかし、公園法を解除してあそこを医療特別地域にしていく。こういう検討は前任者の代からも質問して、検討を始めるということでありましたが、あの現在地で病院を改築するという点でも、医療ニーズにこたえる病床の増床、そしてベッド数、もちろん診療科目対応する泌尿器、あるいは産婦人科もそうですが、そういう際にも公園法の解除の手続は進めなければいけない。こういう役割を共立湊病院、中核病院として持っていると思いますが、その点まずお答えしていただきたい。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

ただいまの共立湊病院のベッド数の関係ですけれども、県の地域保健医療計画に基づく賀茂圏域の基準病床数は1,059床であります。既存の病床数は1,178床と119床オーバーをしておりますので、現状では賀茂圏域での増床はまず難しいというふうに認識をしております。

また、ございますように、一般病床と療養病床の関係ですけれども、この1,178床のうち一般病床が474床、それから療養病床が704床と全体の60％を占めているのが現状であります。中核病院としての共立湊病院の機能等を考えまして、より一層の整備充実をしなければならないというふうに認識しております。

この保健医療計画につきましては、需要、いわゆるベッドの需要の実態をよく調査して、そして県と関係方面とも鋭意検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、病床のいわゆる国立公園法との関係でございます。これは、今申されましたように建ぺい率の関係等あるわけですけれども、先ほどございました基本構想の報告書ができ上がってまいりまして、その中でも述べられておりますけれども、この建てかえ絡みの中で将来、やはりこれが問題になるわけでありまして、これは引き続いて、老朽化に伴うこの病院の将来に備えて、公園法の方ともあわせ検討して関係方面には働きかけてまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤田喜代治君）　横嶋君。

○１２番（横嶋隆二君）　最後に一言。

現状、共立湊病院標榜診療科目の中で毎日やっていないものがあると。いわゆる耳鼻咽喉科ですね。これはかつては医者が本当に見立てがよく患者が毎日あふれるほどいたのに、現状では３日しかやらない。そういう不満も出ている。この点どのように考えますか。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この件につきましては、耳鼻科だと聞いております。これにつきましては、現在週に３日の診療ということで、組合と協会との委託契約に基づく診療が行われていないという現状です。これにつきましては、先般の病院の議会でも指摘されまして、申し入れを行っております。そして、先日も病院組合の局長に命じて、さらにまたこの辺を調査するようにということで命じてありますので、私もまたそれについては極力病院側に伝えておきたいというふうに思っております。

以上です。

○１２番（横嶋隆二君）　以上で質問を終わります。

○議長（藤田喜代治君）　持ち時間が超えましたので横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで１時50分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時４２分

再開　午後　１時５０分

○議長（藤田喜代治君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　清　水　清　一　君

○議長（藤田喜代治君）　２番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔２番　清水清一君登壇〕

○２番（清水清一君）　それでは一般質問させていただきます。

まず、１番目には行財政改革についてでございます。

この南伊豆町は行革をやっていかなければならないという形になっております。それで、発展的な行財政改革の方針ということで通告してありますけれども、これまで前任者を含め町当局は行革を行って、これからも行革を進めていくと常々言ってこられたように思われま

す。これまでの行革は平成16年12月、町行政改革推進本部が昨年12月に設置されて、町のプロジェクトチームによる行革が今年４月から実行されております。

しかしながら、この４月から町の行政改革推進本部はこの半年間、どのような考えのもと、どのような検討をこれまでなされてこられたのか。それを担当課長の方に、町長ではわからないと思いますので担当課長の方、よろしくお願いいたします。

○議長（藤田喜代治君）　総務課長。

○総務課長（小島徳三君）　それではお答えします。

昨年の10月から、おっしゃるとおり取り組んでまいったわけですが、４月、５月この辺につきましては状況等が厳しい中で検討はもちろんしてきたわけですが、具体的な検討となりますと、最近になってでございますが行革推進本部の設置、これを８月に入ってからです。８月11日に開催して、これが……その前に、ごめんなさい。７月には準備として行財政改革推進委員の公募による委員２名を、公募いたしました。それから、その中で２名を選定させていただきました。実際申し上げますと４名の応募がありました。その中で、事情をわかっていただいた中で２名の方が辞退されまして、男１名、女１名の委員さんになりました。

それから、８月11日の推進本部、それからその中でプロジェクトのメンバーの決定、それから組織体制、それから準備中の３月に大綱を策定したいということで検討をいたしました。これは９月７日にはプロジェクトの第１回の会合を開き、チームリーダー、あるいはサブリーダー等を決めさせていただきました。それについては、国の新地方行財政改革推進指針、これらにつきまして合わせて、大綱あるいは実施計画の進め方についてのご説明をした中で、今後目的に向って取り組んでいかなければならないということでございます。

それから、その翌日ですが、第１回の行財政改革推進委員会を開催いたしまして、議会２名、公募２名、学識経験４名の８名で委員会の立ち上げを行いました。そして諮問を行ったところであります。今後も月一、二回のペースで推進委員会を開催したいと考えてございます。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　清水清一君。

〔２番　清水清一君登壇〕

○２番（清水清一君）　総務課長ありがとうございました。

総務課でも大変で、いろいろな行事をやっていて大変だったと思うんですけれども、やはり行革というのは町民がいるわけでございますから、それは随時やっていかなければいけな

いという、ここまでの半年近くはやってこられなかったような気がします。ですから、これからでもいいですから、また行革についてはこれから行革委員会の方で大綱をつくっていってくれるということで、私も委員になっているからあれなんですけれども、それでもやはり町当局の方は数字があって詳しいわけですから、そういうものはやはり職員の方々で検討していただいて、大変でしょうけれども一生懸命つくっていただくようにしてもらいたいと思います。

そのためにも、私は昔から思うんですけれども、この行革をやるときの指標の一つとしてバランスシートがあると思うんですけれども、よその市町村では余り半分もつくっていないんですけれども、２割か３割ぐらいの市町村がバランスシートをつくっておられると。ですから、南伊豆町でもこういうものをつくることによってわかりがよくなってくるのではないかと。要するに、民間の方々が、町民の方々が見ても、株式会社相場とかそういうのを見ている方々は新聞で年度末になりますと、小さい広告でバーンと右と左に書いてありますけれども、そういうものが町でもあれば民間の方々もわかると。ただ、一般書の決算書のやつだけ見てもなかなかわからないという形がありますので、そういうバランスシートとかそういうものをつくる考えはあられるのかないのか。そういうことをちょっとお伺いいたします。

○議長（藤田喜代治君）　総務課長。

○総務課長（小島徳三君）　バランスシートにつきましては、現在のところ考えてはおりませんですが、その辺につきましては研究も必要かなと思っております。重立った議員さんの言われております行政評価についても、そのように検討されればとも考えておりますし、ちょっとバランスシートまでは頭にもございませんですが、その辺を皆様によって委員さんたちにもお諮りしたりしながら検討していきたいと思っています。先ほどお話しあったとおり、選挙等が３回も本年ありまして、実際のところ行政自体は継続性の問題がありますから常に心がけてはいるんですが、なかなか間違いを起こすことのできない仕事、その他もろもろがありましたもので今の現況になりました。

○議長（藤田喜代治君）　清水清一君。

〔２番　清水清一君登壇〕

○２番（清水清一君）　その間は大変だと思うんですけれども、この行財政の方針として町長はどのように考えておられるのかお答え願います。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この行財政改革につきましては午前中の質問にもございましたけれども、いわゆる今後５年間の定員の削減等を盛り込んだ、いわゆる集中改革プランを策定して、そしてこれを公表にしなさいということで指針が示されております。これに基づいて、先ほどから出ております行政改革委員会の立ち上げ等を先般も行った次第でありますけれども、その中には、いわゆる数項目に及ぶ、ただいまの定員の問題であるとか給与の適正化であるとか、そういったことが項目ごとに示されておりまして、それについての各委員のお考え等をお聞きしながら改革に取り組んでいくということでございますので、これを17年度中に公表しなければならない、策定して。そして、そういうことが指針として示されておりますので、これらに沿ってものを詰めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　清水清一君。

〔２番　清水清一君登壇〕

○２番（清水清一君）　それでは、町民参加のまちづくりにまいりますけれども、何でもそうなんですけれども、町民あっての南伊豆町でありますから、町民参加のまちづくりを行っていくには町民の声は必ず聞かなくてはいけない。その点は私どもも、議員もいるわけでございますけれども、やはりじかに町民の声を聞くのが一番いいわけでございます。そのためにも、町民の声を聞き、これを町政に反映させていくためにも町政懇談会等は必要となってくるのは当然のことでございます。

先ほどもほかの議員の方々から質問がなされていましたけれども、懇談会等を開く予定はあられるのか。先ほど検討中と言われましたけれども、もう一度お聞かせ願います。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　先ほど申し上げましたように、この件につきましては今検討中でございます。当面の課題であるとか、あるいは懸案事項等よく整理して、そしてやはり懇談会を開くからにはなるべく時期、その他も有効といいますか、そういったことを開くことが意義あることになるように、近いうちに開催の方向で検討しております。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　清水清一君。

〔２番　清水清一君登壇〕

○２番（清水清一君）　やはりこの町民参加のまちづくりでございますからいろいろな懸案事項がいっぱいあるわけでございます。意義あるうちに、意義あることにしたいという、懇談会をね。ですけれども、意義あるためには、意義あるというか、今話の中では先ほども議員の方々の中には財政が厳しいとかという話でありまして、そういう言葉が今町でもひとり歩きしているわけでございます。町内経済も苦しいわけで、町も財政が厳しいと言っているわけでございますから、やはり町民の方々はどうしても下向きというか、前向きではなくなるという形になると思います。そのためにも、この懇談会を開きまして、町民が夢を描けるような懇談会を開いてもらいたいと考えます。

だけれども、それをまず開かないことには、また町民の方から夢を持てる話も出てこないと思いますので、これはぜひ懇談会等、あるいはそういう形に近いようなものは早いうちに開いた方が町のためになると思いますので、近いうちというのは今年じゅうだと思っておりますし、考えていますけれども、そういう形で考えますのでよろしくお願いいたします。

次にまいります。

それでは２番目の16年度決算についてでございます。

16年度決算書を先ほどいただきまして監査意見が出ていました。それを読んでみました。その監査意見の中でこの一般予算の16ページですかね、14ページですね。監査意見というのがありますけれども、この14ページの中段目あたりから。先ほども横嶋議員が言ったと思いましたけれども、行財政改革推進本部も設置され、業務内容、経費の節減等も打ち出され、従来よりも行財政改革に目が向いてきているものの、全職員の意識及び危機感が見られないと。この全職員の意識及び危機感が見られないとありますけれども、これまでに職員の意識改革はどのようなことを行ってきましたかということをお聞きしたいわけでございますけれども、その意識改革と危機感をどのように職員に説明し周知してこられたのかをお伺いいたします。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

私は就任以来、まず私考えておりました指針に簡素で効率的な行政運営ということがありまして、そして職員に対しましても、まずこの厳しい現状を認識すること。そして、それぞれの立場でこの簡素で、そして効率的な財政を認識するために取り組んでいってほしいという話をしてまいりました。事務事業の必要性、それから効率性、公共性及び達成度を常に意

識して、そして住民の福祉の向上、そして社会的問題の解決に向けて継続的かつ自立的に改善、改革を行える組織にしていくことが職員ひいては町の活性化につながるものというふうに認識しております。こういったことで、先ほど申し上げましたことの中で町職員に対しましては、庁議等で訓示をしてきたところでございます。

具体的には、人員の削減であるとか時間外手当の削減等を実施しておりますけれども、住民サービスの低下防止策として課・局なり、または課・局間の応援体制、スクラッチですね、これを推進するために南伊豆町職員の倫理条例に関する要項を定め、対応していくことも職員の活性化になるということで位置づけをしております。こういったことで、職員に対しましては機会があるごとに研修等も行うように県の方へも派遣を、今までもそうですしこれからも考えてまいりたいというふうに思っております。

先ほども出ましたけれども、さきに公募を含めて町民各層からなる行政改革推進委員会を立ち上げまして、年度末に向けて行政改革大綱等を急ピッチで策定しなければなりませんけれども、行政改革大綱や同実施計画等の策定とあわせて、人材の育成基本計画を定め、人材育成による原則的改革・改善による職務活性化を図って、より一層の効率的行財政運営の推進による行政サービスの維持向上を図るとともに、改革の動機づけとなる職員の危機意識の醸成及び共通認識化を今以上に図る所存でありますので、今後とも皆様のご理解とお知恵をお願いをする次第であります。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　清水清一君。

〔２番　清水清一君登壇〕

○２番（清水清一君）　答弁ありがとうございます。

この監査意見の内容について認識させるという形を言われましたけれども、それで、今以上にそれを実行させるという形を言われたような気がするんですけれども、今以上にこの危機感を、あるいは意識の改革という形を、これからもやると言いましたけれども、それはこれからすぐやっていかれるのか。それとも間を置いてやっていかれるのか、その点についてはどういうふうに考えておられますか。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　意識改革はもう現在やっておりますし、継続してやってまいります。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　清水清一君。

〔２番　清水清一君登壇〕

○２番（清水清一君）　一生懸命しっかりとやっていただいてどうもありがとうございます。

それは、これまで以上にやっていただくのが私たち議員の立場、あるいは町民の方々の方から見ると、今やっていただいているんでしたらこれ以上やって、もう少しやっていただきたいというふうに考えますので、ぜひともお願いいたします。

それで、この監査意見をもちまして、平成18年度の予算編成についてお伺いするわけでございますけれども、気が早いという話もあられましたけれども、やはりこの監査が出てきたという形でどこの町村もやっていると思うんです。それで、また今年、平成17年度のこれまでの予算の実行状況から見て、次年度、18年度の予算を組むに当たり監査意見を尊重した考えのものはどのようなものがあるのかという形でお伺いしたいと思いますので、すみませんがよろしくお願いいたします。ご答弁お願いいたします。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

監査委員の監査意見につきましては、これを十分に尊重した中で対応をしてまいりたいというのがまず１点考えられます。これにつきましては、これはいわゆる監査基準にもございますけれども、監査委員が町長に審査意見書を提出して、そして町長はこの処理状況を報告しなければならないということになっております。

したがいまして、監査で指摘された事項につきましては、これを謙虚に受けとめながら対応してまいりたいと。そしてこれを18年度予算には、できる限り反映をさせてまいりたいという胸中の考え方でございます。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　清水清一君。

〔２番　清水清一君登壇〕

○２番（清水清一君）　この予算は尊重されて、それは当然の話でございますけれども、事務事業も同じような形でお願いいたします。

それでは、次に昔からやっております、前町長からやっております国・県の関係強化という問題で次の質問に移らさせていただきます。

町長も就任されてこれまで３カ月、４カ月たつわけでございますけれども、県庁へ何回行

ってこられたのかと。また、この出先機関には何回行かれたのかと。苦笑いをする方がおられますけれども、その内容、あるいは回数をお教え願います。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

私、５月に就任いたしまして就任早々、なかなか時間的なこと、あるいは相手先のことも日程等あったりして調整がつきませんで、６月に入りまして県庁へあいさつ回りながら関係各課、８部１局を回ってまいりました、あいさつ、陳情等。関係の課はそれぞれ当町に関係のあるところ、ないところもありますけれども、いわゆる初めてということであいさつを兼ねて回ってまいりました。その詳細につきましては、これはまた省略させていただきたいと思います。また後ほど必要があればこれはお見せします。

それから、その後、これは林道関係ですけれども、清水議員もご承知のとおりこれも県の方からのいろいろなご指示をいただきながら、これも早急にということであって行ってまいりまして、それ以外には、県の出先というのが、ご承知のように土木、あるいは農業等下田にございます。これには、例えば町長会議で会議があったときとか何かのときに行くよりございませんけれども、立ち寄ったり、あるいはわざわざ行ってくることもございますし、あるいは支援局等も数回行っております。

そういったことで、でき得れば、時間等経費も考えながら、出先で済むことは出先で済ませるということの基本的な考えのもとに、相手方もあることですから、今この陳情が非常に、従来と比べて県庁の方でもいろいろご承知と思いますけれども、対応がかなり、ある意味では厳しいとは申しませんけれども、それなりに後々の記録に残るといったこともあったりして、そういうことも知っておりますので、やはり意義ある陳情等を行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　清水清一君。

〔２番　清水清一君登壇〕

○２番（清水清一君）　町長就任で忙しかったと思うんですけれども、一生懸命行っていただくようお願いいたします。それが、やはり南伊豆の発展につながると思いますので、ぜひとも回数行っていただくようお願いいたします。

それと、対外機関との関係強化でございますけれども、石廊崎ジャングルパーク、岩崎産

業と、４月までは相手の出方を見るとか計画を立てる状況ではないと当局は言っておられました。このジャングルパーク、岩崎産業とは、今町とどのような状況なのかを担当課あるいは町長、あるいは助役なのかだれだかわかりませんけれども、どのような状況になっておられるのかをご質問いたします。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　あそこの石廊崎の問題は午前中の質問でもお答えしましたように、石廊崎全体ということで、今庁内で検討をしております。その中で一企業ということでございますが、これにつきましても庁内でプロジェクトを組んで、助役がチームリーダーということで検討しておりますので、今現段階のことでしたら助役の方から答弁をさせます。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　助役。

○助役（小針　弘君）　ジャングルパークの件ですが、これ、今の町長の話しにもございましたように、一企業というとらえ方をしております。それから、私が助役になる前の話がほとんどなわけですけれども、それらについて関係の社長、それから係からいろいろ集まりまして、回数ははっきりしませんが、もう既に五、六回の会合を重ねまして、それらの経過を見ていました。町であの土地を買うというような計画もあったようですが、結論的には16年４月９日に結論を出しまして、町ではこれを買収しないということが決定されまして、議員の皆様方もご承知のことだと思いますが、全員協議会でそれを説明したという経過がございました。

それらを踏まえまして、８月末に岩崎産業の方にそのような返事といいますか、現在の町の姿勢、町の考え方、それを電話でお話をいたしました。そのようなことでございます。

○議長（藤田喜代治君）　清水清一君。

〔２番　清水清一君登壇〕

○２番（清水清一君）　先ほどほかの議員も言っておられましたけれども、やはり伊豆半島の石廊崎というのは、やはり毎日天気予報で石廊崎という言葉を言っていただくのは、もうそれだけ宣伝効果は大きいわけでございますから、石廊崎へ来たらきれいだったよという形になることによって、通過人口になるのか、昼間人口になるのか、宿泊になるのかわかりませんけれども、やはり観光のおかげで南伊豆はよくなってくる、経済状況もよくなってくると思います。

ですから、あそこのジャングルパークの跡地をやはりどうにかしないと、何か考えないと伊豆半島全体、あるいは南伊豆町を考えたときに、ただ一企業というだけでなくて、一企業対南伊豆町、あるいは伊豆半島全体という考えのもと、町の考えではなくて伊豆半島全体のこととして考えた方がいいと思いますので、このジャングルパークについてはそれを考えていただきたいと思いますので、そういう考えのもと行っていただけるようお願いいたします。

それでは、３番目の職員の職務活性化についてお伺いいたします。

ふだん職員は、皆さんもそうなんですけれども、職員一生懸命仕事をしているわけでございますけれども、先ほども聞きましたけれども、先ほどとほとんど同じになってしまいます。やはり意識改革。やはりこの意識改革するためにどんな……いろいろなことあると思いますけれども、この職員の皆さんに国家試験を受けさせて、職員だから国家試験要らないという人もありますけれども、やはりその道のプロになっていただく。それで、人事異動するたびにそのプロになっていただきたいと。民間企業のちょっと大きなところでは、皆さん職員に国家試験を受けさせるという形でやっております。だから、町のこの役場の中でもやはり国家試験を受けさせて、その専門になってもらいたい。だけれども、人事異動のたびにまた勉強をしていただく。やはり専門家がいれば町民の方々が来られても安心して話もできる。また、指導もできると思います。だから、何も免許がない方が指導をしていても、何か町民の方々、何も知らないでというふうに、逆に町民の方が言ってこられますので、そういう職員に国家試験を受けさせるような考えを、当局の方々は持っておられるのかどうかお伺いいたします。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　今、町の職員として採用するにはご承知のように、県の町長会、もとの町村会ですけれども、一斉に県下で第一次試験を行い、そして第二次という段階で試験を行って、そしてその職員の採用をしております。

こういった過程を経て職員となるわけですけれども、さらにそれにまた、今言われるような国家試験ということでございますが、その辺のちょっと意味が理解しにくい面もあるんですけれども。例えば、それぞれの職員に応じた資格を取ってみる。これにつきましては、今までは余り聞いたことがありませんし、そういう時代かなということですけれども、これらについてはまた検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（藤田喜代治君）　清水清一君。

〔２番　清水清一君登壇〕

○２番（清水清一君）　職員の方々は一生懸命やっておられているんですけれども、やはり採用試験だけで、あと、職員になってからは逆にその免許を持っている業種の方々と同じところに行くと、県採用の方、あるいは自分が試験官みたいな立場になって回っているわけでございます。それですと、仕事の内容が、一応、マニュアルあるからわかると思うんですけれども、それでもやはり、実際中身からいったらわからない方々が多いんではないかと考えますので、その職場に応じた免許があると思います。そういうものは勉強して取れるものは取ると。

要するに、販売士の場合は、一番簡単なのは商工会でやっています販売士というやつがありますけれども、そういうことだって商品の専門家になるという形がございます。そういうものは産業課あたりでも取れる。今思っているのはそういう形ですけれども、各課にはあると思います。ボイラー使っているところではボイラー技師を持っている方はおられますけれども。ですから、そういう形を皆さんが取るという形を一生懸命やることによって、その点の専門家がふえてくる。それは、担当課が違ったとしても、担当課が違うけれどもちょっと聞いてみようという話になって、その職員も勉強になる。そういう形がございますので、そういうのは一生懸命、これから推進していくよう考えていただくようお願いいたします。

ということで、私の一般質問を以上で終わります。

○議長（藤田喜代治君）　清水清一君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（藤田喜代治君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会　午後　２時２３分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　藤　田　喜代治

署名議員　　梅　本　和　熙

署名議員　　漆　田　　修

平成１７年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

平成１７年９月１４日（水）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議第６８号　南伊豆町教育委員会委員の任命について
日程第　３　議第６９号　南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第　４　議第７０号　南伊豆町立診療所開設管理条例を廃止する条例制定について
日程第　５　議第７１号　南伊豆町立自然休養村管理センター設置管理条例を廃止する条例制定について
日程第　６　議第７２号　南伊豆町公共料金等審議会条例制定について
日程第　７　議第７３号　南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例制定について
日程第　８　議第７４号　平成１７年度南伊豆町一般会計補正予算（第５号）
日程第　９　議第７５号　平成１７年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第１０　議第７６号　平成１７年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第１１　議第７７号　平成１７年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１２　議第７８号　平成１６年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第１３　議第７９号　平成１６年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１４　議第８０号　平成１６年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１５　議第８１号　平成１６年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１６　議第８２号　平成１６年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１７　議第８３号　平成１６年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１８　議第８４号　平成１６年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定につい

て

日程第１９　議第８５号　平成１６年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２０　議第８６号　平成１６年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２１　議第８７号　平成１６年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２２　議第８８号　平成１６年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２３　議第８９号　平成１６年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２４　議第９０号　平成１６年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第２５　議第９１号　平成１６年度賀茂地区交通災害共済組合会計歳入歳出決算認定について

日程第２６　議第９２号　平成１６年度南伊豆総合計算センター会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	保坂好明君	２番	清水清一君
４番	谷川次重君	６番	梅本和熙君
７番	藤田喜代治君	８番	漆田　修君
９番	齋藤　要君	１０番	渡邉嘉郎君
１１番	石井福光君	１２番	横嶋隆二君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	助役	小針　弘君
教育長	釜田弘文君	総務課長	小島徳三君

企画調整課長	谷　　正　君	建設課長	高橋一成　君
産業観光課長	鈴木博志　君	窓口税務課長	外岡茂徳　君
健康福祉課長	高野　　馨　君	生活環境課長	石井　　司　君
会計室長	山本正久　君	教育委員会事務局長	鈴木　　勇　君
水道課長	小坂孝味　君	総務係長	松本恒明　君
監査委員	渡邊俊篤　君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤　　博	主　　幹	栗田忠蔵

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（藤田喜代治君）　定刻になりました。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより９月定例会本会議第２日目の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤田喜代治君）　会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

６番議員　　梅　本　和　熙　君

８番議員　　漆　田　　修　君

◎議第６８号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤田喜代治君）　これより議案審議に入ります。

議第68号　南伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　おはようございます。９月定例会２日目のご審議よろしくお願いを申し上げます。

議第68号の提案理由を申し上げます。

教育委員会委員であります釜田教育長が本年９月26日をもって任期満了となります。

同氏には、平成11年10月27日就任以来、１期半６年間にわたり本町教育行政の進展にご尽力をいただきました。三浜小の建設や小中学校の空調及び防犯設備の整備等、あるいは学校５日制を中心とする教育改革や少子化による学校小規模化への対応等、多くの課題に積極的に取り組まれ、顕著な功績を残されました。心より厚くお礼を申し上げます。

後任には、上賀茂の渡邉浩氏を任命したく提案をいたします。

同氏は、38年の長きにわたり確固たる教育理念のもとに児童生徒の教育、学校運営に尽力され、温厚誠実な人柄で地域住民の人望も厚く、豊富な経験と教育に対する深い識見を有しており、教育委員として適任であると存じ、提案申し上げる次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第68号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　全員賛成です。

よって、議第68号議案は同意することに決定いたしました。

◎議第６９号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（藤田喜代治君）　議第69号　南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第69号議案の提案理由を申し上げます。

南伊豆町行政改革推進委員会及び南伊豆町公共料金等審議会の設置に伴い、当該委員会等の委員を町の非常勤特別職の職員として任命するため、南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の別表に南伊豆町行政改革推進委員会委員及び南伊豆町公共料金等審議会委員を加える一部改正の条例を提案する次第であります。

なお、報酬額は、他の委員と同様に日額4,500円、半日額3,000円であります。

どうかご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第１常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、議第69号議案は、第１常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第７０号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤田喜代治君）　議第70号　南伊豆町立診療所開設管理条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第70号の提案理由を申し上げます。

この条例は、入間、差田ですが、410番地に三坂診療所を、青野11－３番地に南上診療所をそれぞれ昭和31年４月１日に開設し、当該地区住民の常時診療に寄与してきたものでありますが、既に建物もなく、条例の廃止手続が出されていなかったため今回ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

２番議員、清水清一君。

○２番（清水清一君）　わかるかどうかわかりませんけれども、この南上診療所、あるいは三坂診療所というのは何年間存続されたんでしょうか。わかる人がいたら、わからなかったらいいんですけれども。

○議長（藤田喜代治君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（高野　馨君）　町長の提案理由にありましたように31年に開設したものですけれども、その後何年間存続したというのは私たちもわかりません。ただ、既に今の跡地は差田の公民館あるいは青野の場合は役場の建てた建物もないということで、何年ごろに解体されたかということは、ちょっとこれは不明確であります。

○議長（藤田喜代治君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第70号　南伊豆町立診療所開設管理条例を廃止する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　全員賛成です。

よって、議第70号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第７１号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤田喜代治君）　議第71号　南伊豆町立自然休養村管理センター設置管理条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第71号の提案理由を申し上げます。

本案は、昭和50年11月に青市1032番地の２に建設された自然休養村管理センター略你観光案内センターでありますが、昨年３月に廃止されたため、同設置管理条例を廃止するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

１番議員、保坂好明君。

○１番（保坂好明君）　今の住所でわかるわけですけれども、今現在、建物がそこには、ちょっと私わからないものですから、あるのかどうか。その建物があったら今現在どのようになっているのかご説明願いたいと思います。

○議長（藤田喜代治君）　産業観光課長。

○産業観光課長（鈴木博志君）　今、町長の説明ございましたけれども、昨年３月に廃止されたと。昨年３月に取り壊されました。その同じ目的を持った観光案内センターでございますけれども、ご存じのように観光協会と代換えで廃止したということでございます。

場所なんですけれども、観光協会の前、農協スタンドの南側、そこにありました。

○議長（藤田喜代治君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第71号　南伊豆町立自然休養村管理センター設置管理条例を廃止する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　全員賛成です。

よって、議第71号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第７２号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（藤田喜代治君）　議第72号　南伊豆町公共料金等審議会条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第72号議案の提案理由を申し上げます。

公共料金につきましては、地方自治法等に明確な規定はありませんが、国や地方公共団体等の公的機関がその水準の決定や改定に直接かかわっているものを総称して公共料金と呼ばれています。

近年の行財政改革の一手段として公共料金の値上げという方法を選択する自治体が多く見受けられますが、必ずしも住民の理解が得られているとは限りません。

本町においても本年度中に行政改革大綱及び同実施計画等を策定するわけですが、公共料金の改定等は行財政改革並びに町の重要な方針との位置づけから、公共料金の適正化とその決定過程における町民参加を図ることにより町民が納得できる公共料金とするため、当該条例を提案する次第であります。

内容につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　小島徳三君登壇〕

○総務課長（小島徳三君）　それでは、条例案の内容を説明いたします。

第１条につきましては、公共料金審議会の設置の目的についてでございます。公共料金の適正化及びその決定過程における町民参加を図るためとしております。

第２条につきましては、審議会の所掌事務についてでございます。町長の諮問に応じ、公共料金の決定等について調査、審議し、町長に答申をすると定めております。

第３条につきましては、審議会の組織でございます。委員は７人以内で組織し、その委員

については町内の公共的団体の代表者等やその他住民のうちから必要の都度、町長が任命すると定めました。その他住民につきましては規則により公募による委員とすることを予定しております。

２項につきましては委員の任期についてで、諮問の審議が終了すると解任すると定めております。この理由につきましては、公共料金はたびたび変更するものではなくて、またその種類も多くなくて、審議はある程度長期間を要する。また、審議に多くの町民に委員として参加していただく幅広い機会の創出を図りたいもので、１審議が終われば解任というような形をとっております。

第４条につきましては、審議会に会長を置き、会長は委員の互選によると定めております。それから、職務代理につきましてはあらかじめ会長の指定する委員としております。

第５条につきましては、会議の招集でございます。また、会議の成立を委員の過半数の出席を要件といたしております。

庶務につきましては、６条で総務課で処理するとしております。

本条例は、公布の日から施行いたします。

以上で内容説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（藤田喜代治君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

８番議員、漆田修君。

○８番（漆田　修君）　今回新たに料金等の審議会の条例を設置するということでありますが、従来の決定の仕方というものはどういう方法でやっていたのかということが第１点の質問です。

２点目としましては、目的としてあります上下水道、そして保育料の使用料、手数料等でありますが、例えば上下水道でいいますと公共性と経済性といいますね。それからあと保育料は福祉性と経済性、それからあと教育的な目的とあわせて経済性ですね。こういった相反するものが実はこの中に介在しております。いると思います。思われます。そして、であるならば、その組織は７人をもって構成するとありますが、もっと幅広く町民の意見を料金に反映させるべきだと思いますが、その辺の提案者の見解を２点目としてお伺いしたいと思います。

○議長（藤田喜代治君）　総務課長。

○総務課長（小島徳三君）　第１点目の従来の方法ということでございますが、国保とかああ

いったものについては法律で決められていますから、当然その審議会で決まってくると思います。それから上下水道、その辺につきまして、下水道につきましては委員を選んだ中で当初は決めていると思います。それから、ほかのものにつきましては担当課の方で原案をつくった中で町長の考え方、それには幅広い意見を聞いた中で町長の考え方を確認するといった考え方で進んでいると。あるいは教育委員会についても、教育委員会、これは町長と相談するような形をとっていますが、そういった方法で決めておりますが、今後といたしましては、今まで制度的にある水道の関係、水道料ですね、あれらについても将来的には、この条例が２つできるわけですから、将来的には時期を見た中で水道料金等も廃止できればなと考えております。この公共料金審議会の中で一本化できればなと考えております。

この人数につきましては、他町村の例とかそういったものを参考にしまして７人ということで一応提案させていただいております。

○議長（藤田喜代治君）　８番、漆田修君。

○８番（漆田　修君）　この話は余り長くしたくないんですが、その例というのは他市町村の適用例を見てということですか。

○議長（藤田喜代治君）　総務課長。

○総務課長（小島徳三君）　条例でございます。

○議長（藤田喜代治君）　11番議員、石井福光君。

○１１番（石井福光君）　ただいまの漆田議員の関連でございますが、この審議会の委員が７名以内で、これが南伊豆町の区域内の公共団体の代表者はいいんですが、その他住民のうちから、今の話じゃ公募によるということなんですが、７名の中で要するに公募をされた者がプラスされるものか、あくまでも７名以内でいくのか、その１点だけちょっと。

○議長（藤田喜代治君）　総務課長。

○総務課長（小島徳三君）　７名の中に公募委員を２名という考え方でございます。

○議長（藤田喜代治君）　ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第１常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、議第72号議案は、第１常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第７３号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（藤田喜代治君）　議第73号　南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第73号議案の提案理由を申し上げます。

平成15年６月の地方自治法の改正により、公の施設の管理を管理委託制度から、民間とのパートナーシップによって民間事業者で有するノウハウを公の施設の管理にも活用していく制度として指定管理者制度が創設されたものであり、法の完全施行は平成18年９月２日と迫る中、当町においても同制度の導入方法について検討してきたところであります。

当町の指定管理者制度につきましては、管理費用の削減を主な目的とし、民間活力の導入、利用者サービスの向上を図るための制度として導入を図りたく、本条例は町のすべての施設について対応する包括的なものとし、同制度による指定管理者の指定の際に必要となる基本的事項について規定するものであり、本町の施設において指定管理者を指定する場合にはすべて本条例に沿い設定を行うことになります。

内容につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小島徳三君）　それでは、条例案の内容について説明をいたします。

第１条につきましては、本条例制定の趣旨でございまして、地方自治法が平成15年に公の施設の管理が管理委託制度になっておりましたのですが、指定管理者制度に改正になったことによりまして、町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続について必要な事項を定める包括的な規定となります。指定については、今後の関係でございますが、公の施設ごとの個別条例の管理等を明記する改正がまた今後必要になります。これについては、指定管理者制度の対象とした施設については、今ある設置条例の中身を変えて、それから募集というような形に行います。

第２条につきましては、指定管理者の公募についてでございます。町長または教育委員会は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、その施設の概要、申請受付期間、利用料金、管理の基準及び範囲、管理期間、申請資格等を明示して公募すると定めております。

第３条につきましては、指定の申請についてでございますが、指定を受けようとする団体は、申請期間内に管理業務に係る事業計画書及び収支明細書、定款等、前年度の運営状況等の書類を添付して町長に申請するものとしております。

第４条につきましては、指定管理者の選定方法及び選定基準でございます。利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図れるか。事業計画の内容が施設の効用を最大限発揮されるか。管理を安定して行う経営の規模、能力を有するか。収支予算書の内容が管理に要する経費の縮減が図られるもの等の選定基準を示しております。そして、施設の管理を行う最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定いたします。

第５条につきましては、公募によらない指定管理者の候補者の選定でございます。公の施設である地区の公民館、これは条例で設置条例がある地区の公民館でございますが、その設置目的等を効果的、効率的に達成するため特に必要があると認めるときは、公募によらず公共的団体、これは地元区であるとか管理組合であるとかそういったことになりますが、指定管理者の公募として選定できるとしております。

第６条につきましては、指定管理者の指定についてでございます。候補者として選定した団体を議会が議決したときにはその団体を指定管理者として指定、団体に告示するものとしております。

第７条につきましては、指定を受けた団体と町長との管理に関する協定でございます。指定期間、事業計画、利用料金、業務報告等、それから町が払う管理費用、指定の取り消し等、また保有する個人情報等につきましての協定を締結しなければならないとしております。

第８条につきましては、適正な施設の管理をするための業務報告等でございます。町長は、指定管理者に業務の状況、経理の状況等報告させ、これは定期的あるいは臨時的に、あるいは調査、職員をして調査、必要な指示ができるとしております。

第９条につきましては、指定管理者が指示に従わない等の指定の取り消し、または管理業務の停止することができる規定でございます。そうした場合は、町長はその旨を告示、団体へ通知するものとしております。

それから、第10条は、事業報告書の作成、提出についてでございます。指定管理者は、毎年度終了後、90日以内に、管理業務の実施状況、利用状況、利用料金の収入状況、管理経費の収支状況等を町長に提出しなければならないとしております。

第11条につきましては、個人情報の取り扱いでございます。指定管理者は、施設管理で知り得た個人情報を扱う場合、漏えい、棄損の防止等、適切な管理の措置を講じ、また個人情報をみだりに他人に知らせ、また不当な目的に利用してはならないとしております。

第12条につきましては、指定管理者の原状回復の義務でございます。指定期間が満了もしくは取り消されたときは、遅滞なく施設を設備、備品等を原状に復さなければならないとしております。ただし、町長の承認を得たときはその限りでない、そういう規定もございます。

第13条につきましては、指定管理者の損害賠償義務についてでございます。その管理する施設、設備、備品等を損傷もしくは滅失した場合については、町長が相当と認める損害額を賠償しなければならないとしております。ただし町長が特にやむを得ないと認めたときはこの限りでないとしております。

附則につきましては、公布の日から施行すると規定いたしました。

以上で内容説明を終わります。どうかよろしくお願いをします。

○議長（藤田喜代治君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第１常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、議第73号議案は第１常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第７４号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤田喜代治君）　議第74号　平成17年度南伊豆町一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第74号議案の提案理由について申し上げます。

本案は、平成17年度南伊豆町一般会計補正予算（第５号）でございます。

補正予算額１億1,325万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,543万2,000円とするものであります。

歳出で各款項にわたる人件費については、本年度初めての補正でありまして、４月１日付人事異動、職員削減に対応する調整を行うものであります。

また、補正の個別内容では、介護保険の法改正に伴う経費や保険給付に対する経費、乳幼児医療に係る経費、石廊崎伊浜漁港維持及び落居漁港小規模局部改良に係る経費、町道改良及び災害防除に係る経費及び先月の台風11号により被災した用水路、頭首工等の農業用施設及び町道、河川の災害復旧に係る経費の増額並びに入札差金及び職員削減による公共下水道に対する経費等の減額を計上させていただきました。

歳入につきましては、対応する災害復旧費国庫負担金、災害復旧費県補助金、災害復旧債、前年度繰越金及び普通交付税が主なものであります。

詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　小島徳三君登壇〕

○総務課長（小島徳三君）　それでは、内容説明をさせていただきます。

19ページをお開きください。

歳出でございまして、１款議会費でございます。議会事務でございますが、444万円の減額でございます。これは議員２人の減員による減額補正でございます。

次のページをお願いします。

２款総務費でございます。一般管理費の中の一般管理事務でございますが、ただいま町長の方の提案理由にもございましたとおり４月１日以後の初の調整でございまして、人事異動あるいは４人の職員の削減、これらの関係をここで調整する形としております。他の科目についても当然人件費については調整を行っております。

全体的には、今回は水道事業会計の職員減がありますが、それは12月補正ということで、あと公共下水道関係が減になっておりましてトータル的には減の数字となっております。それにつきましては49ページにございます。ここで、一般職の総括として比較部でございまして合計が1,340万7,000円が人件費の増となっております。このほかに下水道で人件費が972万7,000円の減、それから今回は出ておりませんが水道事業会計で553万8,000円の減がございますものですから、減が200万程度、全体ではなっております。

それから20ページをお願いします。

報酬でございますが、行財政改革推進委員会の委員の報酬が26万1,000円、先ほど提案いたしました公共料金審議会委員の報酬が９万円ということになってございます。

それから、給料につきましては、特別職給が収入役分でございます。あとは先ほど申し上げました人件費の一般職の調整でございます。

庁舎管理事務につきましては、これはアスベスト検査手数料でございます。これの調査をいたす関係でございます。

それから、企画調整事務につきましては、24万円の増でございますが、時間外勤務手当におきまして新システム移行の時間外のためでございます。

電算処理推進事務257万2,000円の増でございますが、これは介護保険法が改正されまして10月１日から食料の関係、居住の関係が個人負担になってまいります。それに対する軽減措

置に対します軽減の申請が出るわけですが、申請あるいは承認決定等、これらを電算のシステムで下田市と共同で執行したいということで下田市への業務委託金でございます。

次のページをお願いします。

交通安全推進事務でございますが、９万円ですが、これは交通指導員が１人増ということでの支出でございます。

税務総務事務につきましては、人件費の関係でございます。戸籍住民基本台帳事務につきましても人件費の関係でございます。それから、選挙管理委員会事務につきましても人件費の関係でございます。

県知事選挙事務につきましては、７月24日執行の追加見込みの更正でございます。衆議院議員選挙事務につきましても、専決補正、承認いただいた事務費の追加交付が見込めるということでの経費でございます。

指定統計調査事務につきましては、本年国勢調査に伴う更正増でございます。

次に、次のページの監査事務でございます。監査委員報酬、これにつきましては住民監査請求、これらが出ている部分の関係あるいは例月監査の関係で10万3,000円の増でございます。

３款民生費でございます。社会福祉総務事務につきまして、これにつきましては人件費と報酬でございます。高齢者保健福祉計画推進委員会委員報酬でございまして、平成26年度までの計画策定のための委員報酬でございます。

委託料につきましては180万円でございますが、介護保険事業計画及び策定委託料でございまして、人数の供給量と分析等の委託料でございます。

次に、国民年金事務につきましては人件費でございます。国民健康保険事務につきましても人件費でございます。児童福祉総務事務につきましても人件費の減でございます。児童福祉施設運営事務、これにつきましても人件費の増でございます。

子育て支援事務、これにつきましては母子家庭等医療事務手数料、これは自動償還払いに昨年なりました関係で、国保連合会と医療機関への支払いでございます。支払い及び事務費でございます。

それから、次に介護保険特別会計繰出金でございます。介護保険特別会計繰出金が1,058万4,000円、これにつきましては保険給付費の増が見込まれるためでございまして、今まで６億6,000万円程度の保険給付費を見ておったんですが、７億4,700万円程度が見込まれるということで、それの12.5％分が負担金でございまして1,058万4,000円。それから、同じく介

護保険の事務費の繰出金を69万9,000円減としたものでございます。

４款衛生費でございます。保健衛生事務が４万4,000円でございます。母子衛生事業が180万円でございまして、内容につきましては、これも先ほどの乳幼児の関係と同じように昨年12月、自動償還払いになった関係の乳幼児医療事務手数料62万円、それから乳幼児医療費扶助費が118万円でございます。

それから、へき地診療対策事務でございますが、人件費でございます。清掃総務事務につきましても人件費でございます。

ごみ清掃収集事務につきましては、施設備品46万2,000円でございまして、空き缶圧縮機を購入したいものでございます。

次のページをお願いします。

５款の農林水産業費でございます。人件費でございます。

水産業費の漁港施設維持事業でございます。委託料につきまして70万2,000円ですが、伊浜漁港浚渫土砂成分分析調査委託料、成分分析をしたうえで海洋投棄をしたいということでございます。

工事請負費は720万円でございます。漁港施設維持補修工事、これにつきましては石廊崎漁港の中のグレーチングが腐食しまして、その関係で対応したいものでございます。それから、伊浜漁港航路浚渫工事、これにつきましてはマイナス２メートルを確保するために浚渫ゾーンを浚渫し海洋投棄をしたいものでございます。

漁港建設事業でございますが、これにつきましても人件費とそれから工事請負費につきまして250万円、これは落居漁港の小規模改良工事でございます。落石がございまして、落石の除去とそれからそれに伴う水たたきの補修、それから落石の山面の側面の保護、これを行いたいものでございます。

次のページをお願いします。

商工費でございます。商工総務事務、これにつきましても人件費でございます。

次の銀の湯会館運営事業でございますが94万5,000円、銀の湯会館の温泉管の改修工事、スケールがたまって目詰まりしたということの改修でございます。

７款土木費でございます。土木総務事務でございますが、これの人件費、この人件費の一般職の給料575万8,000円ですが、そのうちの１人分331万7,000円は、公共債の方で支弁人件費へ持っていくものでございます。

委託料につきましては、わがやの専門家診断委託料、耐震診断の関係で10棟を見込んでお

ります。

単独道路改良事業ですが、委託料50万円です。測量調査委託料が石廊崎線の測量調査委託料、これは災害防除のためでございます。工事請負費は、石廊崎線の災害防除工事、これは30メートル部分のＰ式の落石防止網を設置したいものでございます。手石区内１号線改良工事につきましては排水路整備を行いたいものでございます。工事請負費については1,100万円でございます。

公有財産購入費は50万円でございまして、石廊崎線の用地購入費でございます。

次に、小規模生活ダム関連整備事業８万3,000円でございますが、町道用地の取得費でございます。

都市計画総務事務については３万8,000円、普通旅費でございます。

次のページをお開きください。

公共下水道事業特別会計繰出金1,322万7,000円の減額でございます。これは課長職１人減、それから公共下水道基本計画の見直しによります入札差金をここで減額をしております。

次に、８款消防費でございます。

非常備消防事務につきまして39万1,000円の増としております。これは、退職金の増額改定を条例で６月議会でやっていただきましたが、それに対する負担金の方も増額になりました。その関係で39万1,000円の増でございます。

それから、消防施設管理事務につきましては、これは日本宝くじ協会の方から消火通報訓練指導車ということで寄附をいただきました。それに対する取得の経費でございます。車自体は625万円相当ぐらいのトラックを改造したものでございます。中にビデオとかテレビとか消火器と発煙筒が入っております。積まれております。

次に、９款教育費でございます。

事務局事務につきましても、これも人件費がほとんどでございます。

小学校管理事務につきましては、これも人件費の減とそれから給食需用費で給食消耗品が12万7,000円の増になります。これは食器が壊れたのを買いかえるということでございます。

それから、役務費の関係では、水質検査委託料、これは南崎小の水道の関係でございます。立木伐採、これは台風11号によります立木の伐採の関係でございまして、南上小と南崎小でございます。

アスベスト検査委託料、これも１件、ちょっと不明な点がありますので、検査に出したいということでございます。

それから、使用料及び賃借料15万円ですが、重機借上げる台風11号の関係でございまして、南上小のグラウンドでございます。

工事請負費につきましては35万9,000円でございまして、竹麻小学校の補修工事でございます。

南中小学校管理事務につきましては、これにつきましても需用費の20万円につきましては台風11号による南中小体育館の屋根の補修でございます。備品購入費につきましては、冷蔵庫を１台分、冷蔵庫が壊れたということでございます。

南上小学校管理事務につきましては、需用費で23万円、これも台風11号の屋根の補修でございます。台風11号の関係については、今回歳入で見ておりませんが、保険がおりる見込みもございますが、まだ金額は明確でございませんので歳入については計上してございません。

小学校教育振興事務につきましては、41万2,000円で、パソコンの保守点検料が40万円でございます。これが入札、新たな、小学校のパソコンの購入の入札が４月から９月に契約がずれ込みました。その関係で、４月から８月分の委託料については、古いパソコンですから単価が高い契約になっております。それがずれ込んだために40万円、初めは４月からの単価が安い契約でしてございました。その不足分でございます。

中学校管理事務66万2,000円でございまして、これは人件費がほとんどでございます。

南伊豆東中学校教育振興については、ピアノの調律料でございます。

幼稚園事務については、人件費が主でございまして、幼稚園の工事請負費で20万8,000円、幼稚園の園舎の通路天井板の塗装工事が入っております。

社会教育総務事務につきましては22万2,000円の減で人件費でございます。

公民館管理事務は2,000円の減で人件費でございます。

それから、図書館管理事務につきましても、これも人件費でございます。

10款災害復旧費でございます。

農地及び農業用施設災害復旧事業、台風11号の関係でございまして３件、これは公共債で対応したいものでございます。中身的には用水路それから頭首工が２件でございます。その事務費と測量調査費と測量委託料、それから現年災工事を見込んでございます。

それから、単独農地及び農業施設災害復旧事業につきましては、台風11号の頭首工、用水路等の土砂を除くための重機借上料でございます。

次のページをお願いします。

道路河川等災害復旧事業、これも台風11号の関係でございまして、道路が11カ所、河川が

５カ所でございます。これも公共債に出す関係でございます。この中の人件費につきましては、先ほど申し上げましたとおり土木総務費から補助対象事業の支弁人件費として計上したものでございます。

その中で委託料640万円でございますが、測量設計委託料、これは査定あるいは設計等のためでございます。16カ所分でございます。

工事請負費4,753万5,000円については、16カ所分の工事費見込みでございます。

単独道路河川等災害復旧事業につきましては、これにつきましては機械借り上げでございます。台風11号の関係でございます。

それから、工事請負費は、公共債関連道路の絡みの工事請負費でございます。

11ページをお願いします。

歳入でございます。

地方交付税でございまして、1,975万1,000円補正増し、18億9,975万1,000円としたいものでございます。きのうもありましたとおり交付税の17年度の決定がありまして17億7,433万5,000円ということで、当初予算では16億5,000万計上しておりました。これで予算の留保財源は9,433万5,000円となるわけですが、今回の補正の財源として1,975万1,000円使っておりますので、残りが7,400万円程度留保財源があるということでございます。

15款の国庫支出金でございます。災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費負担金3,363万円、16件分でございます。

土木費国庫補助金15万円でございますが、公営住宅等関連事業とありますが、わがやの専門家診断の10棟分、２分の１――８分の４ですが――補助率でございます。

16款の県支出金でございます。民生費が３万7,000円、これは２分の１補助でございます。民生費の県補助金、母子家庭医療費扶助補助金は２分の１の補助でございます。それから、その下の乳幼児医療費補助金、これは60万円でございまして３分の１補助でございます。

それから、伊浜漁港小規模局部改良事業補助金、これは４分の１の補助でございまして250万円の事業費が限度額となっているため100万円でございます。

次に、土木費県補助金、わがやの専門家診断事業でございますが、10棟分でございます。８分の３補助でございます。

災害復旧費県補助金につきましては、これにつきましても一応補助率を65％見ておりますが、これ増がある可能性があります。改めてその場合は補正で対応したいと思っております。

総務費委託金でございます。300万7,000円でございますが、県知事選挙の委託金が102万

4,000円と衆議院議員選挙委託金が198万3,000円の増と見ております。

次に、権限移譲事務交付金△101万4,000円、県からの交付金の決定に伴います減でございます。

次に、20款繰越金でございます。

繰越金につきましては、2,202万6,000円でございまして、16年度の実質収支１億6,270万5,000円、当初１億3,000、補正４号と今回の補正で繰越金についてはゼロになりました。

21款諸収入でございます。

雑入の関係でございますが、南伊豆総合計算センターの解散清算金、下田市の方で清算終わっておったんですが、110万円でございます。

それから、過年度収入215万2,000円でございます。消防組合、それから伊豆斎場組合の過年度分の精算金でございます。

地方債につきましては、災害復旧債でございまして、公共土木債が1,680万円、これは充当率100％でございます。農林水産業施設災害復旧費は、これにつきましては80％の充当率で計上してございます。

９ページをお願いいたします。

今回の補正額の内容についてですが、補正額は１億1,325万1,000円でございまして、その財源内訳ですが、国県支出金が4,672万2,000円、地方債が2,150万円、その他で110万円、一般財源で4,392万9,000円でございます。

どうかよろしくご審議のほどお願いします。

○議長（藤田喜代治君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

２番議員、清水清一君。

○２番（清水清一君）　２番議員、清水です。

それでは質問させていただきます。

48ページでございますけれども、給与明細書で、49ページに補正前、補正後という数字がございますけれども、職員が１人ふえておるわけでございますけれども、それはそれでいいわけでございますけれども、合計としまして1,300万円ふえる、これはどういう動きがあって1,300万円もふえるようになっているのでしょうか。

○議長（藤田喜代治君）　総務課長。

○総務課長（小島徳三君）　先ほど申し上げましたとおり人事異動の関係、要するに公営企業

会計あるいは特別会計で負担をしている職員も全体で見ております。それで水道事業についても見ておりますので、全体の削減はどこへ配分されるかわかりません。人事異動についても、あるいは削減についても、どこを減らすか、１月、２月の時点でわかりません。ですから、そこの調整をここでやっておりました、一般会計で。それで、その中で先ほど申し上げた水道事業会計は今回補正は出していないですけれども１人分減になっておりますから、その減が今後来ます。12月補正。それから、下水道事業会計では、今後審議してもらいますが、900万からの、970万からの減を計上しております、人件費を。それで合わせますと約1,500万円の減が見込まれます。ですから、1,340万7,000円ここでは増になっておりますが、実質は200万円程度の減だということでございます。

○議長（藤田喜代治君）　６番議員、梅本和熙君。

○６番（梅本和熙君）　２点ほどお聞きします。

まず、アスベストの調査委託料が入っていますけれども、この件に関しまして、町長、石綿セメント管の水道管が、その辺のことに関して町長はどのように考えているか、まず１点。

それと監査請求が出たということですけれども、その監査請求の内容、もしよろしかったらお答えいただきたいと思います。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

アスベストの関係につきましては、調査をして、後ほど担当課長より説明をさせます。

また、もう１件の例の住民訴訟の関係ですけれども、これにつきましても現段階での説明を担当課長からさせます。

○議長（藤田喜代治君）　梅本和熙君。

○６番（梅本和熙君）　アスベストの件は、町長、水道の石綿セメント管、これとアスベストなんです。その件に関して町長がどのように考えているか。生命にかかわることだから、これ大事なことだから町長の見解をお聞かせください。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　これにつきましては、先般担当課長にも命じまして既に布設がえのところもありますし、まだ残っているところももちろんあるわけですが、簡易水道についてまだ一部残っておるという報告を受けております。したがって、これも予算等も見た中で早

急に布設がえをしてということでは考えております。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　梅本和熙君。

○６番（梅本和熙君）　そのいわゆる財源的な意味で、相当もうアスベストの布設がえとか石綿セメント管の布設がえというのは財源的なものは相当厳しいものになっている。ただ、それに関して、生命にかかわるものの中で優先してやるという覚悟を町長持っていますか。

○議長（藤田喜代治君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　もちろんその考えでおります。

○議長（藤田喜代治君）　先に議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤　博君）　住民監査請求の件ですけれども、却下ということで取り下げております。

〔「町で却下したということ」と言う人あり〕

○議会事務局長（佐藤　博君）　監査委員の方で却下ということです。

それで内容ですけれども、例えば補助金だとかそういう命令をした場合は公表に値しますけれども、却下ということなものですから、すいません、公表できないものですから。

○議長（藤田喜代治君）　11番議員、石井福光君。

○１１番（石井福光君）　最近入札の問題で全国的にいろいろ問題になっているわけでございますが、１点だけお聞きしたいので。41ページの例のパソコンの40万円の入札のやつがいろいろあったと総務課長から聞いているんですが、このとき入札をやったわけですね、当然。入札をやって出た結果だと思うんですが、要するに入札の原則というのか、それをちょっとお聞きしたいんですが。私が前回の助役に聞いたときには入札については最低１件の方針で３社以上、５社以上を前提としているという話を聞いているんです。その場合に、じゃ３社じゃなかった場合にはどうすると言ったら、あくまでも町内の中で、要するに建設であれ何であれすべて町内の中で当然事業をやっていくのが入札の当然筋じゃないかということで、その場合に３社しかなかったときには、外部、下田とか河津町、町内以外で要するに入札者を決めているということの回答を得ているんですが、前助役からですね。それは何かいろいろなそれからの結果を見るとどうも納得いかないとかあるんですが。例えばこのパソコン業者が果たして何社入っているのか。例えば何社、何社ということについて、細かいことについては、個人に各担当に聞きますけれども、要するに原則としてあくまでも５社以上ないと、

すべての入札５社以上じゃなきゃだめなのか、３社でもいいのか、２社でもいいのか、その場合には外部から入れてあくまでも５社以上で入札するということを前助役から聞いているんですが、その点についてちょっとお聞きしたいんですが、１点だけ。

○議長（藤田喜代治君）　助役。

○助役（小針　弘君）　ただいまの件ですけれども、一応５社という規定はございますけれども、必ずしも５社でなくてはならないということはございませんで、例えば町内に３社しかないといった場合には、こちらの考え方で町内優先で３社にする場合もございます。

○議長（藤田喜代治君）　石井福光君。

○１１番（石井福光君）　現助役もそういう回答でございますが、あくまでも前助役を非難しているわけじゃないんですが、私がはっきりしたところで聞いたときに文書でもって５社以上、外部から入れて５社以上でやっているという回答を得たものですから、それが納得いかなかったから、町長、助役によってそういう方針でやるということだから、それはそれで私は結構だと思うんですよ。ただ、余り行き違いがあると、果たして３社、５社でなきゃだめだとあくまでも言っているのであれば、私は書状をもらっているんですよ、はっきり言って本人から。前助役はこれでやっていますよというから、そうですかということで、私わかりませんで帰ってきたんです。その方針が確たるものができているのであれば、２社であろうが３社であろうが、これは別にそれにクレームつけるあれはありませんで、わかりました。よろしくお願いします。

○議長（藤田喜代治君）　ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第74号　南伊豆町一般会計補正予算（第５号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　全員賛成です。

よって、議第74号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時４０分

再開　午前１０時５０分

○議長（藤田喜代治君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第７５号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤田喜代治君）　議第75号　平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第75号　平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

本案は、７月の本算定実施により、歳入では、普通調整交付金、療養給付費交付金、国民健康保険法の改正による県普通調整交付金の創設、共同事業交付金、繰入金及び繰越金の増額と国民健康保険税及び療養給付費等負担金の減額であり、また、歳出では、保険給付費、療養給付費等負担金及び療養給付費交付金の確定による返納金の増額が主な内容であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ973万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を13億602万円とするものであります。

なお、詳細につきましては窓口税務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお

願いを申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

窓口税務課長。

○窓口税務課長（外岡茂徳君）　それでは、内容について説明させていただきます。

まず14ページをお開きください。

歳出、２款保険給付費、１項の療養諸費、補正額23万円、計といたしまして７億9,316万4,000円。

１目の7060事業の一般被保険者療養給付費事務、これにつきましては医療費確定によるものでございます。財源区分の変更でございます。

２目の7070事業の退職被保険者等療養給付事務、同じく財源区分の変更でございます。

３目7080事業ですけれども、一般被保険者療養事務、同じく財源区分の変更でございます。

４目といたしまして7090事業退職被保険者等療養事務、補正額23万円、計102万3,000円、これにつきましては退職被保険者等療養費を23万円増額したいものでございます。

２項１目7110事業の一般被保険者高額療養事務、財源区分の変更でございます。

５項１目7140事業葬祭費事務160万円の補正増、計で720万円。葬祭費を160万円ふやしたいものでございます。

次のページをお開きください。

３款老人保健拠出金、１項１目老人保健拠出金の7150事業ですけれども、4,000円ふやしたいものでございます。

２目の7160事業老人保健事務費拠出金、これも1,000円ふやしたいものでございます。

次のページの４款介護納付金、１項１目7162事業でございます。介護保険事務納付金36万1,000円の減額。計といたしまして9,123万1,000円。介護納付金を36万1,000円減額したいものです。

次のページへいきまして、５款共同事業拠出金、１項１目7170事業の高額医療費共同事業医療費拠出金、財源区分の変更でございます。

６款保健事業費、１項１目7200事業、保健衛生普及事務、やはり財源区分の変更でございます。

次のページで、９款諸支出金、１項３目償還金の7250事業です。補正額が826万2,000円、計といたしまして826万4,000円。これにつきましては、療養給付費等負担金償還金101万円、

療養給付費交付金償還金725万2,000円としたいものです。

７ページをお開きください。

歳入でございます。

１款国民健康保険税、１項１目一般被保険者国民健康保険税１億2,556万2,000円の減額でございます。これにつきましては、本算定により減額ということでございます。

２目といたしまして、退職被保険者等国民健康保険税423万7,000円の増額でございます。

次のページをお開きください。

３款国庫支出金、１項２目療養給付費等負担金4,265万4,000円の減額でございます。

２項１目の財政調整交付金1,977万2,000円の増額でございます。

次のページの４款療養給付費交付金、１項１目療養給付費交付金987万1,000円の増額としたいものです。これは、退職被保険者等療養給付費交付金でございます。

次のページをお開きください。

５款県支出金、２項３目財政調整交付金4,015万3,000円、普通調整交付金3,979万3,000円、特別調整交付金36万円。先ほど町長の説明にございましたとおり国からの療養給付費の負担金が１％減りまして、その分が増したものでございます。

７款共同事業交付金、１項１目共同事業交付金1,345万6,000円、計として2,739万6,000円。共同事業交付金でございます。

次のページをお開きください。

９款繰入金、２項１目支払準備基金繰入金5,000万円の増、計8,000万円。支払準備基金繰入金です。これにつきましては、財政調整のための支払準備基金でございまして、現在１億1,000万ほど残っておりますけれども、今回の補正で8,000万、予算ベースでいきますと補正増させていただきたいものですから、残りは3,000万ちょっととなります。

10款繰越金、１項２目その他繰越金4,046万3,000円補正増、計として１億246万3,000円になります。これは前年度繰越金でございます。

６ページをお開きください。

今回の補正の財源区分でございます。

歳出合計、補正前の額が12億9,628万4,000円、補正額が973万6,000円、計といたしまして13億602万円。補正額の財源内訳といたしまして、国県支出金1,727万1,000円、その他といたしまして2,332万7,000円、一般財源で3,086万2,000円の減額としたいものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（藤田喜代治君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第75号　南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　全員賛成です。

よって、議第75号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第７６号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤田喜代治君）　議第76号　平成17年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第76号　平成17年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１

号）の提案理由を申し上げます。

主な内容は、施設介護サービス給付費の伸びに伴う追加及び介護保険施設等における居住費、食費の見直しに伴い10月からスタートする低所得者に対する補足給付に対応するための特定入所者介護サービス費を計上するなど、歳入歳出それぞれ8,537万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を７億5,689万8,000円とするものであります。

内容につきましては健康福祉務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（高野　馨君）　それでは、内容について説明をいたします。

13ページをお開き願います。

歳出、１款総務費、１項総務管理費67万7,000円を追加し130万6,000円とするものであります。その内容につきましては、介護保険総務事務で普通旅費でありますが、これは18年４月からスタートします包括支援センターに主任ケアマネを配置することになっておりますので、現在保健師２名がケアマネを持っておりますところからリーダー研修に今参加をさせております。その旅費の追加でございます。

それから、印刷製本につきましては、補足給付の関係の認定証をつくったのを印刷製本、それからパソコン設定料につきましては、18年４月から認定審査の様式の内容が変わってきます。要支援１から要支援２までいいということから、この施行が11月からスタートするために設定料を変更させたいものでございます。

３項の介護認定審査会費２万2,000円の追加、569万5,000円とするものであります。これにつきまして今回の認定調査の件数がふえたためというところでございます。

次のページでありますが、２款保険給付費、第１項の介護サービス等諸費でございますけれども、6,649万2,000円を追加し７億1,833万8,000円とするものであります。これにつきましては、施設介護サービス給付費の関係が伸びてまいりました。当初予算編成時には約3,000万弱の月平均を見込みましたけれども、４月からの実績が3,400万から500万に達しておりますので、6,649万2,000円を追加するものであります。現在の特養の入所者69名、特にみくらの里、サンシニア河津と個室がふえたということで非常に伸びております。

第６項の特定入所者介護サービス等給付費、これが新たにできます10月からスタートいた

します居住費、食費が自己負担となることから、低所得者に対する補足給付を行うための予算でございまして、1,818万2,000円を計上しまして1,818万2,000円とするものであります。

それから、２目の特例特定入所者、これはまだ認定を受ける前の緊急のために置くということで、科目存置でございます。

３目特定入所者支援サービス給付費ですが、これもショートステイの関係で居住費の関係、食費のために18万円を計上するものでございます。

特例入所者の関係も科目存置でございます。今の関係と同じですね、科目存置で1,000円を計上しております。

恐れ入りますが７ページ、歳入の方をお開き願いたいと思います。

以上の財源になります歳入でございますけれども、一般保険料の１項介護保険料は45万円を追加し9,842万3,000円とするものであります。これは、第１号被保険者の介護分を充てる予定でございます。現在16年度から繰り越した滞納が68人で270万ほどありますけれども、８月までの滞納整理によりまして110万ほどの収入をしておりますので、これを充てる予定であります。

３款の国庫支出金、１項国庫負担金も1,704万7,000円を追加しまして１億4,962万7,000円とするものでございます。これは、法定の給付費20％分、現年度ですね、1,693万4,000円と16年度の精算によります過年度分でございます。

２項の国庫補助金を126万4,000円追加しまして5,670万4,000円とするものでございます。これは調整交付金給付費の8.6％分を見込みました。

４款の支払基金交付金でございますが、この支払基金交付金を3,004万3,000円を追加しまして２億4,217万1,000円とするものでございます。これも給付費の32％、2,709万5,000円と16年度分の確定による過年度分収入でございます。

次の第５款県支出金、第１項県負担金が1,065万5,000円を追加しまして9,351万7,000円とするものでございます。これも法定に基づきます給付金の12.5％、1,058万4,000円と過年度分を入れてございます。

８款の繰入金、一般会計繰入金1,128万3,000円追加しまして１億79万5,000円とするものでございます。これにつきましても、町負担分12.5％、1,058万4,000円と事務費の繰入金69万9,000円でございます。

第９款の繰越金でございますが、１項繰越金を1,463万1,000円追加いたしまして1,563万1,000円とするものでございます。これは前年度繰越金で、あと残金が約14万程度になりま

す。

以上で内容説明を終わります。

○議長（藤田喜代治君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

６番議員、梅本和熙君。

○６番（梅本和熙君）　課長にちょっとお聞きします。

先ほど居宅と食事分が自己負担になると言いましたね。大体一般的にどれくらい負担がふえますか。

○議長（藤田喜代治君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（高野　馨君）　現在、食費の食材費につきましては現行でも自己負担になっているわけですけれども、今度、食費も調理だとかそういったものについては自己負担というふうに、在宅の方々はそれぞれ電気代を払っているということから、それで迎えるわけですけれども、その基準額は国から今示されているところであります。食費については約４万2,000円ぐらい、個室ですと５万円ぐらい、居住費が。多床室、４人部屋というところは大体１万円ぐらいということで、今国の方から来ていますので、その分が自己負担に回るわけですけれども、ただ低所得者、３段階ございますけれども、生活保護の方はゼロ、年金が80万円以下の方は１万円、それから80万以上266万円までのその３段階の方々に軽減措置をやると。そこの部分を限度額を定めまして、先ほどの４万2,000円から１万5,000円分を補助というふうになります。

それで施設介護サービスの方が当然これ減額になってくるわけですね、個人負担に回りますので。その分が国の試算では５％ぐらい給付費が減額になるだろうと、本来なら行って来いの話になるわけですけれども、補足給付が出てきますので、まるっきり行って来いにはならないわけですけれども、今の減額になる分を試算してみますと、５％掛けますと約2,000万円ぐらいが減額になるのかなというように思っております。

○議長（藤田喜代治君）　ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第76号　南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　全員賛成です。

よって、議第76号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第７７号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤田喜代治君）　議第77号　平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第77号の提案理由について申し上げます。

平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出それぞれ1,322万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ４億1,230万円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、人件費１名分と公共下水道事業基本計画見直し等業務委託の入札による差額により1,322万7,000円を減額するものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を1,322万7,000円減額するものであります。

なお、詳細につきましては建設課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（高橋一成君）　それでは、歳出、８ページをお開きください。

１款下水道費、１項下水道建設費481万6,000円を減額して１億5,841万円にするものでございます。公共下水道建設事業、４節共済費6,000円の減額、13節委託料481万円の減額でございます。この481万の減額につきましては、公共下水道事業基本計画見直し等、業務委託料の事業確定による減額並びに公共下水道事業の基本計画見直しに伴う水質検査費用の委託料４カ所の増額に伴うものでございます。

２款業務費、１項業務費936万7,000円を減額し、972万8,000円にするものでございます。下水道総務事務、これは人件費１人減に伴うものでございます。下水道使用料賦課徴収事務、公課費36万円、消費税、これは16年度分の消費税は９月に確定申告し、確定申告額64万円を納付することになりました。また、消費税が60万円を超えたことから中間納付が必要となり、18年３月までに確定消費税の２分の１を納付することになります。当初予算60万円の不足額４万円と中間納付額32万円の36万円を予算計上させていただいたものでございます。

２項施設管理費95万6,000円を増額し2,080万6,000円とするものでございます。下水道管渠維持管理事業、13節委託料６万8,000円、これはマンホールポンプ制御盤用地分筆調査委託料に伴うものでございます。公有財産購入費10万円、マンホールポンプ制御盤用地取得費とするものでございます。下水道施設管理事業、11節の需用費78万8,000円を増額するものでございます。この修繕費につきましては、湊中継ポンプを制御するための投げ込み式水位計の計測値の誤差が大きくなり調整ができなくなったため、新しい水位計に交換するものでございます。

それでは、歳入、７ページをごらんください。

５款繰入金、１項一般会計繰入金1,327万円を減額し、２億6,480万4,000円とするものでございます。これは一般会計の繰入金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（藤田喜代治君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第77号　南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　全員賛成です。

よって、議第77号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第７８号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（藤田喜代治君）　議第78号　平成16年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第78号　平成16年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算についてご説明をいたします。

平成16年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額48億199万4,693円、歳出総額45億7,884万7,369円で、歳入歳出差引残金２億2,314万7,324円ですが、翌年度へ繰り越すべき繰越明許費の財源が6,044万3,000円含まれますので、実質収支は１億6,270万4,324円となりました。

これを平成15年度決算と比較いたしますと、歳入につきましては９億5,028万1,118円、

16.5％の減、同じく歳出につきましても９億237万7,290円、16.5％の減となりました。

平成16年度の予算執行に当たりましては、厳しい財政状況に配慮し、歳出削減に努めつつ、第４次南伊豆町総合計画や過疎地域自立促進計画の具現化に努めますとともに、その執行に際しましては計画的かつ効果的な執行を心がけてまいりました。

本決算は、地方自治法第233条第３項の規定によりまして議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案を申し上げます。

なお、決算の内容につきましては、収入役の事務をつかさどる助役より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

〔監査委員　渡邊俊篤君登壇〕

○監査委員（渡邊俊篤君）　代表監査委員の渡邊です。よろしくお願いいたします。

それでは、平成16年度の南伊豆町一般会計歳入歳出決算の審査意見について申し上げます。

14ページをお開き願います。

第３　審査意見。

平成16年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算は、法令に準拠して作成されており、関係帳簿及び証書類を照合し、慎重に審査を実施した結果、計数に誤りがなく適正に処理されているものと認めた。

最近の財政の推移は、各年度の財政状況（第１表）、決算額の推移（第２表）で示したとおりであり、平成16年度の歳入総額は48億199万5,000円、歳出総額は45億7,884万7,000円で、差し引き２億2,314万7,000円となるが、翌年度への繰り越すべき財源6,044万3,000円を差し引いた実質収支は１億6,270万4,000円となる。単年度収支△１億834万6,000円、財政調整基金積立金７万1,000円を加え、財政調整基金取り崩し額2,000万円を減じた△１億2,827万6,000円が実質単年度収支となり、財政の悪化に伴い、財政力指数は35.4％と平成15年度より0.4ポイント改善されたものの、平成15年度県平均85.2％、郡平均46.1％と比べても大きく下回っている。

財政力指数は、地方公共団体の財政上の能力を示す指数で、この指数が100％に近いほど財政力が強いと見ることができる。

南伊豆町は財政難の中で下田市との合併を協議してきたところであるが、住民投票の結果、自立の道を選択した。

平成16年度は南伊豆町の自治のあり方、行財政執行のあり方を見直し、改革するチャンスでもあると、平成15年度の審査意見でも述べてきたところである。

行財政改革推進本部も設置され、改革内容、経費の削減策も打ち出され、従来よりも行財政改革に目が向いてきてはいるものの、全職員の意識及び危機感は見られない。

首長は、思い切った行革指針を示しリーダーシップを発揮し、全職員を牽引していかないと、財政難の現況、南伊豆町の自立の道は険しいものである。

１、歳入の執行状況は、執行率100％、収入率96.6％であった。（前年執行率101.5％、収入率96.8％）

（１）町税は、執行率108.8％、収入率85％（前年対比執行率3.8％増、収入率2.1％増）で、金額では前年比2,965万6,000円と3.3％増加した。うち町民税△816万3,000円、固定資産税△341万1,000円、軽自動車税66万円、町たばこ税118万4,000円、特別土地保有税3,444万9,000円、入湯税493万7,000円。土地保有税の増加は、大口の滞納先１社が入金したことにより地方税の増収に大きく貢献した。

しかしながら、町税の根幹をなしている町民税、固定資産税は落ち込みが続いており、景気は踊り場を脱却したとの見方を明らかにしたものの、観光業を初めとした当町への波及効果はまだ見えず、町税の収入率は今後も減少していくものと思われる。

収入未済額を見ると、現年度課税分2,781万7,493円、滞納繰越分１億2,217万9,452円、合計１億4,999万6,945円で、前年に比べ229万8,841円減少しているが、不納欠損金1,497万4,015円を計上しており財政を悪化させている。

特に、固定資産税9,853万1,641円と特別土地保有税3,266万5,726円の合計１億3,119万7,367円の収入未済額が大きい。

徴収・滞納整理については、努力も見られるが、依然として収入未収額は大きく、まだまだ緩い面も見受けられる。

財政状況が悪化している現況で、町税の滞納状況については、決算審査の都度、窓口税務課のみでなく、町が一体となって特別プロジェクトチームを立ち上げるなどして、結果を出すよう指摘してきたが、その成果は見られない。

不納欠損金が年々増加していくと、正直に納税している住民より、怠る事実の指摘が起きる可能性も危惧される。

（２）税外収入は、執行率98.1％、収入率99.9％（前年対比執行率2.8％減、収入率同率）であった。

税外収入の未収金内訳を見ると、民生費負担金のうち保育所保育料９万9,900円、使用料及び手数料のうち道路・河川占用料53万4,970円、諸収入のうち貸付金元利収入（災害援護資金貸付金元利収入）335万9,864円があり、平成15年度と同様であり改善されていない。

その他の税外収入は収入率100％であった。

（３）本年度の借入金である町債は６億3,610万円（歳入構成比13.2％）で、前年度比２億8,000万円の減で年度末残高は56億9,691万円であった。（公債費比率14.4％）元利金償還額を見ると、平成17年度６億5,306万9,000円、平成18年度５億9,804万2,000円と平成21年度まで年間５億円の返済額となり、起債面で財政を圧迫し、一方償還面では、平成18年度をピークに実質額は暫減傾向にあり、今後町債に依存する予算編成は考慮すべきである。

（４）歳入の状況は、第７表性質別歳入歳出の状況（Ｐ10）のとおりである。

２、基金の運用状況は、設置目的に従い、確実かつ効果的に運用されたかどうか、また、管理の当否及び計数について審査を行った結果、その状況は適切であると認めた。

以上のとおり、歳入については自主財源31.5％、依存財源68.5％と依存財源の比率が依然として高い。（前年比1.1％増）

平成16年度町税は、特別土地保有税滞納分3,696万2,000円の入金により、前年比2,960万6,000円の増加となったが、平成17年度は町税の減収、滞納繰越金の増加、地方交付税、国庫支出金、県支出金の削減は昨年同様続くものと思われ、今後、税収を含む歳入増加は厳しく、財政収支は今後もなお一層厳しい状況が続くものと思われる。

３、歳出の執行状況は、普通建設事業費の大幅な減少により、前年度比総額では、９億237万8,000円の減少になった。

性質別には、人件費23.4％（前年比3.4％増）、公債費17.1％（前年比5.7％増）、補助費等13.9％（前年比2.3％増）、物件費13.1％（前年比1.2％増）、繰出金13％（前年比3.3％増）と歳出の主な項目で構成比において増加している。

特に人件費10億7,233万3,000円は、町税収入９億3,699万8,000円では賄えない状況であり、今後事務の効率化とともに、人員削減による人件費の圧縮が課題である。

物件費の削減については、財政収支の厳しい中、昨年同様、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、負担金補助及び交付金については再度見直しを指摘した。

その結果、物件費においては前年度比5,204万4,000円（8.0％）の減少とその効果はあらわれている。

しかしながら、補助費等において、平成15年度６億3,699万7,000円、平成16年度６億

3,521万円、前年比△178万7,000円、0.3％減と効果があらわれていない。内容の見直しをさらに徹底されたい。

平成16年度予算現額48億66万円、支出済額45億7,885万6,000円、不用額２億2,181万4,000円、執行率95.37％とすべての項目で不用額が発生している。

経費の削減により不用額が多く発生した面と実質収支比率（5.6％）に見られるように、旧来の予算編成に甘さと計画性が見られない。本年度は９％から５％台に推移しそれなりの努力の跡が見在する。

一例として小学校教育事務費の平成16年度決算額消耗品費を見ると、南中小学校133万7,000円（生徒１人当たり9,034円）、南崎小学校137万8,000円（生徒１人当たり３万3,609円）と１人当たり2.5倍の差があり不公平をきわめている。

予算編成に当たっては、町長の施政方針、並びに予算編成方針を徹底されたい。

平成16年度南伊豆町の工事契約関係を見ると、随意契約56件、9,177万円、落札率94.4％、入札契約66件、６億80万8,000円、落札率95.8％で、一般常識では随意契約の方が入札契約に比べ落札率は高くなる傾向であるが、南伊豆町においては入札契約の落札率が高いのはどうしてなのか。

９課において工事契約を締結しており、各課長とヒアリングをしたが、工事契約において不透明感が払拭できない。

随意契約において、業者との関連がいろいろあることは理解できるが、財政が厳しい現況の南伊豆町にあって、落札率を１％でも低下させ経費を削減していこうという意欲は感じられない。

学校関係、保育所関係の需用費等について細かい数字の圧縮を指摘してきたが、工事関係の見直しにより落札率を１％低下させることにより、平成16年度は692万5,700円の経費が削減できるはずである。

工事契約を真に見直し、透明、公正な契約締結をしていかなければ、南伊豆町の行財政改革はあり得ない。工事契約の改革が先決である。

また、予算執行に当たっては、従来の合規、合則であるかどうかという正否の観点からの監査から、良否という観点からの監査、すなわちスリーＥ、監査の着眼が不十分であることは否定できず、当町は、スリーＥ（経済性、効率性、有効性）的な予算策定、執行、監査という行政活動の実績の管理サイクルを確立させ、自立の町を選択した自治体にふさわしい種々の改革が望まれる。

以上でございます。

○議長（藤田喜代治君）　監査委員に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑する者もないので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

助役。

〔助役　小針　弘君登壇〕

○助役（小針　弘君）　それでは、平成16年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の１ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入から説明をいたします。

朗読して説明とさせていただきますけれども、時間の都合上、項目のところで、まず款項と読みまして、次の予算現額、調定額は省略させてもらいます。次の収入済額、それから不納欠損額、収入未済額と読みまして、最後の予算現額と収入済額との比較、これも省略をさせていただきます。

それでは、まず１款の町税、収入済額が９億3,699万7,965円、これは先ほどの監査委員さんの報告にもありましたが収納率が85.02％ということで、前年よりも2.1％のアップでございます。不納欠損額は1,497万4,015円、収入未済額が１億4,999万6,945円。

１項の町民税、収入済額２億6,499万6,793円、145万4,809円、1,660万9,698円、２項の固定資産税５億1,162万563円、809万4,006円、9,853万1,641円。３項の軽自動車税、1,961万3,100円、５万円、74万2,600円。４項の町たばこ税6,715万8,729円、以下ゼロでございます。５項の特別土地保有税3,696万1,900円、537万5,200円、3,266万5,726円。６項の入湯税3,664万6,880円、ゼロの144万7,280円。

２款の地方譲与税、収入済額が9,790万9,000円。１項の所得譲与税1,724万6,000円。以下、収入済額の欄のみとなります。２項の自動車重量譲与税5,942万8,000円、３項地方道路譲与税2,123万5,000円。

次が３款１項の利子割交付金615万6,000円。

次の４款１項配当割交付金110万5,000円。

次の５款１項株式等譲渡所得割交付金134万5,000円。

次の６款１項地方消費税交付金１億７万7,000円。

次の７款１項ゴルフ場利用税交付金1,551万4,782円。

次の８款１項特別地方消費税交付金、これはありませんでした。

次の９款１項自動車取得税交付金6,110万7,000円。

10款１項減収補てん特例交付金2,253万4,000円。

次のページに移らせてもらいます。

11款１項地方交付税、収入済額が19億3,728万2,000円。

12款１項交通安全対策特別交付金、収入済額が120万4,000円。

次の13款分担金及び負担金5,933万7,956円、不納欠損がありませんで収納未済額が９万9,900円。次の１項の分担金912万6,775円、２項負担金5,021万1,181円、不納欠損がありませんで収入未済額が９万9,900円、これは保育料３人の未納でございます。

14款使用料及び手数料9,199万1,104円、収入未済額が53万4,970円。１項の使用料7,906万4,275円、収入未済額が53万4,970円ありまして、これは道路・河川の占用料の未納でございます。それから、２項手数料1,292万6,829円。

15款国庫支出金１億8,372万6,811円。１項の国庫負担金１億3,871万4,807円、２項の国庫補助金4,083万4,300円、３項委託金417万7,704円。

次の16款県支出金でございます。収入済額が２億2,143万7,668円。１項の県負担金4,722万3,445円、県補助金１億4,779万8,690円、３項委託金2,641万5,533円。

次の17款財産収入882万9,886円。１項財産運用収入209万8,619円、２項財産売払収入673万1,267円。

それから、18款１項の寄附金39万9,600円。

19款繰入金4,167万1,621円。１項の特別会計繰入金902万5,088円、２項の基金繰入金3,264万6,533円。

次に20款、次のページへ移りまして１項の繰越金，収入済額が２億7,105万1,152円。

21款諸収入１億621万7,148円，未収金がございまして335万9,864円。１項の延滞金、加算金及び過料74万745円、２項町預金利子7,197円。３項貸付金元利収入２万3,000円、ここにも未収がございまして335万9,864円。これは災害援護資金の未収金でございます。４項雑入１億544万6,206円。雑入が１億と多いわけでございますが、主なものといたしましては市町村振興資金交付金、これが3,034万1,000円、賀茂地区の交通災害共済の配分金が1,740万2,000円、それから物品販売収入として1,123万8,000円等がございまして、これらが主なものでございます。

それから、22款町債、１項の町債でございます。６億3,610万円。

一番下の歳入合計に行きまして、これは全部読み上げさせていただきます。予算現額が48億66万円、調定額が49億7,096万387円、収入済額が48億199万4,693円、不納欠損額1,497万4,015円、収入未済額１億5,399万1,679円、予算現額と収入済額との比較133万4,693円でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。

歳出の款と項、それから次の予算現額を省略しまして支出済額の欄のみを朗読させてもらいます。

まず、１款の１款１項議会費6,489万358円。

２款総務費５億9,245万6,239円。１項総務管理費４億4,084万6,078円、２項の徴税費7,584万7,227円、３項戸籍住民基本台帳費4,520万6,694円、４項選挙費2,323万7,234円、５項統計調査費639万9,601円、６項監査委員費91万9,405円。

３款民生費７億8,120万3,154円。１項の社会福祉費38億5,006万3,497円、２項の児童福祉費３億96万2,098円、３項の災害救助費531万3,330円、４項の介護保険費8,986万4,229円。

４款衛生費６億5,657万5,486円。１項保健衛生費２億9,965万4,156円、２項清掃費２億9,224万8,330円、３項上水道費6,467万3,000円。

５款農林水産業費２億251万924円。１項農業費7,858万3,169円、２項林業費1,811万7,150円、３項水産業費１億581万605円。

６款商工費、１項の商工費でございます。２億1,786万6,193円。

７款土木費５億2,596万5,974円、これは翌年度繰り越しがございまして3,670万円。１項の土木管理費5,273万6,839円、２項の道路橋梁費１億3,496万6,623円、翌年度の繰越額ですが3,670万円。これは下流の町道大平Ｂ線の道路改良事業の繰越明許費でございます。

次の右側のページに行かせていただきます。

３項河川費3,239万2,794円、４項港湾費2,663万2,549円、５項都市計画費２億6,730万8,786円、６項住宅費1,192万8,383円。

８款１項消防費２億3,048万4,867円。

９款教育費４億2,403万5,463円。１項教育総務費6,185万7,141円、２項小学校費１億9,319万5,797円、３項中学校費6,456万8,687円、４項幼稚園費3,596万9,281円、５項社会教育費5,968万7,080円、６項保健体育費875万7,477円。

10款災害復旧費9,964万3,056円、翌年度の繰り越しが7,110万円。１項の農林水産業施設災害復旧費1,114万2,757円、２項の公共土木施設災害復旧費8,850万299円、翌年度の繰越額7,110万円ありまして、これは昨年の22号台風による災害で道路、河川等の災害復旧費でございます。河川で21件、道路で７件分であります。

それから、11款１項の公債費７億8,321万5,655円。

12款１項の予備費はありませんでした。

それでは、歳出合計、予算現額48億66万円、支出済額45億7,884万7,369円、翌年度の繰越額１億780万円、不用額１億1,401万2,631円、予算現額と支出済額との比較は２億2,181万2,631円でありました。

次の６ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額としまして２億2,314万7,324円ありまして、これは全額17年度の一般会計に繰り越しをいたしました。

決算の詳細につきましては、次のページからの事項別明細書と、また別冊であります決算の附属資料で主要施策の成果を説明する書類がございます。これをごらんになっていただきたいと思います。

また、財産に関する調書としまして、この133ページから136ページにありますので、これも後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上で一般会計の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田喜代治君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を各常任委員会に分割付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、議第78号議案は、各常任委員会に分割付託することに決定いたしました。

ここで、昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時５４分

再開　午後　１時００分

○議長（藤田喜代治君）　休憩を閉じ、再開します。

◎議第７９号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（藤田喜代治君）　議第79号　平成16年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第79号　平成16年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の提案理由を申し上げます。

本案件につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものであります。

平成16年度の決算額は、歳入決算額12億7,628万6,423円、歳出決算額11億7,382万2,627円、差引残額１億246万3,796円となりました。

なお、詳しい内容につきましては助役から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

〔監査委員　渡邊俊篤君登壇〕

○監査委員（渡邊俊篤君）　それでは、平成16年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の審査意見について申し上げます。

４ページをお開き願います。

第３　審査意見。

平成16年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、計数に誤りはなく、証書類も整備され、経理は適正なものと認めた。

１、本年度の決算は、歳入総額12億7,628万6,423円、歳出総額11億7,382万2,627円、実質収支額は１億246万3,796円で、前年度実質収支額１億1,166万3,978円を差し引いた単年度収支は△920万182円であった。

２、保険税は、予算現額３億6,924万2,000円に対し、調定額４億8,506万6,003円、収入済額３億8,500万9,774円で、執行率104.3％、収入率79.4％であり、前年対比はそれぞれ0.1％の増、0.8％の減であった。

また、保険税の収入未済額は現年度分2,284万700円、滞納繰越分7,318万3,259円、計9,602万3,959円で、前年に比し477万2,149円の増であった。

内容を見ると、現年度分で150万1,607円の増、滞納繰越分で477万2,149円の増であり、年々収入未済額が増加傾向にあり、不納欠損に計上することのないよう一般会計同様に滞納整理についてはスケジュール・システム化を図り、強力に推進されたい。

３、一般会計からの繰入金は6,410万5,485円で、前年に比べ376万1,311円の増となった。

４、保険給付金、老人保健拠出金は、「②保険給付費、老人保健拠出金の対前年比」のとおりで、保険給付費で3,221万4,000円（4.0％増）老人保健拠出金で△6,065万2,000円（21.5％減）となった。

以上でございます。

○議長（藤田喜代治君）　監査委員に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑する者もないので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

助役。

〔助役　小針　弘君登壇〕

○助役（小針　弘君）　それでは、137ページをお願いいたします。

平成16年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につき、ご説明を申し上げます。

歳入から説明をいたします。

先ほどの一般会計の説明に従いまして行わせていただきます。

１款国民健康保険税、１項国民健康保険税、収入済額が３億8,500万9,744円、不納欠損額が407万6,700円、収入未済額9,597万9,559円。

２款使用料及び手数料、１項手数料、収入済額が17万5,800円。

３款国庫支出金、収入済額が５億4,555万6,375円。１項の国庫負担金３億9,036万375円、２項国庫補助金１億5,519万6,000円。

４款１項療養給付費交付金、収入済額１億3,542万9,808円。

５款の県支出金、１項の県負担金625万454円。

６款１項連合会補助金、これはありませんでした。

７款１項共同事業交付金2,749万7,832円。

８款１項財産収入及び財産運用収入２万6,870円。

９款繰入金6,410万5,485円。１項他会計繰入金6,410万5,485円、２項の基金繰入金はありませんでした。

10款繰越金、１項の繰越金１億1,166万3,978円。

11款諸収入57万77円。１項延滞金及び過料39万5,000円、２項預金利子、これはありませんでした。３項雑入17万5,077円。

歳入合計で、予算現額12億5,506万9,000円、調定額13億7,634万2,682円、収入済額12億7,628万6,423円、不納欠損額407万6,700円、収入未済額9,597万9,559円。予算現額と収入済額との比較2,121万7,423円。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

歳出の１款総務費、支出済額が616万6,453円。１項総務管理費508万3,625円、２項徴税費87万8,768円、３項運営協議会費20万4,060円。

２款保険給付費８億3,299万9,628円。１項療養諸費７億2,677万7,570円、２項高額療養費9,367万2,058円、３項移送費はありませんでした。４項出産育児諸費570万円、５項葬祭費685万円。

３款老人保健拠出金、これは１項の老人保健拠出金２億2,182万9,586円。

４款１項の介護納付金8,284万2,301円。

５款１項の共同事業拠出金2,500万2,194円。

６款１項の保健事業費448万3,165円。

７款１項の基金積立金１万4,000円。

次の８款の公債費はありませんでした。

９款諸支出金48万5,300円。１項の償還金及び還付加算金48万5,300円。２の延滞金はありませんでした。

10款予備費、１項予備費、これも支出はありませんでした。

右のページで歳出の合計でございます。予算現額が12億5,506万9,000円、支出済額が11億7,382万2,627円、翌年度の繰越額はゼロです。不用額が8,124万6,373円、予算現額と支出済額との比較が8,124万6,373円でございます。

次の140ページに移ります。

歳入歳出差引残額１億246万3,796円。これは全額17年度の国民健康保険特別会計へ繰り越しをいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書と、それから決算の附属資料でございます主要施策の成果を説明する書類、これをごらんをいただきたいと思います。

また、財産に関します調書としまして、159ページにありますので、これもごらんをいただきたいと思います。

以上で国民健康保険特別会計の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田喜代治君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第１常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、議第79号議案は、第１常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第８０号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（藤田喜代治君）　議第80号　平成16年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第80号　平成16年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算の提案理由を申し上げます。

本案件につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものであります。

平成16年度の決算額は、歳入決算額14億6,431万9,700円、歳出決算額14億6,749万8,127円、差引不足額317万8,427円となりましたが、この歳入不足につきましては、繰り上げ充用金で対応させていただきました。

詳しい内容につきましては助役から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

〔監査委員　渡邊俊篤君登壇〕

○監査委員（渡邊俊篤君）　平成16年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算の審査意見について申し上げます。

２ページをお開き願います。

第３　審査意見。

歳入歳出ともに計数に誤りはなく、証書類も整備され、適正なものと認めた。

以上でございます。

○議長（藤田喜代治君）　監査委員に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑する者もないので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

助役。

〔助役　小針　弘君登壇〕

○助役（小針　弘君）　それでは、161ページをお願いいたします。

平成16年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算につき、ご説明をいたします。

歳入から説明いたします。

１款支払基金交付金、１項支払基金交付金９億265万4,039円。

２款国庫支出金、１項国庫負担金37億97万7,130円。

３款県支出金、１項県負担金9,431万2,531円。

４款繰入金、１項一般会計繰入金9,637万6,000円。

５款繰越金、１項繰越金、これはありませんでした。

次の６款の諸収入、これにつきましても収入はございませんでした。

歳入合計、予算現額15億1,940万5,000円、調定額14億6,431万9,700円、収入済額14億6,431万9,700円、不納欠損額はゼロ、それから収入未済額につきましてもゼロ、予算現額と収入済額との比較が△5,508万5,300円でありました。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

１款の医療諸費、１項の医療諸費14億5,192万4,427円。

２款諸支出金634万6,582円。１項の償還金39万4,494円、２項繰出金595万2,088円。

４款繰上充用金、１項の繰上充用金922万7,118円。

歳出の合計、予算現額15億1,940万5,000円、支出済額14億6,749万8,127円。翌年度の繰り越しはありませんでした。不用額5,190万6,873円。予算現額と支出済額との比較が5,190万6,873円。

右側のページをお願いします。

歳入歳出差引不足額317万8,427円出ておりますが、これは翌年度歳入繰り上げ充用金で317万8,427円を全額補てんをいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書と決算附属資料の主要施策の成果を説明する書類、これをごらんになっていただきたいと思います。

以上で老人保健特別会計の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田喜代治君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第１常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、議第80号議案は、第１常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第８１号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（藤田喜代治君）　議第81号　平成16年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第81号　平成16年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案件につきましては、前号議案同様に地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

平成16年度の決算額は、歳入総額６億9,150万7,258円、歳出総額６億7,573万6,264円、差引残額1,577万994円となりました。

内容につきましては助役から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

〔監査委員　渡邊俊篤君登壇〕

○監査委員（渡邊俊篤君）　平成16年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算の審査意見について申し上げます。

２ページをお開き願います。

第３　審査意見。

歳入歳出ともに、その計数に誤りがなく、証書類も整備され、適正なものと認めた。

以上でございます。

○議長（藤田喜代治君）　監査委員に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑する者もないので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

助役。

〔助役　小針　弘君登壇〕

○助役（小針　弘君）　それでは、171ページをお願いいたします。

それでは、平成16年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款保険料、１項介護保険料、収入済額9,839万5,820円。不納欠損がございまして52万504円、これは２年間時効によるものでございます。収入未済額が252万1,056円。

２款手数料、１項手数料３万3,700円。

３款国庫支出金１億8,745万8,838円。１項の国庫負担金１億3,088万1,838円、２項の国庫補助金5,657万7,000円。

４款支払基金交付金、１項の支払基金交付金２億604万5,000円。

５款県支出金、１項県負担金8,156万7,000円。

６款財産収入、１項財産運用収入３万2,967円。

７款寄附金、１項の寄附金、これはありませんでした。

８款繰入金8,986万4,229円。１項の一般会計繰入金8,986万4,229円、２項の基金繰入金はありませんでした。

９款繰越金、１項の繰越金2,810万4,704円。

10款諸収入5,000円。１項の延滞金、加算金及び過料、これはありませんでした。２項の預金利子もございませんでした。３項の雑入5,000円。

歳入合計で、予算現額が６億8,684万6,000円、調定額が６億9,454万8,818円、収入済額６億9,150万7,258円、不納欠損額52万504円、収入未済額252万1,056円。予算現額と収入済額との比較が466万1,258円でありました。

次のページをお願いいたします。

歳出に移らせていただきます。

１款総務費、支出済額が825万7,409円。１項の総務管理費165万9,919円、２項徴収費32万8,727円、３項介護認定審査会費626万8,763円。

２款保険給付費６億5,310万7,366円。１項介護サービス等諸費６億4,371万5,552円。２項支援サービス等諸費486万5,278円。３項その他諸費93万2,425円。４項高額介護サービス等費359万4,111円。

３款財政安定化基金拠出金、１項財政安定化基金拠出金65万1,800円。

４款の公債費はありませんでした。

５款基金積立金、１項の基金積立金840万5,000円。

６款諸支出金531万4,689円。１項の繰出金はございませんでした。２項の償還金及び還付加算金531万4,689円。

７款の予備費はありませんでした。

支出の合計でございます。予算現額が６億8,684万6,000円、支出済額が６億7,573万6,264円、翌年度の繰り越しはございませんでした。不用額が1,110万9,736円、予算現額と支出済額との比較1,110万9,736円。

右側のページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額1,577万994円で、これは全額17年度の介護保険特別会計へ繰り越しをい

たしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細と決算附属資料の主要施策の成果を説明する書類、これをごらんいただきたいと思います。

また、財産に関する調書につきましては、191ページにありますので、これも後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上で介護保険特別会計の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田喜代治君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第１常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、議第81号議案は、第１常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第８２号～議第８４号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤田喜代治君）　議第82号　平成16年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第83号　平成16年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第84号　平成16年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただいま一括上程させていただきました３議案とも財産区特別会計歳入歳出決算でありまして、やはり地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案を申し上げます。

議第82号　平成16年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額130万8,481円、歳出総額10万4,380円、差引残額120万4,101円となりました。

議第83号　平成16年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額13万1,897円、歳出総額5,000円、差引残額12万6,897円となりました。

議第84号　平成16年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額894万7,379円、歳出総額840万2,638円、差引残額54万4,741円となりました。

なお、それぞれの決算の内容につきましては助役から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

〔監査委員　渡邊俊篤君登壇〕

○監査委員（渡邊俊篤君）　平成16年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出の審査意見について申し上げます。

本決算は、収支ともに正確であると認定した。

平成16年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出の審査意見について申し上げます。

本決算は、収支ともに正確であると認定した。

平成16年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算の審査意見について申し上げます。

本決算は、収支ともに正確であると認定した。

以上でございます。

○議長（藤田喜代治君）　監査委員に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑する者もないので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

助役。

〔助役　小針　弘君登壇〕

○助役（小針　弘君）　それでは、ページ数で193ページをお願いいたします。

平成16年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

歳入からご説明いたします。

１款財産収入、収入済額が64万543円。１項財産運用収入54万543円、２項財産売払収入10万円。

２款繰越金、１項繰越金66万7,938円。

３款諸収入、１項預金利子、これはありませんでした。

収入の合計でございます。予算現額128万9,000円、調定額130万8,481円、収入済額130万8,481円、不納欠損額それから収入未済額はありませんでした。予算現額と収入済額との比較が１万9,481円。

それでは、次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費10万4,380円。

歳出の合計に行きます。予算現額128万9,000円、支出済額10万4,380円、翌年度の繰越額はゼロです。不用額が118万4,620円。予算現額と支出済額との比較が118万4,620円。

右側のページに移ります。

歳入歳出差引残額120万4,101円で、これは全額17年度の南上財産区特別会計へ繰り越しをいたしました。

やはり詳細につきましては、次のページからの事項別明細書をごらんになっていただきたいと思います。

それから、財産に関する調書が201ページにあります。これもごらんになっていただきたいと思います。

以上で南上財産区の特別会計の内容説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、南崎財産区、203ページをお開き願いたいと思います。

平成16年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款繰越金、１項繰越金、収入済額が13万1,897円。

２款諸収入、１項の預金利子はありませんでした。

歳入合計、予算現額は13万2,000円、調定額13万1,897円、収入済額13万1,897円、不納欠

損額はありませんでした。それから収入未済もございませんでした。予算現額と収入済額との比較が△103円となりました。

次の204ページをお願いいたします。

歳出でございます。

１款の総務費、１項の総務管理費、支出済額が5,000円。そのまま歳出の合計になります。

予算現額が13万2,000円、支出済額が5,000円、翌年度繰り越しはゼロ、不用額が12万7,000円。予算現額と支出済額との比較が12万7,000円。

右側のページをお願いします。

歳入歳出差引残額12万6,897円で、これは全額17年度の南崎財産区の特別会計へ繰り越しをいたしました。

やはり詳細につきましては、次のページからの事項別明細書をごらんになっていただきたいと思います。

それから、財産に関する調書は211ページにございますので、これもごらんいただきたいと思います。

以上で南崎財産区特別会計の内容説明を終わらせていただきます。

それから、三坂財産区に移らせていただきます。

213ページをお願いいたします。

平成16年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算書についてご説明申し上げます。

歳入からご説明いたします。

１款財産収入、１項財産運用収入、収入済額が884万7,106円。

２款繰入金、１項の基金繰入金、これはありませんでした。

３款の繰越金、１項の繰越金10万273円。

４款諸収入、１項の預金利子はございませんでした。

歳入合計、予算現額894万8,000円、調定額894万7,379円、収入済額894万7,379円、不納欠損、収入未済額はゼロでした。予算現額と収入済額との比較が△621円でございました。

次のページの214ページに移らせていただきます。

歳出でございます。

１款の総務費、１項の総務管理費、支出済額が840万2,638円。これはそのまま歳出合計に移らせてもらいます。

予算現額894万8,000円、支出済額840万2,638円、翌年度繰越額ゼロ、不用額は54万5,362

円。予算現額と支出済額との比較54万5,362円でございます。

次の右側のページに移ります。

歳入歳出差引残額54万4,741円で、これは全額17年度の三坂財産区特別会計へ繰り越しをいたしました。

詳細につきましては、やはり次のページからの事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

それから、財産に関する調書は221ページにございますので、これもごらんになっていただきたいと思います。

以上で三坂財産区特別会計の内容説明を終わらせていただきます。

以上、３つの会計の内容説明を終わらせていただきますが、どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田喜代治君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第82号　平成16年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　全員賛成です。

よって、議第82号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第83号　平成16年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案の

とおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　全員賛成です。

よって、議第83号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第84号　平成16年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　全員賛成です。

よって、議第84号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第８５号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（藤田喜代治君）　議第85号　平成16年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第85号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案を申し上げます。

平成16年度の決算額は、歳入総額122万2,348円、歳出総額122万2,348円、差引残額ゼロ円となりました。

なお、決算の内容につきましては助役から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

〔監査委員　渡邊俊篤君登壇〕

○監査委員（渡邊俊篤君）　平成16年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算の審査意見について申し上げます。

２ページをお開きください。

第３　審査意見。

歳入歳出ともに計数に誤りはなく、証書類も整備され、適正なものと認めた。

以上でございます。

○議長（藤田喜代治君）　監査委員に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑をする者もいないので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

助役。

〔助役　小針　弘君登壇〕

○助役（小針　弘君）　それでは、223ページをお願いいたします。

平成16年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款財産収入、１項財産運用収入、収入済額348円。

２款繰入金、１項基金繰入金、収入済額122万2,000円。

３款繰越金、１項繰越金、これはございませんでした。

歳入合計、予算現額206万円、調定額122万2,348円、収入済額122万2,348円、不納欠損額、収入未済額はありませんでした。予算現額と収入済額との比較が83万7,652円のマイナスでございました。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

１款公共用地取得費、１項の公共用地取得費、支出済額が122万2,000円。

２款拠出金、１項基金繰出金、支出済額が348円。

歳出の合計に行きます。予算現額206万円、支出済額122万2,348円、翌年度繰越額はゼロです。不用額が83万7,652円、予算現額と支出済額との比較83万7,652円でございます。

右側のページをお願いします。

歳入歳出差引残額はゼロでございました。

これの詳細につきましては、次のページからの事項別明細書と決算附属資料の主要な施策の成果を説明する書類をごらんいただきたいと思います。

以上で土地取得特別会計の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田喜代治君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第１常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、議第85号議案は、第１常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第８６号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（藤田喜代治君）　議第86号　平成16年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　本決算におきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第３項

の規定により議会の承認をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものでございます。

平成16年度の決算額は、歳入決算額４億1,362万7,390円、歳出決算額４億1,362万7,390円、差引残額ゼロ円となりました。

なお、詳しい内容につきましては助役より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

〔監査委員　渡邊俊篤君登壇〕

○監査委員（渡邊俊篤君）　平成16年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の審査意見について申し上げます。

歳入歳出ともに計数に誤りはなく、証書類も整備され、適正なものと認めた。

以上でございます。

○議長（藤田喜代治君）　監査委員に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑する者もないので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

助役。

〔助役　小針　弘君登壇〕

○助役（小針　弘君）　それでは、ページが違っていると思いますが243ページになります。243ページをお願いいたします。子浦の漁排と入れ違っておりますので、先に公共下水の方が243ページになります。

それでは、平成16年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款分担金及び負担金、１項負担金、収入済額2,573万4,250円。

２款使用料及び手数料、収入済額3,215万9,673円。１項使用料3,215万673円、２項手数料9,000円。

３款国庫支出金、１項国庫補助金6,000万円。

４款県支出金、１項県補助金、これはありませんでした。

５款繰入金、１項一般会計繰入金２億6,649万5,067円。

６款繰越金、１項繰越金、これはありませんでした。

７款諸収入23万8,400円、１項の預金利子はありませんでした。２項雑入23万8,400円。

８款町債、１項の町債2,900万円。

下が歳入合計、予算現額４億1,512万1,000円、調定額４億1,795万1,196円、収入済額４億1,362万7,390円、不納欠損額はゼロです。収入未済額432万3,806円、予算現額と収入済額との比較△149万3,610円でした。

次のページをお願いいたします。

歳出をご説明いたします。

１款下水道費、１項下水道建設費、支出済額１億5,939万9,350円。

２款業務費、支出済額4,106万2,579円。１項業務費1,824万375円、２項施設管理費2,282万2,204円。

３款公債費、１項の公債費２億1,316万5,461円。

４款予備費、１項予備費はございませんでした。

歳出の合計でございます。予算現額４億1,512万1,000円、支出済額４億1,362万7,390円、翌年度繰越額はゼロでした。不用額が149万3,610円、予算現額と支出済額との比較149万3,610円。

次の右側のページをお願いします。

歳入歳出差引残額はございませんでした。

やはりこの詳細につきましては、次のページからの事項別明細書と決算の附属資料の主要施策の成果を説明する書類をごらんいただきたいと思います。

それから、財産に関する調書が257ページにありますので、これも後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で公共下水道事業特別会計の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田喜代治君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第２常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、議第86号議案は、第２常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、２時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時００分

再開　午後　２時１０分

○議長（藤田喜代治君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第８７号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤田喜代治君）　議第87号　平成16年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第87号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものであります。

平成16年度の決算額は、歳入総額2,518万2,637円、歳出総額2,518万2,637円、差引残額ゼ

ロ円となりました。

なお、詳しい内容につきましては助役より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

〔監査委員　渡邊俊篤君登壇〕

○監査委員（渡邊俊篤君）　平成16年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の審査意見について申し上げます。

歳入歳出ともに計数に誤りはなく、証書類も整備され、適正なものと認めた。

以上でございます。

○議長（藤田喜代治君）　監査委員に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑する者もないので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

助役。

〔助役　小針　弘君登壇〕

○助役（小針　弘君）　それでは、ページを戻っていただきまして、231ページをお願いいたします。

それでは、平成16年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

歳入からご説明いたします。

１款分担金及び負担金、１項分担金、収入済額19万8,292円。

２款繰入金、１項一般会計繰入金、収入済額1,960万8,719円。

３款繰越金、１項繰越金、これはありませんでした。

４款諸収入、１項の雑入４万9,821円。

５款使用料及び手数料、１項の使用料532万5,805円。

歳入の合計に行きます。予算現額2,564万6,000円、調定額2,518万2,637円、収入済額2,518万2,637円。不納欠損額と収入未済額はありませんでした。予算現額と収入済額との比較△46万3,363円。

次のページにお願いいたします。

歳出の説明をいたします。

１款総務費、１項の総務管理費、支出済額が611万665円。

２款公債費、１項の公債費、支出済額が1,907万1,972円。

歳出の合計でございます。予算現額2,564万6,000円、支出済額2,518万2,637円、翌年度の繰り越しはゼロです。不用額が46万3,363円、予算現額と支出済額との比較が46万3,363円でございます。

右側のページへお願いします。

歳入歳出差引残額ですが、これはゼロとなりました。

詳細につきましては、次のページの事項別明細書と決算附属資料の主要施策の成果を説明する書類、これをごらんいただきたいと思います。

それから、財産に関する調書が241ページにありますので、これもごらんいただきたいと思います。

以上で子浦漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田喜代治君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第87号　平成16年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　全員賛成です。

よって、議第87号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第８８号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤田喜代治君）　議第88号　平成16年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第88号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第３項の規定により議会の承認をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものであります。

平成16年度の決算額は、歳入総額1,942万7,297円、歳出総額1,942万7,297円、差引残額ゼロ円となりました。

なお、詳しい内容につきましては助役より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

〔監査委員　渡邊俊篤君登壇〕

○監査委員（渡邊俊篤君）　平成16年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出の審査意見について申し上げます。

歳入歳出ともに計数に誤りはなく、証書類も整備され、適正なものと認めた。

以上でございます。

○議長（藤田喜代治君）　監査委員に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑する者もないので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

助役。

〔助役　小針　弘君登壇〕

○助役（小針　弘君）　それでは、259ページをお願いいたします。

平成16年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

歳入からご説明いたします。

１款分担金及び負担金、１項分担金、収入済額33万4,086円。

２款繰入金、１項一般会計繰入金、1,454万4,908円。

３款繰越金、１項繰越金、これはありませんでした。

４款諸収入、１項の雑入４万6,243円。

５款使用料及び手数料、１項使用料450万2,060円。

歳入合計、予算現額2,015万9,000円、調定額1,942万7,297円、収入済額1,942万7,297円。不納欠損額、収入未済額はありませんでした。予算現額と収入済額との比較が△73万1,703円でありました。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

１款総務費、１項総務管理費、支出済額521万6,475円。

２款公債費、１項公債費1,421万822円。

歳出合計、予算現額2,015万9,000円、支出済額1,942万7,297円、翌年度繰り越しはゼロでした。不用額が73万1,703円、予算現額と支出済額との比較73万1,703円でした。

次のページをお願いします。

歳入歳出差引残額はゼロでありました。

詳細につきましては、事項別明細書と決算附属資料の主要施策の成果を説明する書類をごらんいただきたいと思います。

財産に関する調書は269ページにありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で中木漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（藤田喜代治君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第88号　平成16年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　全員賛成です。

よって、議第88号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第８９号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（藤田喜代治君）　議第89号　平成16年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第89号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第３項の規定により議会の承認をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものであります。

平成16年度の決算額は２億1,084万705円、歳出総額２億1,084万705円、差引残額ゼロ円となりました。

なお、詳しい内容につきましては助役より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

〔監査委員　渡邊俊篤君登壇〕

○監査委員（渡邊俊篤君）　平成16年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出の審査意見について申し上げます。

歳入歳出ともに計数に誤りはなく、証書類も整備され、適正なものと認めた。

以上でございます。

○議長（藤田喜代治君）　監査委員に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑する者もないので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

助役。

〔助役　小針　弘君登壇〕

○助役（小針　弘君）　それでは、271ページをお願いいたします。

平成16年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款分担金及び負担金、１項分担金、収入済額2,073万3,000円。

２款県支出金、１項県補助金１億4,000万円。

３款繰入金、１項一般会計繰入金430万7,705円。

４款諸収入、１項の預金利子、２項の雑入ともありませんでした。

５款町債、１項町債4,580万円。

歳入合計、予算現額２億1,307万9,000円、調定額２億1,084万705円、収入済額２億1,084万705円、不納欠損額、収入未済額はありませんでした。予算現額と収入済額との比較が△223万8,295円でございました。

次のページをお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

１款漁業集落環境整備事業費、１項妻良漁業集落環境整備費、支出済額が２億1,084万705円。

次の２款公債費、１項公債費はありませんでした。

次の予備費につきましてもゼロでございました。

歳出の合計、予算現額２億1,307万9,000円、支出済額２億1,084万705円、翌年度の繰り越しがゼロです。不用額が223万8,295円、予算現額と支出済額との比較223万8,295円です。

右側のページでございますが、歳入歳出差引残額はありませんでした。

詳細につきましては、事項別明細書と決算附属資料の主要施策の成果を説明する書類をごらんになっていただきたいと思います。

それから、財産に関する調書は281ページにございますので、これも後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で妻良漁業集落環境整備事業特別会計の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田喜代治君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第２常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、議第89号議案は、第２常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第９０号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（藤田喜代治君）　議第90号　平成16年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第90号　平成16年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき平成16年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算を認定されたくご提案申し上げるものであります。

今期の事業収益は、前年に比べ2.1％減の２億5,437万5,000円となりました。これは、給水収益等の減によるものであります。事業費用は前年に比べ2.9％増の２億6,916万7,000円となりました。現在進行中の上水道第５次拡張事業による減価償却費の増加によるものであります。この結果、当期の損益は1,479万2,000円の純損失を計上することとなりました。

資本的収入の決算額は２億4,068万9,000円、同支出額は３億4,357万8,000円の結果となり、不足額１億288万9,000円につきましては損益勘定留保資金ほかで補てんいたしました。

水道事業の経営成績、財務状況の内容につきましては水道課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

〔監査委員　渡邊俊篤君登壇〕

○監査委員（渡邊俊篤君）　平成16年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算の審査意見について申し上げます。

７ページをお開き願います。

審査意見。

１、平成16年度水道事業会計の経営状況は、昨年に引き続き1,479万1,000円の欠損となり状態は芳しいものではなかった。

景気の低迷と町の主要産業である観光も依然として振るわず、給水人口の減少とともに給

水収益も減少した。

一方、事業費用は継続して事業を進めており、浄水場拡張工事や石綿セメント管布設がえ工事等による減価償却費の増加により前年比2.9%増加となり、欠損の要因となった。

２、平成17年度以降も、景気の低迷・観光の不振・人口の増加等は見込めず、営業収益増加は期待できない。

営業費用においては、継続事業の浄水場拡張工事や青野大師ダムの拠出金等、下水道工事に伴う石綿セメント管布設がえ工事による減価償却費の増加、設備の老朽化による修繕費の圧縮も難しく、赤字幅は年々増加していくものと思われる。

３、平成16年度繰越利益剰余金1,321万8,000円は、平成17年度決算赤字見込みにより取り崩しとなる。

平成16年度資金収支表（別紙１）のとおり、資本的支出が資本的収入を上回り平成16年度資金剰余金額は△1,759万8,000円となり、資金繰りも一般会計からの収益的収支繰入額を増加していかないと厳しいものと思われる。

４、公営企業とは、公共性と収益性を目的とし、公益企業といえども、毎年欠損を計上していいものか。

平成20年度より青野大師ダムの償却も始まり、今までの過大設備投資と設備の老朽化により黒字回復は望めない。町の財政状況が厳しい折、町としての水道事業の方針について、管理者は、抜本的改革を英断しなければならない。

５、給水収益の増加が見込めない現状では、営業費用をいかに削減していくかである。

平成16年度施設利用率54.1%、有収率72.8%、最大稼働率76.8%、負荷率70.4%と需要に対し設備が過大と思われる。

継続して行われている石井浄水場拡張工事費は毎年１億円以上使用しており、平成17年度は思い切って中断してみる英断も必要であり、石綿管布設がえ工事、他の状況を勘案し適切な見直しが必要である。

６、平成16年度の工事関係は、１件50万円以上の工事の当初契約額１億5,460万7,000円、うち随意契約10件1,560万7,000円、落札率92.2%、入札契約６件１億3,896万7,000円、落札率95.1%と落札率は随意契約の方が入札契約を2.9ポイント下回っており一般常識ではあり得ない。

契約については、従来の慣行を断ち切らないと、また同じ状況となり経費の節減はできない。担当課長は真摯に取り組んでもらいたい。

７、委託料15年度1,896万7,000円、16年度1,784万6,000円を使用しており、内容を一つ一つ再検証し圧縮を図ることも必要である。

８、水道課職員の平均年齢は47.4歳と他課と比べ高く、平均給与を押し上げており、労働分配率は悪化しており、若い職員との交代も必要である。（別紙２）

９、水道事業は公益企業であり、その会計制度にのっとり決算書として決算報告書と財務諸表を作成しなければならない。

平成16年度決算書貸借対照表流動資産（現預金）２億1,459万8,000円計上されているが、町の会計預金に含まれており、水道事業の預金としての残高証明書が確認できず、水道事業会計の資金は水道事業口座として別通帳で管理すべきである。

10、水道料金の未収金については、平成15年３月末2,298万5,000円、平成16年３月末3,175万6,000円と増加しており、また、消滅時効が５年から２年に変更になったため、管理回収については下記のとおり厳しく指導してきた。

（１）未収金先については、回収・交渉記録簿を作成すること。

（２）記録簿には訪問年月日、だれが訪問しだれと面談しどのような交渉をしたかの記入。入金したときはその金額の記入。

（３）時効の中断手続をしたときには、その年月日の記入。

（４）100万円以上の未納者は６件、金額で85％であり、大口の未納先は必ず課長が訪問し、訪問頻度を上げること。

（５）未納先については、年間の入金予定表（月別）を提出させ管理すること。予定表に基づく入金を履行しない場合には、給水停止等の措置も必要である。

しかし、平成17年３月末未納者は330件、3,592万6,000円と件数・金額ともに増加しており、管理が甘く、さらに真剣に取り組まないと怠る事実と認定されかねない。

特にホテル、旅館で平成16年度、新たな未納者１件、金額492万4,000円が発生し、従来の未納者についても２件、金額で716万9,000円増加しており問題で、下水道事業の対象地区でもあり、今後再検討が必要である。

大口の未納者に対する管理回収については、窓口税務課と連携するとともに町長、助役のトップセールスも必要である。

11、未収金の中には消滅時効が完成しているもの２件13万9,626円が含まれており、不納欠損金として処理すべきである。

以上でございます。

○議長（藤田喜代治君）　監査委員に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑する者もないので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

水道課長。

〔水道課長　小坂孝味君登壇〕

○水道課長（小坂孝味君）　それでは、１ページをお開きください。

平成16年度南伊豆町水道事業会計決算報告書からご説明いたします。

なお、この報告書は消費税を含むものでございます。

初めに、（１）収益的収支及び支出のうち収入から説明いたします。

第１款水道事業収益は、補正予算等を含めました予算額２億7,320万7,000円に対しまして、決算額は２億6,793万6,095円で、予算額に比べ527万905円の減となっております。収益の内訳としまして、第１項営業収益２億6,704万4,892円、第２項営業外収益89万1,203円となっております。

次に、支出であります。

第１款水道事業費用は、補正予算額を含めました予算額は２億8,607万7,000円に対しまして決算額は２億7,254万9,486円で、不用額は1,352万7,514円となっております。費用の内訳としまして、第１項営業費用２億3,328万4,845円、第２項営業外費用3,896万6,034円、第３項予備費ゼロ円、第４項特別損失29万8,607円であります。

次に、２ページをお開きください。

（２）資本的収入及び支出のうち、初めに収入でございます。

第１款資本的収入は、予算額合計２億4,081万円に対しまして決算額は２億4,068万8,730円で、予算額に比べ12万1,270円の減となっております。収入の内訳としまして、第１項他会計繰入金6,070万円、第２項国県補助金2,860万円、第３項企業債１億2,730万円、第４項給水負担金317万6,000円、第５項建設改良工事負担金2,091万2,730円となっております。

次に支出でございます。

第１款資本的支出は、予算額合計３億4,707万4,000円に対しまして決算額は３億4,357万8,440円で、不用額は349万5,560円であります。支出の内訳としまして、第１項建設改良費２億7,393万3,359円、第２項企業債償還金6,964万5,081円、第３項予備費ゼロ円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億288万9,710円は、過年度損益勘定留保資金8,795万5,586円、減債積立金200万円、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額367万7,553円並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額925万6,571円で補てんいたしました。

次に、３ページの平成16年度南伊豆町水道事業会計損益計算書について説明します。

なお、損益計算書は消費税抜きでございます。

初めに、１、営業収益でありますが、（１）の給水収益から（３）その他営業収益までの合計額、営業収益は２億5,432万9,821円となっております。

次に、２の営業費用は、（１）の原水浄水送水配水給水費から（７）のその他営業費用までの合計額は２億2,991万6,672円で、差引営業利益は2,441万3,149円であります。

次に４ページをお開きください。

３、営業外収益は、受取利息及び配当金と雑収益で４万5,664円であります。

４、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費3,896万6,034円で、差引営業外損益は△3,892万370円であります。

経常損失は1,450万7,221円となっておりますが、５、特別損失としまして過年度損益修正損△28万4,388円計上いたしましたので、当年度純損失は1,479万1,609円となります。前年度繰越利益剰余金が2,871万354円でありますので、当年度未処分利益剰余金は1,391万8,745円となります。

次に、５ページの平成16年度南伊豆町水道事業会計剰余金計算書についてご説明いたします。

初めに、利益剰余金の部でありますが、１、減債積立金につきましては、前年度繰入分は200万円、当年度処分額が200万円で、当年度末残高はゼロ円であります。

２、利益積立金につきましては、増減・残高ともございません。

３、未処分利益剰余金につきましては、前年度未処分利益剰余金は3,071万354円で、減債積立金に200万円を積み立てましたので、繰越利益剰余金年度末残高は2,871万354円となりました。

当年度純損失は1,479万1,609円でしたので、当年度未処分利益剰余金は1,391万8,745円となります。

次に６ページをお開きください。

資本剰余金の部についてご説明いたします。

１、国県補助金は、前年度末残高３億5,457万1,844円、当年度発生高2,723万8,095円、当年度処分額14万1,581円で、当年度末残高は３億8,166万8,358円であります。

２、受贈財産評価額は、前年度末残高２億5,453万1,499円で、当年度末残高は２億5,453万1,499円であります。

３、工事負担金は、前年度末残高４億6,033万9,897円、当年度発生高2,294万1,649円で、当年度末残高は４億8,272万3,796円であります。

４、他会計補助金は、前年度末残高4,679万9,048円で、当年度末残高は4,679万9,048円であります。

翌年度繰越資本剰余金合計額としまして11億6,572万2,701円となっております。

次に、16年度南伊豆町水道会計剰余金処分計算書について説明いたします。

１、当年度未処分利益剰余金は1,391万8,745円でありますが、減債積立金に70万円を積み立てましたので、翌年度繰越利益剰余金は1,321万8,745円となります。

次に８ページをお開きください。

平成16年度南伊豆町水道事業会計貸借対照表についてご説明します。

初めに資産の部であります。

１、固定資産のうち有形固定資産は、イの土地からトの建設仮勘定までの減価償却累計額を控除しました有形固定資産合計は36億7,193万4,520円であります。詳しくは30ページをごらんください。

無形固定資産は、水利権と電話加入権で、無形固定資産合計は332万3,000円であります。これは明細につきましては31ページに載っております。

固定資産合計、合計額は36億7,525万7,520円となります。

２、流動資産の現金預金は２億1,459万8,032円で、未収金は給水未収金と未収消費税還付金で3,677万571円となっております。貯蔵品は11万3,150円で、流動資産合計額は２億5,148万1,753円で、資産合計は39億2,673万9,273円であります。

次は負債の部であります。

３、流動負債は、未払金と預かり金で、流動負債合計は8,415万6,591円で、負債合計は同額の8,415万6,591円であります。

次に10ページをお開きください。

次は資本の部であります。

４、資本金。

（１）自己資本金は12億2,439万4,091円であります。

（２）借入資本金のうち企業債は14億3,854万7,145円で、資本金合計は26億6,294万1,236円となります。

５、剰余金。

資本剰余金は、イの国県補助金からウの他会計補助金までの資本剰余金合計は11億6,572万2,701円であります。

（２）利益剰余金、当年度未処分利益剰余金は1,391万8,745円で、剰余金合計は11億7,964万1,446円となります。

資本合計は38億4,258万2,682円であります。

負債・資本合計は39億2,673万9,273円で、資本合計と一致します。

以上で内容説明を終了します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田喜代治君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第２常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、議第90号議案は、第２常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第９１号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤田喜代治君）　議第91号　平成16年度賀茂地区交通災害共済組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第91号の提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、過去の全員協議会等でその経過等をご説明申し上げておりますが、賀茂地区交通災害共済組合は平成17年３月31日をもって解散となったため、地方自治法第292条の規定により準用する地方自治法施行令第５条第３項の規定により、事務を継承した普通地方公共団体の長においてその決算について議会の承認をいただきたく、監査委員の意見を付して提案するものであります。

なお、詳しい内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

〔監査委員　渡邊俊篤君登壇〕

○監査委員（渡邊俊篤君）　平成16年度賀茂地区交通災害共済組合会計歳入歳出決算の審査意見について申し上げます。

審査結果並びに意見。

１、計数の可否。平成16年度決算書及び附属書類は、ともに関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であることを認めた。

なお、歳入歳出残額は現金出納簿と一致していることを確認した。

２、決算の規模。歳入決算額は１億8,402万8,713円に対し、歳出決算額は１億5,368万5,572円で、歳入歳出差引額は3,034万3,141円である。

（注）賀茂地区交通災害共済組合は、平成17年３月31日をもって解散したことにより、平成16年度歳入歳出決算額は平成17年３月31日現在の数値である。

３、決算の状況。

（１）歳入決算の状況は、次表のとおりである。

表を確認してください。

歳入決算額は、予算現額に対し100％の収入率となっている。主なものは、事業収入の

2,165万6,200円で、４万3,327名分の共済会費が収入されていた。財産収入は基金利子で16年度中、中途で満期になった利子分224万6,000円と解約利子190万9,034円の計415万5,034円が収入されていた。繰入金１億5,819万3,000円は、財政調整基金繰入金である。

（２）歳出決算の状況は次表のとおりである。

表を確認してください。

歳出決算額は、予算現額に対し83.5％の執行率となっている。歳出の主なものは、事業費1,790万6,341円で、共済見舞金176件1,461万円等が支出されていた。積立金は財政調整基金への積立金で、16年度中途で満期になった利子分224万6,000円が新規に積み立てられていた。配分金は、構成７市町村への配分金で１億2,808万1,636円が支出されていた。

４、財産に関する調書。

基金の状況。財政調整基金は、15年度末現在高１億5,594万7,000円に新規に224万6,000円積み立てをし、１億5,819万3,000円となったが、平成17年２月28日に全額取り崩し解約をし、16年度末現在高はゼロ円となっていた。

なお、市町村配分金のもととなる額は、１億5,819万3,000円に解約利子190万9,034円の計１億6,010万2,034円となっていた。

以上でございます。

○議長（藤田喜代治君）　監査委員に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑をする者もないので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

企画調整課長。

○企画調整課長（谷　　正君）　それでは、平成16年度賀茂地区交通災害共済組合会計歳入歳出決算の内容説明をさせていただきます。

決算書の１ページをお願いいたします。

これは総括でございます。

歳入歳出の総括でございますが、予算現額１億8,402万2,000円に対しまして、歳入決算額は１億8,402万8,713円で、予算額に対する割合は100％でございます。

歳出決算額につきましては１億5,368万5,572円で、予算額に対する割合は83.51％で、歳入歳出差引額は3,034万3,141円です。

それでは、１ページの左側の歳入の欄から説明させていただきます。

１款の事業収入でありますが、予算現額2,165万円に対しまして調定額、収入済額ともに2,165万6,200円でございます。収入構成比率につきましては11.8％です。

２款の分担金につきましては、予算現額1,000円に対しまして調定額、収入済額ともゼロ円でございます。

３款の財産収入につきましては、予算現額415万5,000円に対しまして調定・収入済額ともに415万5,034円で、収入構成比率につきましては2.2％です。

４款の繰入金につきましては、予算現額１億5,819万3,000円に対しまして調定・収入済額ともに１億5,819万3,000円でございます。収入構成比率は86％です。

５款の繰越金につきましては、予算現額２万円に対しまして調定・収入済額ともに２万1,532円です。

６款の雑収入につきましては、予算現額3,000円に対しまして調定・収入済額ともに2,947円です。

それで歳入合計で、予算現額１億8,402万2,000円に対しまして調定・収入済額ともに１億8,402万8,713円でございます。

次に、右側の支出についてご説明申し上げます。

１款会議費につきまして、予算現額45万、支出済額29万3,591円で、執行率65.2％です。

２款の総務費につきましては、予算現額526万9,000円で、支出済額515万8,004円で、執行率97.9％でございます。

３款の事業費につきましては、予算現額1,955万円で、支出済額1,790万6,341円で執行率91.6％でございます。

４款の積立金につきましては、予算現額224万6,000円で、支出済額224万6,000円で執行率100％でございます。

５款の配分金につきましては、予算現額１億2,808万2,000円で、支出済額につきましては１億2,808万1,636円で、執行率は100％でございます。

６款の予備費につきましては、予算現額2,842万5,000円で、支出はございません。

以上で歳出合計は、予算現額１億8,402万2,000円に対しまして、支出済額は１億5,368万5,572円でございます。翌年度の繰越額は、解散のためございません。不用額及び予算現額と支出済額との比較につきましては3,033万6,428円で執行率は83.5％でございます。

以上、歳入歳出差引残額3,034万3,141円で、基金の繰り入れ等については16年度につきましてはございません。

次に、事項別明細書が２ページ、１ページめくりますと表紙になりますが、それをお開きいただいて、事項別明細がありますが、これについて説明させていただきます。

２ページの歳入から説明させていただきます。

１款の事業収入につきましては、調定・収入済額ともに2,165万6,200円で、不納欠損、収入未済額はございません。これにつきましては、当初予算の構成地域の人口の55％の加入率を見込みましたが、実際の加入率は53.6％の加入者で、その差額分については85万円になるんですが、減額補正をさせていただいております。

共済会費になるんですが、年度当初の４月から８月までが１年間500円、８月から11月までが400円、12月から年度末までが300円という形で、加入者と加入金につきましては右側の付記に書いてあるとおりでございます。

２款の分担金につきましてはございません。

３款の財産収入でございますが、調定額・収入済額ともに415万5,034円で、これにつきましては基金利息でございます。当初予算では、年度中に満期の利息分のみの計上でありましたが、基金をすべて途中で、これはやはり解散に伴うものですから解約して、その解約利息分を含めたものを増額補正しているものです。先ほど監査委員さんも申し上げましたように利息分の224万6,000円と基金解約利息の190万9,034円でございます。

４款の繰入金でございますが、調定額・収入済額ともに１億5,819万3,000円で、財政調整基金の取り崩しであります。これは当初予算では基金取り崩しを通常の事業という形で100万円計上してありましたが、町村にこの分を配分するということになりまして、すべてを解約して繰入金として１億5,719万3,000円を増額補正したというところであります。

５款の繰越金につきましては、調定・収入済額ともに２万1,532円で、これは15年度からの繰越金でございます。

６の雑収入につきましては、調定額、収入済額ともに2,947円で預金利子であります。

歳入合計につきましては、予算現額１億8,402万2,000円に対しまして、調定・収入済額ともに１億8,402万8,713円で、不納欠損、収入未済額はございません。

次に、３ページの歳出の事項別明細についてご説明申し上げます。

１款の会議費ですが、組合会議を年に２回、２月と10月の定例議会という形で、それに対する運営経費であります。

２款の総務費につきましては、当組合の運営的な経費になりますが、管理者・委員等の報酬、それから臨時雇いの賃金、普通旅費、町村会への繰出金というものが主な経費でござい

ます。

３款の１項１目の共済事業費ですが、この欄につきましては組合本来の見舞い金等の支出に関する経費という形になりますが、年度途中で助成金と共済見舞い金が不足となりましたので165万円の補正をしております。それと当初募集の協力費、１名当たり50円の協力費、それから見舞い金請求のときの診断書等の助成金、これは１件当たり5,000円という形、それから共済見舞い金というものが主なものでございます。各支出の内訳につきましては、右側の付記の欄をごらんいただければ、記載のとおりであります。

それから、めくっていただいて、次の３款１項２目の審査会費ですが、これにつきましては共済見舞い金等に関するいろんな事項を審査するという形で、16年度は１回それを開催しております。それの運営経費という形になります。

４款の積立金につきましては、これにつきましては16年度中に基金が満期になったものの利息を基金として積み立てしたものでありますが、当初予算より８万円ほど多かったために補正を行っていると、そういうことでございます。

５款の配分金につきましては、基金の取り崩しに伴う構成市町村への配分金でございます。これにつきましては、16年度当初では計上していませんでしたが、１億2,808万2,000円の補正をしてございます。したがって、基金の取り崩しにつきましては１億5,819万3,000円に解約利息の190万9,034円を足した１億6,010万2,034円の金額という形で、これが16年度に構成市町村に約80％を配分しているという形になります。

６款の予備費につきましては、基金の共済事業に補正した分と配分した分を除いた金額を予備費に補正してありますが、支出はございませんでした。

以上、歳出合計につきましては、予算現額１億8,402万2,000円に対しまして、支出済額は１億5,368万5,572円で、不用額は3,033万6,428円で執行率につきましては83.5％でございます。

次に、５ページを開いていただきたいんですが、実質収支に関する調書でありますが、歳入総額１億8,402万8,000円に対しまして歳出総額１億5,368万5,000円で、歳入歳出差引額は3,034万3,000円でございます。解散に伴うものですから、翌年度に繰り越すべき財源はございません。したがって、実質収支は3,034万3,000円で、これも基金繰入額等にはありません。

それから、５ページの右側になりますが、財産に関する調書でありますけれども、交通災害共済の解散に伴いまして平成17年２月28日に、いわゆる３月31日が解散なものですから、２月28日にこれは基金を取り崩しまして、平成16年度末の基金残高が１億5,594万7,000円に

対しまして年度中の満期利息の積立金224万6,000円、積立金の合計額は１億5,819万3,000円、全額を取り崩しまして、決算年度額の残高はゼロという形になっています。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（藤田喜代治君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

６番議員、梅本和熙君。

○６番（梅本和熙君）　前も説明があったと思うんですけれども、歳入歳出差引残高の3,000万というのは最終的にはどういうふうに処理するのか。

○議長（藤田喜代治君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　　正君）　3,000ちょっとになると思うんですが、それにつきましてはこの決算等認定を受けた中で、それぞれの比率によりまして、先ほどの80％の配分があったような形でまた構成市町村に配分という形になります。

○議長（藤田喜代治君）　梅本和熙君。

○６番（梅本和熙君）　それはいつだと言いましたか。何か保障がまだある可能性があるから……

○議長（藤田喜代治君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　　正君）　16年度のものにつきましてはまだ生きていたものですから、事故というか共済の支払いの報告したものは原則的に請求権が１年間あるということで、それにつきましては各市町村で16年度に収入として賀茂地区交通災害共済組合受入金1,740万2,000円というものを受けた中で、たしか本年の３月議会だったと思うんですが、基金条例等をつくったものと、それから、ちょっと金額はわからないんですが、それに対処するという形での中で、たしか南伊豆は100万円の予算計上した中という形のもので予算措置をとりまして、現時点でそういうものの請求が５人ほどいらっしゃいまして、それの等級等もありまして、共済金が31万円、先ほど申しました書類の助成金等が２万5,000円で共済金が31万円の、それから５件分の２万5,000円の33万5,000円、現在の支出になるんじゃないかなと、現時点ではそういう形で推移しています。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第91号　平成16年度賀茂地区交通災害共済組合会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　全員賛成です。

よって、議第91号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第９２号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤田喜代治君）　議第92号　平成16年度南伊豆総合計算センター会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第92号の提案理由を申し上げます。

本議案につきましても、過去の全員協議会等でその経過等をご説明申し上げておりますが、南伊豆総合計算センターは平成17年３月31日をもって解散となったため、地方自治法第292条の規定により準用する地方自治法施行令第５条第３項の規定により、事務を継承した普通地方公共団体の長において、その決算について議会を承認をいただきたく、監査委員の意見を付して提案するものであります。

なお、詳しい内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議をお願

い申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

〔監査委員　渡邊俊篤君登壇〕

○監査委員（渡邊俊篤君）　平成16年度南伊豆総合計算センター会計歳入歳出決算書意見について申し上げます。

審査結果並びに意見。

１、計数の可否。平成16年度決算書及び附属書類は、ともに関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であることを認めた。

なお、歳入歳出残額は現金出納簿と一致して、平成17年３月31日現在、スルガ銀行（株）下田支店に預金されていたことを確認した。

２、決算の規模。歳入決算額２億275万2,822円に対し、歳出決算額は１億9,620万1,748円で、歳入歳出差引額は655万1,074円である。

（注）南伊豆総合計算センターは、平成17年３月31日をもって解散したことにより、平成16年度歳入歳出決算額は平成17年３月31日現在の数値である。

３、決算の状況。

（１）歳入決算の状況は、次表のとおりである。

表を確認してください。

歳入決算額は、予算現額に対して100％の収入率となっている。主なものは、負担金１億9,662万8,804円で、その内訳は、加入団体負担金１億8,914万3,804円と業務量別負担金748万5,000円となっており、歳入全体の97％を占めている。加入団体負担金は、７市町村分2,759万8,000円、５市町村分１億2,313万1,000円。債務負担行為額分（リース契約解約分）3,841万4,804円となっている。また、業務量別負担金は、給与、水道、固定資産税、国保税、軽自動車税、住民税、住民記録及び介護保険の８業務に対する負担金である。

（２）歳出決算の状況は、次表のとおりである。

表を確認願います。

歳出決算額は、予算現額に対して96.8％の執行率となっている。歳出の主なものは、２款総務費2,503万8,580円と３款業務費１億6,471万8,469円で、歳出全体の96.7％を占めている。

２款の総務費2,503万8,580円においては、人件費1,458万1,654円、需用費182万4,406円（光熱水費123万7,018円外）負担金補助及び交付金633万3,000円（退職手当組合負担金512

万6,310円外）等が支出されている。

３款１項の運転業務管理費１億5,887万2,069円においては、人件費5,078万6,505円、委託料1,756万7,298円（介護保険システム開発費513万4,500円、住民基本台帳ネットワークシステム開発費516万4,740円外）、使用料及び賃借料4,828万4,574円（ホストマシン賃借料3,473万9,460円外）、補償補塡及び賠償金（解散に伴うリース契約解約経費）3,841万4,804円等が支出されている。

また、３款２項の業務処理費584万6,400円においては、需用費413万7,261円（印刷製本費402万4,775円外）、委託料（住民税データパンチ委託料）170万9,139円が支出されている。

４、解散に伴う財産処分について。土地については、平成17年３月31日所有権移転し、共有名義により登記されていると確認した。各持ち分は次表のとおりである。

表を確認してください。

付記。旧南伊豆総合計算センターの職員８名については、平成17年４月１日付で旧構成団体の市町に職員として採用されており、新たな場での活躍を期待するものである。

以上でございます。

○議長（藤田喜代治君）　監査委員に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑する者もないので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

企画調整課長。

○企画調整課長（谷　　正君）　平成16年度の南伊豆総合計算センター会計歳入歳出決算につきまして、その辺の内容説明を申し上げます。

決算書の１ページを開いてください。

先ほどと同様に歳入歳出の総括でございます。

予算額２億274万8,000円に対しまして、歳入決算額は２億275万2,822円で、予算額に対する割合は100％であります。歳出決算額につきましては１億9,620万1,748円です。予算額に対する歳出の割合は96.77％でございます。歳入歳出の差引額は655万1,074円でございます。

それでは、歳入の方から説明させていただきます。

２ページをお開きください。

１款の負担金、予算現額１億9,662万9,000円に対しまして、調定・収入済額ともに１億9,662万8,804円で、歳入全体の収入構成比率は96.97％でございます。

２款の繰越金につきましては、予算現額609万9,000円に対しまして、調定・収入済額ともに609万8,647円で、収入構成比率としては３％でございます。

３款の諸収入につきましては、予算現額２万円に対しまして、調定・収入済額ともに２万5,371円でございます。

歳入の合計で、予算現額２億274万8,000円に対しまして、調定・収入済額ともに２億275万2,822円でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

歳出の経費につきましては、当初の構成団体の７カ市町村経費といわゆる業務を行っている５市町村経費に分かれております。７市町村経費につきましては、１款の議会費、それから２款の総務費、４款の諸支出金、５款の予備費であります。５市町村経費につきましては３款の業務費ということになります。

それでは、１款の議会費からご説明をさせていただきます。

１款議会費、予算現額42万6,000円に対しまして、支出済額34万6,052円で、執行率81.23％でございます。

２款の総務費、予算現額2,590万2,000円に対しまして、支出済額2,503万8,580円で、執行率は96.67％であります。

３款の業務費につきまして、予算現額１億6,903万1,000円に対しまして、支出済額は１億6,471万8,469円で、執行率は97.45％であります。

４款の支出金につきましては、予算現額609万9,000円で、支出済額は609万8,647円で、執行率は99.99％です。

５款の予備費、予算現額129万円でありますが、支出はございません。

以上で、歳出合計で予算現額２億274万8,000円に対しまして、支出済額１億9,620万1,748円で、翌年度の繰越額はございません。不用額及び予算現額と支出額との比較につきましては654万6,252円で、執行率につきまして96.77％です。

次に４ページをお願いいたします。

歳入歳出の差引金額の655万1,074円につきまして、いわゆる解散ということになるものですから、基金の繰り入れ等につきましてはございません。

次に、次ページから歳入歳出の決算事項別明細書等があるものですから、先ほど91号議案と同じような形でご説明をさせていただきます。

まず、事項別明細の１ページをお開きください。

１款の負担金、さきの決算書の２ページで報告いたしましたように当初、補正予算額を合わせた予算現額は１億9,662万9,000円で、調定・収入済額ともに１億9,662万8,804円で、不納欠損額、収入未済額はございません。

１節の加入団体負担金の中に、先ほどご説明申し上げましたように括弧書きの中に７カ市町村と５市町村という形でありますが、これにつきましては経費別に負担金をいただいているという形で、負担金の詳細につきましては決算資料の中にあるものですから、まことに申しわけないのですがごらんになっていただきたいと思います。

２節の業務量別負担金でありますが、電算業務処理団体の納付書等の印刷経費等が主なものであります。

続きまして、２款の繰越金でございますが、調定額、収入済額ともに609万8,647円で、これは前年度からの繰越金でございます。これにつきましては、後ほどご説明申し上げますが、解散に伴うという形で歳出の４款の諸支出金、負担金返還事業の返還金のいわゆる基礎となるものであります。

３款の諸収入につきましては、調定・収入済額ともに２万5,371円で、預金利子は184円です。ほかには臨時雇いの雇用労働保険料の本人負担分という形で２万5,187円というものが計上してございます。

歳入合計は、予算現額２億274万8,000円に対しまして、調定・収入済額ともに２億275万2,822円で、不納欠損、収入未済額はともにございません。

次に、事項別明細の歳出に移ります。

２ページをお開きください。

議会費につきましては、これは先ほどから７カ市町村、５市町村という形でご説明申し上げてありますが、７カ市町村の経費で共通経費でございます。これにつきましては、センター議会、定例会が１月と７月という形で議会を開くんですが、それの運営経費というものが主なものであります。

総務費につきましても、いわゆる管理等の経費であるものですから、７カ市町村の経費という形であります。これにつきましては、２ページから４ページまでにわたるものですから、順次説明いたしますが、センターの庁舎の管理費とか、それから各種負担金及び管理係の職員２名の人件費等をここで支出しているという形になります。

各節の内容につきましては、備考欄に記載してありますとおりでありますが、先ほど監査委員の報告の中にもありましたように解散に伴う計算センターの財産という形で土地、後か

らもう少し詳しくご説明申し上げますが、土地が一部事務組合の計算センターという形であるものですが、それを17年３月31日までにいわゆる構成団体で共有名義の登記をしなさいということで、登記手数料を５万2,500円、ここで支出してございます。

それともう一つは、13節の委託料という形になりますが、計算センターのいわゆる不動産鑑定価格はどのくらいだろうかという形のこの鑑定を行っておりますが、それの不動産の鑑定委託料21万をこの13節の委託料で執行してございます。

次に、３款１項の運転管理費ですが、４ページから５ページ等でありますが、これにつきましては計算係、演算係職員の６名の人件費とコンピューター等の運転業務の経費でございます。

４ページの11節の需用費につきましては、コンピューター運転にかかわる共通的な経費という形になっております。それから、13節の委託料におきましては、介護保険システムの開発費、それから住民基本台帳ネットワークシステムの開発費とか、秘密保持契約に係る作業委託等をこの中で執行しております。

それから、14節につきましては、使用料及び賃借料で、ホストコンピューター等の賃借料、リース料の執行を行っております。

それから、22節の補償、補塡及び賠償金の契約違約金等につきましては、これが17年３月31日で解散ということになりますと、それまでのコンピューターのリース料というのが債務負担行為で処理してあるものですから、それの費用というのが計算センター単独で3,841万4,804円という形になるという形で、それをここのところで契約違約金という形の中で予算計上しまして、ここで執行したと。これにつきましては、過去の町議会等でそれぞれの市町村の持ち分でそれを計算センターの方に負担したと、そういう経緯がございます。

次に、業務処理費ですが、５ページから８ページにかけてということになりますが、１目の給与の業務処理費から７ページの９目の介護保険業務までの業務の処理費ということで、金額につきましては記載のとおりでございます。

諸支出金につきましては、７ページになるんですが、先ほども歳入のところで申し上げました繰越金として取り扱いましたものを全額返還という形で、これにつきましては昨年、予算の方にもありますが、16年の７月の計算センター議会定例後、各市町村に返還したというような経緯がございます。

それから、５款の予備費につきましては、当初予算150万のうちから21万を流用したというのは、先ほどご説明しましたように計算センターの不動産鑑定料から流用して執行したと、

そういう形になっております。

以上で、歳出合計は予算現額２億274万8,000円に対しまして、支出済額は１億9,620万1,748円で、執行率が96.77％という形になります。

それで９ページをお開き願いたいと思います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は２億275万3,000円に対しまして、歳出総額１億9,620万2,000円で、歳入差引額が655万1,000円でございます。解散に伴うものですから、翌年度に繰り越す財源はございません。それによりまして、655万1,000円で基金の繰り入れ等も従ってないという形になります。

それから、10ページの財産に関する調書でありますが、計算センターの解散に伴いまして、先ほど来から申し上げましたように土地が、あそこの敷地が３筆に分かれているんですが、それを７市町村の共有名義に変更したという形、したがって、土地とあそこに建物があるんですが、建物がいわゆる未登記の建物になるんですが、土地の持ち分と同じような考えでいくということの話し合いの中で、現時点では持ち分は土地と同じような形の持ち分というような考えで現在いっているものですから、決算年度の期末残高はゼロという形になっています。

それから、ここにあります今までありました物品等でございますが、これはポットとか、それから茶わんとかというものなんですが、そういうものを各市町村に持ってきてもどうしようもないという形になるものですから、下田市の方で引き取っていただいたという経緯があります。

以上で歳入歳出の決算とそれから実質収支に関する調書、財政に関する調書の説明を終わりたいと思いますが、よろしくご審議の方お願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤田喜代治君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第92号　平成16年度南伊豆総合計算センター会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　全員賛成です。

よって、議第92号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（藤田喜代治君）　本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

各常任委員会に付託されました議案審議のため、あすより21日まで休会といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時３８分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　藤　田　喜代治

署名議員　　梅　本　和　熙

署名議員　　漆　田　　修

平成１７年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第３号）

平成１７年９月２２日（木）午後１時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議第６９号　南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第　３　議第７２号　南伊豆町公共料金等審議会条例制定について
日程第　４　議第７３号　南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例制定について
日程第　５　議第７８号　平成１６年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第　６　議第７９号　平成１６年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　７　議第８０号　平成１６年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　８　議第８１号　平成１６年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　９　議第８５号　平成１６年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１０　議第８６号　平成１６年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１１　議第８９号　平成１６年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１２　議第９０号　平成１６年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について
日程第１３　閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第１３まで議事日程に同じ
日程追加
日程第１４　議第９３号　工事請負契約について

出席議員（１０名）

１番	保坂好明君	２番	清水清一君
４番	谷川次重君	６番	梅本和熙君
７番	藤田喜代治君	８番	漆田　修君
９番	齋藤　要君	１０番	渡邉嘉郎君
１１番	石井福光君	１２番	横嶋隆二君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	助役	小針弘君
教育長	釜田弘文君	総務課長	小島徳三君
企画調整課長	谷　正君	建設課長	高橋一成君
産業観光課長	鈴木博志君	窓口税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	高野　馨君	生活環境課長	石井　司君
会計室長	山本正久君	教育委員会事務局長	鈴木　勇君
水道課長	小坂孝味君	総務係長	松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤　博	主幹	栗田忠蔵

開議　午後　１時００分

◎開議宣告

○議長（藤田喜代治君）　皆さん、こんにちは。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成17年９月定例会本会議第３日目の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤田喜代治君）　会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

６番議員　　梅　本　和　熙　君

８番議員　　漆　田　　修　君

◎議第６９号、議第７２号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤田喜代治君）　これより議案審議に入ります。

議第69号　南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第72号　南伊豆町公共料金等審議会条例制定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

第１常任委員会委員長。

〔第１常任委員長　保坂好明君登壇〕

○第１常任委員長（保坂好明君）　それでは、第１常任委員会の報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成17年９月16日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会９時30分、閉会午後３時47分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は記載のとおりです。

事務局。記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりです。

議事件目、付託件目、委員会決定。議第69号　南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議第72号　南伊豆町公共料金等審議会条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第69号　南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

意見または要望。

１、選挙長、投票管理者、開票管理者等の日当について、質疑があり、答弁がなされた。

議事件目。議第72号　南伊豆町公共料金等審議会条例制定について。

意見または要望。

１、条例第３条の審議委員の人数は７人以内となっており、人数の見直しと公募の枠を設けるべきとの質疑があり、答弁がなされた。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第69号　南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　全員賛成です。

よって、議第69号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第72号　南伊豆町公共料金等審議会条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　全員賛成です。

よって、議第72号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第７３号の閉会中の継続審査の申出書について

○議長（藤田喜代治君）　議第73号　南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例制定についてを議題といたします。

第１常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎議第７８号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤田喜代治君）　議第78号　平成16年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第１常任委員会委員長、第２常任委員会委員長。

〔第１常任委員長　保坂好明君登壇〕

○第１常任委員長（保坂好明君）　それでは、第１常任委員会の報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成17年９月16日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前９時30分、閉会午後３時47分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、記載のとおりです。

事務局。記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりです。

議事件目、付託件目、委員会決定。議第78号　平成16年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出、第１款議会費、第２款総務費、第３款民生費、第４款衛生費、第８款消防費、第９款教育費、第11款公債費、第12款予備費、歳入全般は、原案について不認定とすべきものと決定しました。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第78号　平成16年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

意見または要望。

１、決算審議資料の追加として、工事執行調書の130万円以上の随意契約についての提示と理由を付したものを添付してほしい旨の要望があった。

２、順天堂直営バスの関係で、近くに眼科医があり、多くの方が通院しているため、回ってほしい旨の要望があった。

３、子供たちのかばんにつける防犯ベル購入について検討をお願いしていたが、現在どのように考えているか、質疑があり、答弁がなされた。

４、シルバー人材センターの補助金のあり方、運営の仕方について、質疑があり、答弁がなされた。

５、分別ごみの委託先については、１社しかないが交渉の仕方、あり方に課題がある。それと分別ごみについては、一定期間がたっているので、抜本的な見直しが必要ではないかと、質疑があり、答弁がなされた。

６、青野最終処分場について、地盤を固めていかないと、今後、防災面から災害があると困るので検討してほしい旨の要望があった。

７、小中学校の統廃合をすると6,000数百万円の削減になると聞いているが、交付税相当額に対する節減と解釈していいのかとの、質疑があり、答弁がなされた。

８、小学校の統廃合については、特に慎重に進めるべきとの質疑があり、答弁がなされた。

９、保守点検業務委託契約について、すべて随意契約でやると財務規制や地方自治法が形

骸化してくるので、各課のあるべき姿について、質疑があり、答弁がなされた。

10、行政改革について、全職員にどのような指導をしてきたのか、また、今後どのような指導をしていくのか、質疑があり、答弁がなされた。

11、監査委員の審査意見の中に工事契約の改革が先決であると指摘されているが、この意見についてどのような考えを持っているか、質疑があり、答弁がなされた。

以上です。

〔第２常任委員長　清水清一君登壇〕

○第２常任委員長（清水清一君）　第２常任委員会、報告いたします。

開催月日及び会場。平成17年９月20日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会９時30分、閉会午後２時43分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりです。

議事件目、付託件目。議第78号　平成16年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。歳出のうち第５款農林水産業費、第６款商工費、第７款土木費、第10款災害復旧費及び関連歳入。

委員会決定。原案について不認定とすべきものと決定いたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第78号　平成16年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

意見または要望。

１、遊休農地を今後どのように展開していくのかについて、質疑があり、答弁がなされた。

２、菜の花畑については、農業振興会へ委託されているが、南伊豆分校に依頼したらどうかとの要望があった。

３、差田グラウンド横の空き地については、計画がとんざしているが上物がなくても使えるので、利用についてもう少し前向きに検討するよう要望があった。

４、監査委員の審査意見で工事契約において不透明感が払拭できないと指摘されているが、これに対する担当課としての感想を求め、答弁がなされた。

５、随意契約について、地方自治法施行令第167条の２に規定されているが、この範囲でできているのか、質疑があり、答弁がなされた。

６、随意契約について、今後減らす考えはないのかとの質疑があり、答弁がなされた。

７、伊豆急ケーブルネットワークの放映料委託料は本町において効果があるのかとの質疑があり、答弁がなされた。

８、石廊崎灯台を参観灯台として観光のために活用してほしい旨の質疑があり、答弁がなされた。

９、銀の湯会館の使用料と物品販売収入の利益を将来の大規模改修に備え積み立てる考えはないかとの質疑があり、答弁がなされた。

10、長者ヶ原山ツツジ祭りの期間が過ぎても咲いている時期があり、難しい点もあると思うが、工夫、検討し、ＰＲの方法を考えてもらいたい旨の要望があった。

11、ジャングルパーク跡地に町として岩崎産業に計画を立てさせてほしい旨の申し出をする意向がないのかについて、質疑があり、答弁がなされた。

12、ジャングルパーク跡地の活用問題について、石廊崎区民の意向を聞くことが大切であるが、地区懇談会を開く考えがあるのかについて、質疑があり、答弁がなされた。

13、青野川ふるさとの川の遊歩道は増水すると危険のため、安全策を講じるよう要望があった。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

第１常任委員会及び第２常任委員会とも本案は不認定の報告でありましたので、まず、本案に賛成者の発言を許可します。

４番、谷川次重君。

○４番（谷川次重君）　16年度決算は、我々が認めた予算に基づいて執行されており問題ないと思います。監査委員からいろいろ出された指摘事項はしっかりと踏まえて、今後の17年度予算の執行に当たって取り組んでいけばいいことであって、不認定にすべきではないと訴え、賛成討論といたします。

○議長（藤田喜代治君）　次に、本案に反対者の発言を許可します。

12番議員、横嶋隆二君。

○１２番（横嶋隆二君）　平成16年度決算について、不認定の意思を表明して、以下討論を行

います。

決算の認定、不認定というのは、年度当初に決めた予算がその内容を執行状況においてどうであったか、これはその途上で執行している予算、そして次に予算を組む際に深く教訓にしなければならないという点で非常に重要な内容を持っております。

平成16年度決算は、議会への提出は現鈴木町長ですが、執行期間の平成16年度中は岩田前町長、稲葉助役、碓井収入役、釜田教育長の責任において執行されたものであります。平成16年度を振り返ってみますと、実に異様な中で始まりました。予算議会が終わって一月弱、地区懇談終了後間もない時期の４月下旬に、住民にも議会にも諮られず、前町長は下田市との合併意思を表明、専決処分で合併協議会準備会を設置しました。前町長は、足かけ２カ月にわたった地区懇談会でみずからの考えを述べないまま下田市との合併準備を進め、６月議会には下田市との合併協議会設置議案を提出しました。この議案が、現町長も含めた議会の多数で否決されるや、町民や議会にまともな資料を提出し、真摯な説明をして理解を求めるという姿勢をとるどころか、半ば強圧的な住民発議署名を町内全域にわたって推進をしました。９月議会では、住民発議に基づいたとはいえ、６月議会と全く同じ内容で説明責任も果たさないまま、下田市との合併協議会設置議案を提出、議会はそれを再度否決しました。

この場に至っても、岩田前町長執行部は住民に説明責任を果たす努力をするどころか、町長権限で合併協議会設置の是非を問う住民投票を行いました。この住民投票についても、岩田前執行部は全く責任を行わなかったばかりか、住民投票の結果によっては公式に合併の協議が進んでいくことになる住民投票について、あくまで話し合いの場をつくるなどと、一見民主的のような装いをして、住民に真実を伝える取り組みを行いませんでした。

住民投票の結果は、住民発議請求の署名数とは全く逆転し、６対４の割合で町民は合併しない方向を選択しました。この結果を受けてなお、岩田前町長執行部は自立の町の取り組み姿勢を見せず、従来型過疎計画を提出、平成17年度予算編成過程においては、合併の道を選択しなかったから大変になったなどと誇張し、住民に対して、いわば見せしめ的と言っていい予算の編成取り組みを続けてきました。

このような岩田前執行部の住民無視、議会無視の執行に対して、議会は平成16年度の９月議会で、下田市との合併協議会設置議案を否決直後、行財政改革特別委員会を設置、町の行政と財政と町の推進方向について初めて深く立ち入った検討を始めました。９月議会では、町の方向性などにかかわる問題で、住民の意思を諮る制度として、首長の説明責任を義務づけた常設型住民投票条例を県下で初めて制定しました。12月議会では、当局が提案した過疎

自立計画について、庁舎建設や保健福祉センター建設を大幅に見直し、厳しい財政の中でのまちづくりの方向を提案しました。

記憶に新しいことしの３月議会では、またしても合併の取り組みを進めるという岩田前町長執行部の施政方針や説明責任が果たされないまま町民に押しつけられようとした平成17年度予算案を議会提案で修正、住民投票結果に従わず、新年度予算執行姿勢についても全く住民の意思に従おうとしない岩田前町長、稲葉前助役、碓井収入役執行部の最高責任者である岩田前町長の辞職勧告決議案を、現町長も含めた議会の圧倒的多数で可決したのであります。

平成16年度予算は、このようにかつてなく町内、町政が激動、混乱した中で執行されてきたものですが、住民の生活に密接にかかわる町の方向性を決めていくという半世紀に一度という大きな問題で、その執行姿勢に説明責任を果たそうとする意思が見られなかった点、これは厳しく指摘せざるを得ません。

こうした中で執行された平成16年度決算について、監査意見では、大きな点で見れば、工事契約の問題で特に地方自治法施行令167の２に指摘されている随意契約を大幅に超える契約の問題について、電算機器や学校パソコンなど、こうした具体的な問題でも随意契約が頻繁に行われてきたと。ほかの面でも、これが指摘されている。監査意見では工事契約を真に見直し、透明・公正な契約の締結をしていかないと、南伊豆町の行財政計画はあり得ないとして工事契約の改革を指摘しています。その際に、工事契約の中での不透明感が払拭できない、こういう指摘がされています。議会審議の中でも、この点が明らかになったと思います。

学校パソコンの例で言えば、このパソコンのリースの契約切りかえ時に入札を導入する、あるいは電算機器が新年度に入札をした場合にこれが大幅に落札率が下がってきている。こうした点からも、この監査意見の指摘が極めて当たっている。まだまだこの点では深く解明されなければならない点があります。

監査意見では、行財政改革推進本部を設置されて改革内の経費の削減策も打ち出され、従来よりも行財政改革に目が向いてきているものの、全職員の意識及び危機感が見られない。こうした点は、先ほど指摘された財政の大きな割合を占める工事契約の問題での毅然とした姿勢、こうした姿勢をどのように貫いてきているか、行財政の改革の位置性と実際の執行過程における姿勢が問われているものだと指摘せざるを得ません。

さらに、こうした点を指摘する上で非常に重大なのは、議会は行財政改革の提案を行ってきましたが、同時に議会の大きな役割は執行当局のチェック機能を果たしていく役割を持っています。そうした議会の議員の関連の中に、これはこの事業者が審議の中で明らかになっ

たことは、随意契約をしている理由に、町の施設建物の電気設備管理をしていることを理由に、これが随契で契約が結ばれてきたと。しかも、審議の中での異様性というのは、やはりその業者の親族議員がいるということで、なかなかこうしたことが率直に明らかにされにくい現状があったとはっきり指摘せざるを得ません。教育長の促しでこれが出たものの、これは執行部の担当部局というよりは、議会の直接の関係議員のところにむしろ私たちは振り向かざるを得ません。

業者のホームページには、公共事業が中心であって、請負先が自治体であるということが指摘されています。実に町の本庁舎、銀の湯、小中学校５校全部が電気設備の受託を受けている。私は、当局に対して行革の提案を行う、チェック機能を持つ議員としてこれは踏み込んで改善を図らなければならないと、この点を厳しく指摘するものであります。

姉妹都市の塩尻市でも、その当時の議事録を持っていますが、平成10年に深い考察を行って、こうした議会議員のあるべき姿をただした経過がありますが、私はこの点を例にしながら、深い改善を、抜本的な改善を求めているものであります。

以上指摘してきた内容から見れば、こうした執行がなされて、執行の中でこうした実態が明らかになった以上、この実態を認めるということ自体、いわば執行体制のあり方をチェックしながら修正を求めてきた議会議員、そして、議会議員がみずからこれを改めて再出発した――再出発したというか新しく出発した現鈴木町長の体制すらも否定することにつながると言わざるを得ない。私はこうした予算の執行の状況、現に議会が厳しく戒めて、そして新しい体制の中でこうしたことを執行の中で抜本的に改善、改革をしていく、行財政の改革というのはまさにそこにあるというものであります。

町財政が厳しい中で、住民と協力をして立派な町政運営をしている自治体が幾つも生まれています。私は、そうした点で、これまで議会が１年の間非常に過密な取り組みをしてきた中で現執行部が生まれたわけですが、抜本的な、本質的な行財政改革を進めて町民に貢献することを願うからこそ、この平成16年度、前岩田執行部が、当時の岩田町長、稲葉助役、碓井収入役が執行したこの議案に対して厳しい意見を表明して取り組むことが極めて重要だという意思を述べて、不認定の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　ほかに討論する者ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（藤田喜代治君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第78号　南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、第１常任委員会委員長報告及び第２常任委員会委員長報告とも不認定でありますので、本案は原案について採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　賛成多数です。

よって、議第78号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第７９号～議第８１号、議第８５号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤田喜代治君）　議第79号　平成16年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第80号　平成16年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議第81号　平成16年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第85号　平成16年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

第１常任委員会委員長。

〔第１常任委員長　保坂好明君登壇〕

○第１常任委員長（保坂好明君）　それでは、第１常任委員会の報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成17年９月16日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前９時30分、閉会午後３時47分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は記載のとおりです。

事務局。記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりです。

議事件目、付託件目、委員会決定。議第79号　平成16年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定しました。議第80号　平成16年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定しました。議第81号　平成16年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定しました。議第85号　平成16年度南伊豆町土地取得

特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第79号　平成16年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

意見または要望。

１、国民健康保険税の納付回数の見直し、またその検討の状況について、質疑があり、答弁がなされた。

２、国民健康保険の保険給付費増大に対する町の削減策について、質疑があり、答弁がなされた。

３、国民健康保険制度について、保険者としてのあり方について、質疑があり、答弁がなされた。

４、国民健康保険税の滞納整理における今後の行動計画の考えについて、質疑があり、答弁がなされた。

議事件目。議第80号　平成16年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

意見または要望。

１、老人保健の医療費増大に対する町の削減策について、質疑があり、答弁がなされた。

議事件目。議第81号　平成16年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

意見または要望。

１、介護保険制度における町の現状と課題について、質疑があり、答弁がなされた。

議事件目。議第85号　平成16年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

意見または要望。

１、特に意見または要望はなかった。

以上です。

○議長（藤田喜代治君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番議員、横嶋隆二君。

○１２番（横嶋隆二君）　委員会の審議でもこれは述べましたが、原案に反対する理由は、町

のこの執行体制というよりは制度のあり方の問題です。現在、国民健康保険は組合健保や政府管掌保険に比べても負担率が高い。不況の中で、ますますこれが重税感を持ってきていると。自治体の規模、内容によってこれが大きく変わるという点で言えば、国民皆保険制度の大きな矛盾が小さい町ほどしわ寄せが来ている。こうした点で、負担の軽減を進める上でも制度の抜本的な改善を求める、こういう点での反対の意思を表明したいと思います。

介護保険特別会計についても同様であります。

○議長（藤田喜代治君）　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたしたいと思います。

採決いたします。

議第79号　平成16年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　賛成多数です。

よって、議第79号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第80号　平成16年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　賛成多数です。

よって、議第80号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第81号　平成16年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　賛成多数です。

よって、議第81号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第85号　平成16年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　全員賛成です。

よって、議第85号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第８６号、議第８９号及び議第９０号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤田喜代治君）　議第86号　平成16年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第89号　平成16年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第90号　平成16年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

第２常任委員会委員長。

〔第２常任委員長　清水清一君登壇〕

○第２常任委員長（清水清一君）　開催日時及び会場。平成17年９月20日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前９時30分、閉会午後２時43分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりです。

議事件目、付託件目、委員会決定。議第86号　平成16年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきと決定いたしました。議第89号　平成16年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。議第90号　平成16年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議第86号　平成16年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

１、下水道区域の湊、手石地区の接続率について、質疑があり、答弁がなされた。

議第89号　平成16年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて。

意見または要望。

１、特に意見又は要望はありませんでした。

議第90号　平成16年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について。

意見または要望。

１、石井浄水場拡張工事を中断する考えはないのかとの質疑があり、答弁がなされた。

２、水道料未収金の取り扱いについて、監査委員の審査意見は給水停止の措置も必要である指摘されているが、これに対する水道課の対応について質疑があり、答弁がなされた。

３、石綿セメント管布設がえ工事を実施しているが、アスベストの人体に対する安全性の化学的根拠について、質疑があり、答弁がなされた。

４、石綿セメント管布設がえ工事は来年度も実施するのか、それとも実施しないのかについて、質疑があり、答弁がなされた。

５、水道工事の入札率を１％でも下げる努力を図っていただき、経費の削減をしていただくよう要望があった。

以上でございます。

○議長（藤田喜代治君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番議員、横嶋隆二君。

○１２番（横嶋隆二君）　議第90号の水道事業会計について、簡単に討論を行います。

１つは、これは予算のときもいつも言っているとおり、水が生活に不可欠なものであるという点で、この点でも消費税の添加をやめるべきだということ。

もう１点は、監査意見にも指摘が２点ある点を、これを述べたいと思います。これは、毎年欠損していながら、工事のあり方、これがやっぱり見直されるべきだという点で、議論の中では今後の取り組みについての意思は確認はできましたが、こうした点がやっぱり決算の中では指摘せざるを得ないということ。

もう一つは、一般会計でも述べましたが契約の問題です。随意契約の落札率が入札契約よりも下回っている、常識ではあり得ないというふうに指摘されていますが、契約の問題でも

従来の慣行を断ち切る必要、こうした点でも担当部局のみならず首長のところからも厳しく監視をすべきだと、この意見を述べて討論とします。

○議長（藤田喜代治君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第86号　平成16年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　全員賛成です。

よって、議第86号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

採決いたします。

議第89号　平成16年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　全員賛成です。

よって、議第89号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第90号　平成16年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　賛成多数です。

よって、議第90号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査申出書について

○議長（藤田喜代治君）　日程第13、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第１常任委員会委員長、第２常任委員会委員長及び行財政改革特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（藤田喜代治君）　お諮りいたします。

本日、南伊豆町長から、議第93号　工事請負契約についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第14として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、議第93号　工事請負契約についてを日程に追加し、追加日程第14として議題とすることに決定しました。

◎議第９３号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤田喜代治君）　議第93号　工事請負契約についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第93号　平成17年度町道大平Ｂ線道路改良工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

去る９月９日、指名７社により入札を実施し、設計額6,997万9,350円のところ、請負額6,657万円、うち消費税及び地方消費税の額317万円をもって落札した請負人、静岡県賀茂郡南伊豆町湊320番地の４、長田建設工業株式会社、取締役社長、長田裕二郎との工事請負契約について、地方自治法第96条第１項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものであります。

当事業は、主要地方道下田石廊崎松崎線から下流集落内を通過し、南崎保育所に至る町道の拡幅改良事業で、全体計画は入り口部分の104.5メートル、総事業費約２億2,000万円を見込んでおります。平成16年度に工事に着手し、事業費約7,000万円で27.9メートル完成をいたしました。平成17年度は、事業費約7,000万円で、昨年度の上流へ36.8メートル施行する予定であります。財源は過疎対策事業債を充当し、平成18年度に完了する予定です。

なお、詳細につきましては建設課長より説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤田喜代治君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（高橋一成君）　平成17年度町道大平Ｂ線道路改良工事内容について説明いたします。

当事業は、平成16年度に工事着手し、今年度で２年目となります。県道から104.5メートル区間の下流川と町道が並行する部分の河川を暗渠化し、道路を拡幅する事業で、幅4.7メートル、高さ２メートルを確保した構造となります。道路幅員につきましては、基点側の広いところで約7.1メートル、終点で約5.8メートルとなります。なお、工事用地は河川敷と道路敷を利用するため用地の取得はございません。

このたびの工事請負契約は、平成16年度で基点、県道側27.9メートルを施行した上流側へ36.8メートル施行するものです。昨年度は河口付近で川幅が広かったため工事費が割高となりましたが、今年度からは標準的なものとなります。門型の二次製品を設置するもので、標準タイプのものが幅5.3メートル、高さ2.58メートル、長さ1.5メートル、重量13.4トンで、現場打ちの底板の上にクレーンでつるし込んで設置するものでございます。

敷設に当たり、家屋等に接しているため仮設土どめ工を施行します。ボーリングマシーンで削溝し、Ｈ鋼を立て込んで支柱にし、横矢板を設置しながら掘り下げ、仮設土どめ工とし、その中で構造物を設置するものでございます。平成18年度の完了を目指し、実施していく予

定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（藤田喜代治君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（藤田喜代治君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（藤田喜代治君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第93号　工事請負契約については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤田喜代治君）　全員賛成です。

よって、議第93号議案は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（藤田喜代治君）　本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

９月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成17年９月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会いたします。

閉会　午後　１時５３分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　藤　田　喜代治

署名議員　　梅　本　和　熙

署名議員　　漆　田　　修